

平成21年12月15日(火) 開催

生活環境保健福祉委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 生活環境保健福祉委員会室

○ 開 会

1 付 託 事 件

(1) 議案6件 (別紙)

(2) 陳情12件〔継続分6件、新規分6件〕 (別紙)

2 協議又は報告事項

(1) 発議案について (保健福祉部)

(2) 閉会中の継続調査事件について

- ① 環境保全対策について
- ② コミュニティ事業の推進について
- ③ 健康づくり対策について
- ④ 社会福祉対策について

(3) 岡山県の自殺予防対策について (保健福祉部)

(4) 岡山県の母子保健の現状について (保健福祉部)

(5) 「新世紀おかやま母子保健計画」第2回中間評価の実施について
(保健福祉部)

(6) 「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」(素案)に対するご意見の募集に
ついて (保健福祉部)

(7) 第25回国民文化祭・おかやま2010支援連続講演会の開催について
(生活環境部)

(8) 岡山シーガルス公式戦「岡山県デー」の実施について (生活環境部)

(9) 男女共同参画に関する年次報告について (生活環境部)

(10) その他

○ 次回委員会 平成22年1月15日(金) 午前10時30分 開催

○ 閉 会

1 議第136号 平成21年度岡山県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項「第1表歳入歳出予算補正」

歳 出

第2款 総 務 費

第8項 県民生活費

第3款 民 生 費

第4款 衛 生 費

第11款 災害復旧費

第3項 一般施設災害復旧費

第3条「第3表債務負担行為補正」

1 追 加

- ・岡山県立美術館管理運営委託
- ・岡山県自然保護センター管理運営委託
- ・岡山県南部健康づくりセンター管理運営委託

2 議第144号 岡山県立美術館の指定管理者の指定について

3 議第145号 岡山県自然保護センターの指定管理者の指定について

4 議第146号 岡山県南部健康づくりセンターの指定管理者の指定について

5 議第157号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

6 報第 3号 知事の専決処分した予算について
(平成21年度岡山県一般会計補正予算(第4号))

生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

○継続分 6 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置 送付	に 置 回 答
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間 を国民年金でつなぐ場 合の期間の延長に関す ることについて					
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター 事業の充実について					
陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協 議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切 り、市民生活を底上げ することを求める意見 書の採択を求めること について					
陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東町 2-3-21 岡山県生活と健康を守 る会連合会 会長 大西 幸一	生活保護の母子加算 復活を要求する国への 意見書を求めることに ついて					
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓 病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について					
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について					

生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

○新規分 6 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						執行機関に	
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	対する送付	措置回答
陳情第124号 (21.10.23)	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月 博晶	バス共通ICカード Harecaの宇野バス等未 導入事業者の導入促進 に関することについて						
陳情第129-1号 (21.11.19)	岡山市北区津島西坂 1-4-18 日本労働組合総連合会 岡山県連合会 会長 二宮 卓志	社会的セーフティーネ ットの拡充に関するこ とについて						
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完 全施行等を求めること について						
陳情第132号 (21.11.30)	岡山市北区北方 1-12-32 子供の環境を守る会 代表 柴田 一 外13人、署名者259人	青少年健全育成を阻害 する児童ポルノの有害 図書・有害情報の一掃 を求めることについて						
陳情第134号 (21.12.1)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鵜川 克己	精神障害者の地域生活 移行推進に関すること について						
陳情第135号 (21.12.2)	浅口市寄島町16089-16 一般社団法人 岡山県老人保健施設協会 会長 福嶋 啓祐	介護サービス情報の公 表制度に関すること について						

生活環境保健福祉委員会資料

1. 陳情（継続分6件、新規分4件）について …………… P. 1
2. 岡山県の自殺予防対策について …………… P. 14
3. 岡山県の母子保健の現状について …………… P. 17
4. 「新世紀おかやま母子保健計画」第2回中間評価の実施
について …………… P. 22
5. 「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」（素案）
に対するご意見の募集について …………… P. 23

平成21年12月15日

保 健 福 祉 部

生活環境保健福祉委員会 陳情一覧表

○継続分 陳情 6件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	採 否	委員会の 意 見
陳情第2号 (19. 4. 2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下富夫	公的年金の未加入期間を国民年金で つなぐ場合の期間の延長に関するこ とについて		
陳情第37号 (19. 11. 20)	岡山市南区大福 281-5 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター事業の充実 について		
陳情第73-1号 (20. 9. 8)	岡山市北区富田 町2-9-8 岡山県青年司法 書士協議会 会長 平口裕章	貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を 底上げすることを求める意見書の採 択を求めることについて		
陳情第112号 (21. 6. 9)	岡山市中区旭東 町2-3-21 岡山県生活と健 康を守る会連合 会 会長 大西幸一	生活保護の母子加算復活を要求する 国への意見書を求めることについて		
陳情第119号 (21. 9. 8)	岡山市北区南方 2-13-1 NPO法人岡山 県腎臓病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策につ いて		
陳情第120号 (21. 9. 8)	岡山市北区南方 2-13-1 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策につ いて		

○新規分 陳情 4件

受 理 番 号 (受理年月日)	提 出 者	要 旨	採 否	委員会 の 意 見
陳情第129-1号 (21. 11. 19)	岡山市北区津島 西坂1-4-18 日本労働組合総 連合会 岡山県連合会 会長 二宮卓志	社会的セーフティネットの拡充に 関することについて		
陳情第131-1号 (21. 11. 26)	岡山市北区富田 町2-9-8 岡山県司法書士 会 会長 秀岡康則 外2団体	改正貸金業法の早期完全施行等を求 めることについて		
陳情第134号 (21. 12. 1)	岡山市南区内尾 739-1 特定非営利活動 法人 岡山県精神障害 者家族会連合会 理事長 鶴川克己	精神障害者の地域生活移行推進に関 することについて		
陳情第135号 (21. 12. 2)	浅口市寄島町 16089-16 一般社団法人 岡山県老人保健 施設協会 会長 福嶋啓祐	介護サービス情報の公表制度に関す ることについて		

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の 見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間 を国民年金でつなぐ場 合の期間の延長に関す ることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

公的年金の未加入期間は、国民年金によってつなげるのは2カ年以内となっているが、5年程度に幅を広げてほしい。

(陳情理由)

数年前は企業不振が相次ぎ、リストラ等で職を失い、次の職探しに必死になっているうちに、知らぬ

間に2年以上経過しているという人たちが多くいる。

現在未加入期間が2年より長くても、5年程度は国民年金でつなげるように、社会保険の法令を改訂していただきたい。

国民年金に加入しない人も多し中、加入して未加入期間をなくしたい人には、ぜひ希望をかなえるように法令の改訂を急ぎお願いしたい。国への上申を早急に願いたい。県議会で審議が遅れないようにしていただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

国民年金保険料の未納への対応については、年金制度を運営する国において検討がなされているところであり、その動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター 事業の充実について				送付	回答

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

難病相談・支援センター事業を充実したものにしたい。

(陳情理由)

- 1 患者会への支援
今までの支援と、今後どのように患者会と連携を持ちながら支援をする計画か。
- 2 専門的なネットワークが機能するセンター
各保健所の事業との連携で、どのような役割を担っているか不透明。
また、特に地域ネットのある保健師との連携をとって継続的なケアを続けてほしい。

3 関係機関との連絡調整

特に医療とは切り離せない現状なので、医療システムの不満など、具体的に改善の方向で医療機関との調整をより進めてほしい。

4 出前医療相談の実施

遠隔地にいる患者の生の声を聞いて、センターとしての必要に応じた対応を切に望む。

執行部意見

(保健福祉部)

難病相談・支援センター事業については、従来から岡山県難病団体連絡協議会の代表が参加する運営協議会において、事業内容を協議し、患者ニーズを踏まえながら相談、支援など事業の充実に向けているところである。

さらに、平成21年度から、患者団体をはじめ経済団体や関係行政機関を構成員とした「難病患者就労支援ネットワーク会議」を開催し、就労支援事業を推進するとともに、県北地域での相談体制の整備として、奇数月の第3水曜日に美作保健所において出張相談を実施しているところである。

(医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協 議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切 り、市民生活を底上げ することを求める意見 書の採択を求めること について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

1 雇用政策の拡充

労働に関する規制緩和が繰り返され、労働者の非正規雇用化が急激に進めてきた結果、不安定就労と低賃金労働が増大した。非正規労働者には教育訓練の機会がほとんどなく、貧困に固定化される構造が生まれている。職場に残された正社員も、人員削減による多忙化、非正規雇用になりかえられる不安のもとで長時間労働を強いられている。本来人間らしい生活を実現するための労働が、かえって人々の人間らしい生活を脅かし、人々に先の見えない不安が広がっている。不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組まなければならない。

2 社会保障制度の拡充

社会保障制度が、受給抑制、自己負担増と給付削減が続く中で機能不全に陥っている。一たん収入の低下や失業が生じると生活が崩壊し、社会保障制度によっても救済されず、どこまでも滑り落ちていく構造が生まれている。社会保障制度による市民生活の底支えを構築しなければ、一たん貧困に陥ったら最後、必死に努力しても貧困から抜け出せず、その

貧困が世代を越えて無限に連鎖していくことになる。だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会を実現し、地域社会に活力を取り戻すために、国は憲法第25条に規定されたみずからの責務を果たし、地方に責任と費用負担を押しつける安易な権限移譲は行わず、生活保護費の国庫負担割合を増大させ、年金や生活保護制度などの社会保障制度を拡充すべきである。

以上の理由により、貧困の連鎖を断ち切り、だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会にするため、貴議会が、国会及び厚生労働省に対し、下記項目の実現により市民の生活の底上げに取り組むことを求める意見書の提出を採択していただくよう陳情する。

(陳情事項)

1 不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組むこと。

(産業労働警察委員会付託：平成21年3月16日不採択)

2 年金や生活保護などの社会保障制度を充実させること。

執行部意見

(保健福祉部)

年金や生活保護などの社会保障制度については、国民の暮らしを支える最も重要な社会基盤であるという観点から、社会保障審議会など国において制度の在り方が検討されているところであり、今後ともその動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課、障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東町 2-3-21 岡山県生活と健康を守る 会連合会 会長 大西 幸一	生活保護の母子加算 復活を要求する国への 意見書を求めることに ついて					

[陳情の内容]

生活保護の母子加算は1949年に子育てをひとりでする母親には追加栄養などが必要であることを理由に創設され、1級地23,260円～3級地20,020円を18歳以下の子供がいるひとり親世帯に2004年度まで支給されていた。その後、3年間かけて減額、2009年4月から平均所得の母子世帯の消費水準と比較しても高いと廃止した。母子家庭が置かれている実態を全く把握していない。

母子世帯の実態は「食費を削り、しかし育ち盛りの子供には何とか食べさせたい」「節約のため衣服は我慢しなければならない」「子供が熱を出しても仕事が休めず知人にお願ひもいつもできない」「子供にいつも我慢しなさいということがとてもつらい」さらに父親の役割も果たさなければならないなど経済的にも精神的にも大きな負担がかかっている。

母子世帯の収入は一般世帯の収入の4割に満たないので、生活安定のためには一層の手だてこそ必要で

ある。1980年には、中央社会保障審議会生活保護専門分科会中間的取りまとめで「配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対して、通常以上の労働に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用など余分に必要となる」と確認している。

私たち生活と健康を守る会は、全国18道府県177名(6月5日現在)の方が、母子加算廃止は憲法25条に違反していると審査請求を行った。

6月4日には、民主党、共産党、社民党、国民新党、野党4党が母子加算復活法案を国会に提出した。

私たちは、こうした状況のもとで生活保護制度をよりよい制度にしていくために、次の要求が実現されるよう地方自治法第99条の規定により、国の機関への意見書を提出していただきたい。

(陳情事項)

生活保護母子加算の復活を国に要求していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

母子加算の廃止については、国において生活保護制度の在り方に関する専門委員会等の意見を踏まえて検討の結果、母子加算を除いた生活扶助基準額と一般母子世帯における消費支出額が概ね均衡となっていたことから、段階的な廃止となったものであるが、国において、平成21年9月9日の三党連立政権合意を踏まえ、子どもの貧困解消を図るため、母子加算を平成21年12月から復活された。

(障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ポ ランティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓 病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。残念ながら、沖縄県在住者の透析患者で、続いて18日には神戸市においても同様に透析患者であった。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に腎臓病(透析患者)を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まって、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見てみると、奈義町、勝央町においてすでに公費助成が実施されている。

執行部意見

(保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、国の「予防接種に関する検討会」において、その有効性・安全性、費用対効果等に基づき検討されており、肺炎球菌ワクチンについては、同検討会で、更に検討が必要とされており、その議論を見守ってまいりたい。新型インフルエンザワクチン接種は、国が実施主体となり実施されており、接種費用の負担軽減についても、国において低所得者に対して制度が設けられ、県として必要な対応をしている。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしていきたい。

タミフル等の備蓄については、10月末で27万2,850人分、22年3月末までには38万3,700人分を備蓄予定であり、十分な量と考えている。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないよう、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康対策課・医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について				送付	回答

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。続いて現在では10名の死者が発生している。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に透析患者、難病患者を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まって、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見てみると、奈義町など5町においてすでに公費助成が実施されている。

ぜひ、岡山県内の全市町村において、肺炎球菌ワクチン、新型インフルエンザワクチン、季節性インフルエンザワクチンが公費助成の対象としていただけるよう、早急に検討をお願いする。

また、新型インフルエンザの不安が少しでも解消し、安心して住民（障害者、難病患者）が暮らせるように対策をお願いする。

(陳情事項)

- 肺炎球菌ワクチンを、地方自治体の公費助成対象に導入していただきたい。
- 新型インフルエンザ、季節性インフルエンザの予防接種の公費助成対象を、心臓・腎臓・呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人とし、年齢制限をなくし、全年齢を対象としていただきたい。
- 新型インフルエンザワクチンに関する正確な情報を速やかに伝達していただきたい。
- タミフルなどの治療薬の十分な備蓄を行って、感染が報告された際は、直ちに治療薬が供給できるような対策を確立していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、国の「予防接種に関する検討会」において、その有効性・安全性、費用対効果等に基づき検討されており、肺炎球菌ワクチンについては、同検討会で、更に検討が必要とされており、その議論を見守ってまいります。新型インフルエンザワクチン接種は、国が実施主体となり実施されており、接種費用の負担軽減についても、国において低所得者に対して制度が設けられ、県として必要な対応をしている。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしていきたい。

タミフル等の備蓄については、10月末で27万2,850人分、22年3月末までには38万3,700人分を備蓄予定であり、十分な量と考えている。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないように、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康対策課・医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第129-1号 (21.11.19)	岡山市北区津島西坂 1-4-18 日本労働組合総連合会 岡山県連合会 会長 二宮 卓志	社会的セーフティーネ ットの拡充に関するこ とについて					

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する新たなセーフティーネットの構築に向けた予算措置が、政府の経済危機対策により行われた。この雇用と住居を失った者に対する総合支援策は平成21年10月から実施されているが、訓練・生活支援給付、住宅手当、就職安定資金融資、生活福祉資金がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、セーフティーネットとしての機能が十分に発揮されないことが懸念される。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増している。既に本県においては昨年度の申請件数が3,128件に達し、今後も増加し続けるものと考えられる。約6人に1人が貧困であると

政府が公表し、とりわけ子供の貧困の解決が求められている中、生活保護制度は最後のセーフティーネットであり、国が責任を持って実施態勢を確保すべきであるとする。

このような中、岡山県議会においては、国会及び政府に対し、次の事項を実現する意見書を提出するよう、要請する。

(陳情事項)

- 1 雇用と住居を失った者に対する総合支援策をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。(産業労働警察委員会付託)
- 2 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

執行部意見

(保健福祉部)

国において、制度の構築及び運営を適切に措置されていると認識している。

(障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて					

[陳情の内容]

(陳情事項)

岡山県議会が、国会及び政府に対し下記施策を求める意見書(改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書)を提出することを採択していただくよう陳情する。

- 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
(産業労働警察委員会付託)
- 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。(産業労働警察委員会付託)
- ヤミ金融を徹底的に摘発すること。
(産業労働警察委員会付託)

(陳情理由)

- 我が国では、消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上る。

このような中、多重債務問題が深刻化している。消費者金融から3社以上の借入れがある利用者は300万人、200万人以上が3カ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2003年のピーク時には約24万件、最近でも14万件に及ぶ。多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶たない。多重債務問題は命の問題にもつながる。

これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのが、クレジット、サラ金、商工ローンなど貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て及び大量宣伝などである。

- 2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止(総量規制)などを含む改正貸金業法が成立した。

同法が完全施行される時期は2009年12月から2010年6月までとされているが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されている。

- 政府も多重債務対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸し付けの充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

そして、改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることになる。

- 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

- しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制等の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

6 そこで、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため以下の施策を求めるための意見書を国会及び金融庁等に対して提出していただくよう陳情する。

- (1) 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- (2) 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- (3) 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (4) 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (5) ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

執行部意見

(生活環境部・保健福祉部)

2 政府が策定した「多重債務問題改善プログラム」を受け、県では、関係機関・団体の参加を得て、「岡山県多重債務者対策協議会」を設置し、無料法律相談会等を開催するとともに、全市町村において多重債務者からの相談に対応できる窓口を整備している。今後、国からの支援が得られれば、相談窓口の拡充など、より一層の体制整備を図ることができると考えている。

(生活環境部県民生活課)

3 既存のセーフティーネット貸付である低所得者等向けの生活福祉資金貸付制度については、抜本的な見直しが行われ、本年10月から新たに総合支援資金（一時生活再建費）が創設されるとともに、併せて貸付利子が引き下げられ活用しやすくなっており、今後とも国における制度創設等動向を見守ってまいりたい。

(生活環境部県民生活課・保健福祉部障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第134号 (21.12.1)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鶴川 克己	精神障害者の地域生活 移行推進に関すること について					

[陳情の内容]

1 (陳情事項)

基幹型地域生活支援センターゆうの運営について、国・県も強力に進めている精神障害者の地域生活移行に必要なサービスの提供が継続して行えるよう、必要な予算の確保をお願いしたい。

(陳情理由)

基幹型地域生活支援センターゆうは、岡山県障害福祉計画における地域活動支援センターを補完することに加えて、来所相談、家庭訪問、日常生活支援、地域交流、就労支援等に取り組んでおり、その利用ニーズは拡大傾向にある。さらに、ホステル利用者、24時間電話相談利用者の増加に伴い、夜間勤務の充実が必要となり、就業規則を改正し、勤務体制の変更を行った。これらによって、限られた運営費の中でサービス低下が生じる可能性があることを危惧している。

2 (陳情事項)

精神障害者の地域生活移行を推進する上で、最重要課題である住宅の確保に向けて実効性のある取り組みを確実に実施していただきたい。

(陳情理由)

私たち家族会は、病院や施設から地域への大きな流れの中で、精神障害者が地域で普通に生活できる環境を整えるために、岡山県障害者長期計画及び岡山県障害福祉計画に沿って、精神障害の正しい理解に向けた啓発と市町村を実施主体とした在宅支援事業が進められていることに、大きな期待を寄せている。

その一方で、精神障害者の地域移行に係る住居の確保が十分でないことに不安を感じている。県では、民間賃貸住宅の家賃保証のための保証料の助成制度が施策化され、実施されているが、実際にはあまり機能していない。住まいの確保は、退院可能な精神障害者1,300名の地域生活移行に向けて最重要の課題と認識している。

執行部意見

(保健福祉部)

基幹型地域生活支援センターゆうについては、精神障害のある人の地域生活移行を支援する拠点施設として、安定的にサービスが提供できるよう必要な予算確保に努めてまいりたい。

地域での生活への移行に必要な住宅の確保については、20年度に精神障害者地域移行推進協議会がとりまとめた報告書に基づき、本年度は新たに住宅確保支援に従事しているNPO法人職員の人件費助成を行うとともに、不動産関係者の研修を実施して、精神障害のある人への理解を深めてもらっている。

今後とも、保健所、市町村、関係機関と協力して支援ネットワークを強化し、精神障害のある人の住宅の確保を支援してまいりたい。

(健康対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第135号 (21.12.2)	浅口市寄島町16089-16 一般社団法人 岡山県老人保健施設協会 会長 福嶋 啓祐	介護サービス情報の公表制度に関する ことについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

介護サービス情報の公表制度は、広く国民に浸透しておらず、利用率が非常に低いものになっている。実際に国民に対して調査を行い、同制度の有意性を問う必要があると思われる。

この制度の調査項目が膨大であり、資料等を用意す

るために多くの労力を費やしている。介護施設の経営が厳しい昨今、高額な手数料を支払い、かつ通常業務時間を圧迫してまで有意性に疑問の残る制度を推進することに疑問を感じる。この制度の廃止を検討していただきたい。

以上の点を御検討いただき、ぜひともこの陳情を御採択賜り国へ意見書を提出していただくようよろしくお願いする。

執行部意見

(保健福祉部)

介護サービス情報の公表制度は、利用者がサービス内容を比較検討して事業所を選択するため、平成18年度から介護保険法に事業者の義務として定められたものであり、公表されるサービス内容は関係省令等で規定されている。

なお、平成20年度における介護サービス情報ホームページへのアクセス件数は約44,000件となっているところである。

(長寿社会対策課)

岡山県の自殺予防対策について

1 自殺の現状

全国の自殺者数は、10年以降連続して3万人を上回り、県内でも毎年400人前後の方が亡くなっている。

20年の自殺者数は、381人で、年齢別の自殺者数は、50代が最も多く、次いで70代、40代、60代の順となっている。

2 岡山県の自殺予防対策

(1) 岡山県自殺対策連絡協議会の開催

公的機関と民間団体とが協働し、県内の自殺の発生状況や各種対策、具体的取り組みについて協議。

(2) 心の健康相談窓口の強化

リストラ・多重債務等で、こころの悩みを抱えている人の相談に応じるため、法律の専門家を配置し、保健所・支所の相談窓口を強化。

(3) 自殺予防のための普及啓発

広く県民に対し、自殺予防のための、テレビ・ラジオスポットの放送やポスター・チラシの配布など、自殺のない生きやすい社会づくりの普及啓発を行う。

(4) 自死遺族の会の開催

保健所が自死遺族の方のつどいを実施。

(5) 電話相談対応人材の確保・養成

民間団体に対し、電話相談に対応する人材育成研修や公開講座の開催を委託。

(6) 中小企業を対象に自殺予防研修等の支援

経済団体が中小企業を対象に行う、自殺予防のため研修や相談を支援。

(7) ハイリスク者への相談支援

自殺未遂者等のハイリスク者に対して、相談対応や支援を行い、併せて支援のためのノウハウを蓄積するとともに、人材育成を行う。

(8) かかりつけ医のうつ病対応力向上研修

内科等のかかりつけ医師が、うつ病の早期発見・早期治療ができるように、治療技術や対応力を向上するための研修を実施。

3 自殺予防啓発テレビスポット等の概要

(1) 趣 旨

自殺のない生きやすい社会づくりに向け、県民一人ひとりが自殺予防を考え、自らも周囲の人に支えられていることに気づき、自殺をなくすために、世代別の自殺の特徴に応じた、テレビ・ラジオスポットを作成し、放送する。

(2) 内 容

ア) 15秒テレビスポット、20秒ラジオスポット

イ) 世代別自殺の特徴に対応したもの

- ・ いじめ・インターネット自殺（10～20代）
- ・ 働き盛りの過重労働自殺（30～40代）
- ・ 職域管理職の自殺（50代）
- ・ 老老介護の自殺（60代）

ウ) 放送期間 21年12月、22年2月の2か月間

○全国及び岡山県の自殺者数・自殺死亡率

	岡山県			全国	
	自殺者数 (人)	死亡率 人口10万対	全国順位 少ない方から	自殺者数 (人)	死亡率 人口10万対
11年	433	22.2	8	31,413	25.0
12年	378	19.5	2	30,251	24.1
13年	411	21.2	9	29,375	23.3
14年	399	20.6	6	29,949	23.8
15年	397	20.5	2	32,109	25.5
16年	368	19.0	1	30,247	24.0
17年	418	21.5	8	30,553	24.2
18年	369	19.0	2	29,921	23.7
19年	423	21.9	9	30,827	24.4
20年	381	19.7	1	30,197	24.0
21年 7月現在	248	12.8	4	18,504	14.7

出典：人口動態統計

○岡山県の年齢別自殺者数の推移

(単位 人)

	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	計
18年	(1.4) 5	(14.6) 54	(12.7) 47	(14.6) 54	(20.6) 76	(15.5) 57	(20.6) 76	369
19年	(2.6) 11	(9.9) 42	(8.5) 36	(14.2) 60	(20.8) 88	(21.3) 90	(22.7) 96	423
20年	(3.1) 12	(10.0) 38	(12.4) 47	(17.3) 66	(22.3) 85	(17.3) 66	(17.6) 67	381

(注)表中の()は自殺者全体に占める構成比(%)

出典：人口動態統計

(参考) 原因・動機特定自殺者の原因・動機別状況(H20年)

原因・動機別	岡山(件)	全国(件)
家庭問題	60	3,912
健康問題	153	15,153
経済・生活問題	84	7,404
勤務問題	39	2,412
男女問題	12	1,115
学校問題	8	387
その他	21	1,538
件数計	377	31,921
特定自殺者数	264	23,490
不明自殺者数	143	8,759
自殺者実数	407	32,249

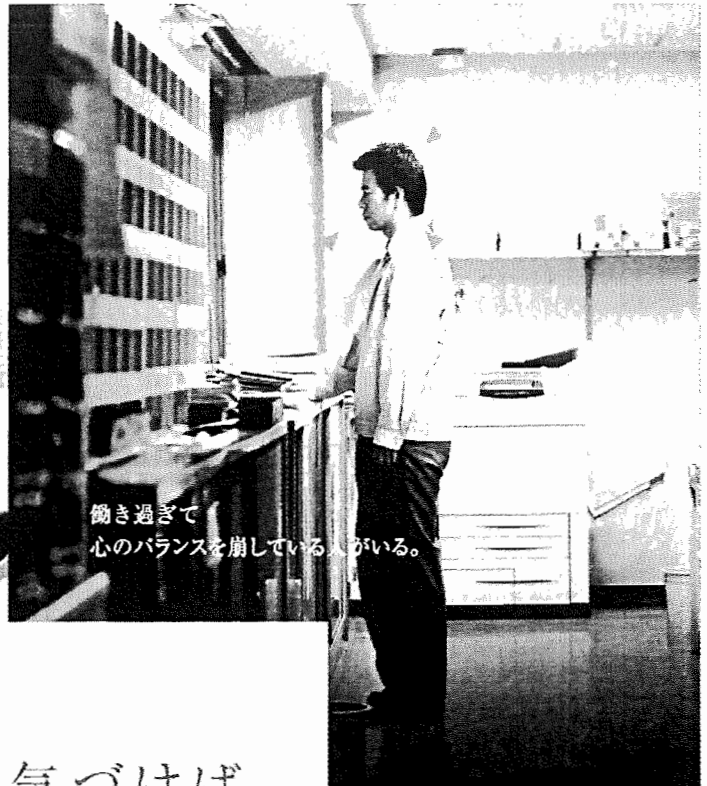
(注)・自殺者1人当たり最大3件まで動機を計上しているため、自殺者数と件数は一致しない。

・平成20年中における自殺の概要資料(出典：警察庁)

インターネットのいじめにより、
心が傷ついている子がいる。



働き過ぎて
心のバランスを崩している人がいる。



その
シグナルに気づけば、
救える命があります。

ストレスに苦しむ
管理職世代の人がいる。



介護に疲れて
思い悩んでいる人がいる。



様々な理由で、生きることに苦しんでいる人がいます。
自殺を考えている人は悩みを抱えながらも、シグナルを発しています。
周囲の方が、そのシグナルに気づき、専門家につなぎ、
見守ることで、多くの自殺は防ぐことができることを、どうか知っておいてください。

あなたは
大切な
人です。

岡山いのちの
電話

086-245-4343 (24時間
受付)

自殺、みんなで防ぐ。

岡山県

岡山県の母子保健の現状

結婚や子育てに夢が抱け 子どもを持ちたい人が
安心して子どもを持ち 子育てを楽しむことができる
地域・社会の実現を目指して

新世紀 おかやま母子保健計画 — 4つの重点課題— (2002年～2010年)

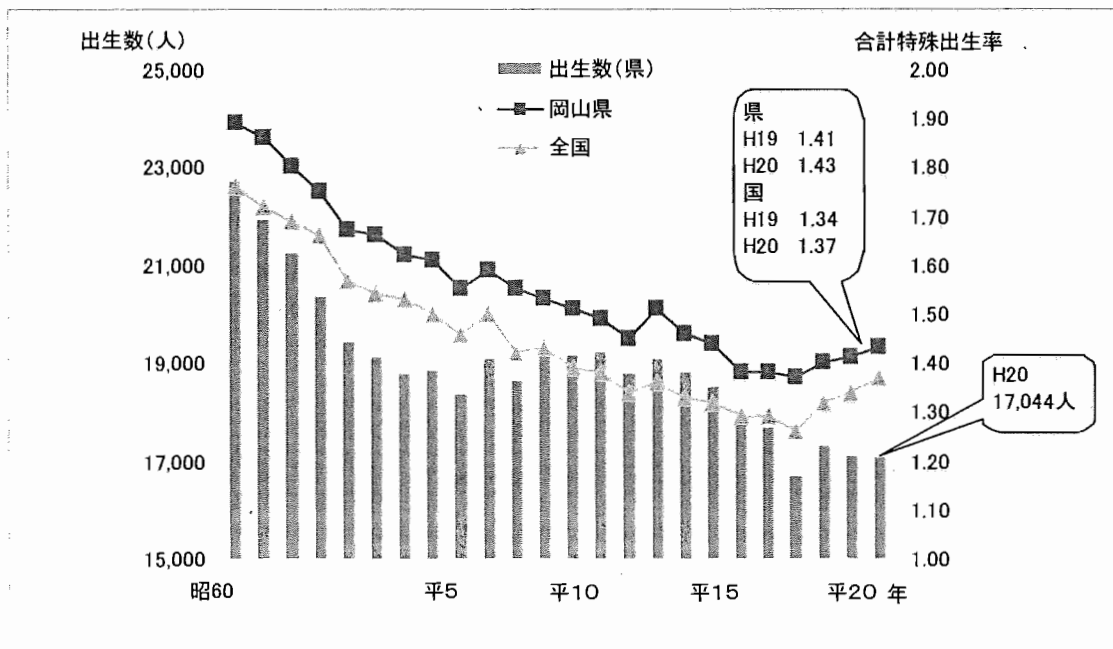
- 課題 1 妊娠・出産の安全性と快適さの確保など生涯を通じた女性の健康支援
- 課題 2 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援
- 課題 3 安心できる医療・療育体制の整備
- 課題 4 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

1 母子保健をとりまく状況

1) 出生数と合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの



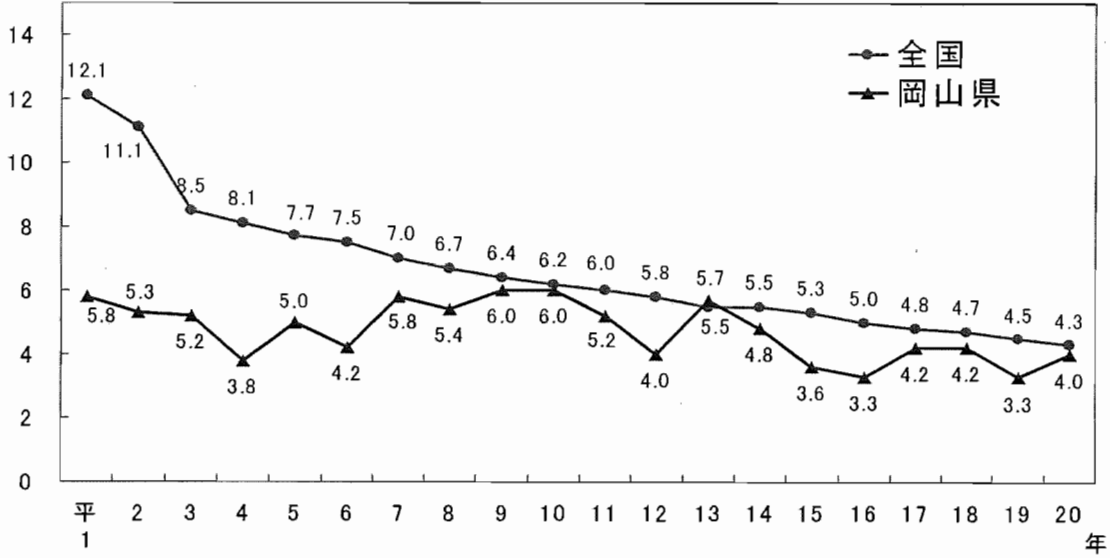
<資料：厚生労働省「人口動態統計」>

2) 周産期死亡率の推移

周産期死亡率（出産千対）：

妊娠満22週以降の死産＋早期新生児（生後7日未満）死亡

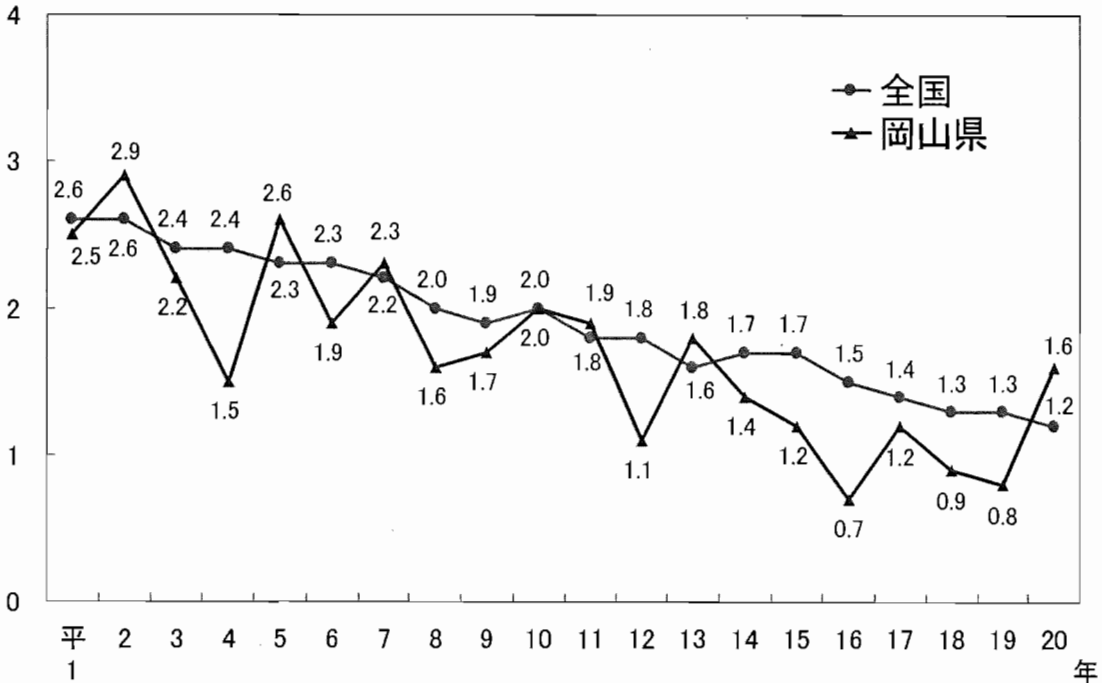
出産千対



3) 新生児死亡率の推移

新生児死亡率（出生千対）：生後28日未満の死亡

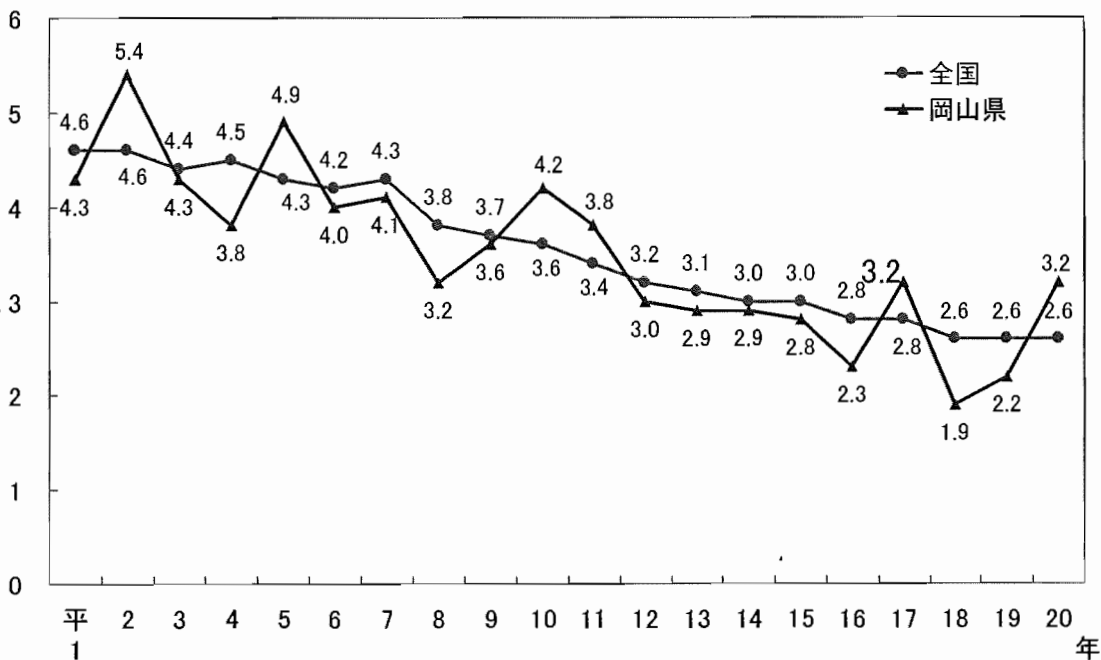
出生千対



4) 乳児死亡率の推移

乳児死亡率（出生千対）：1歳未満の死亡

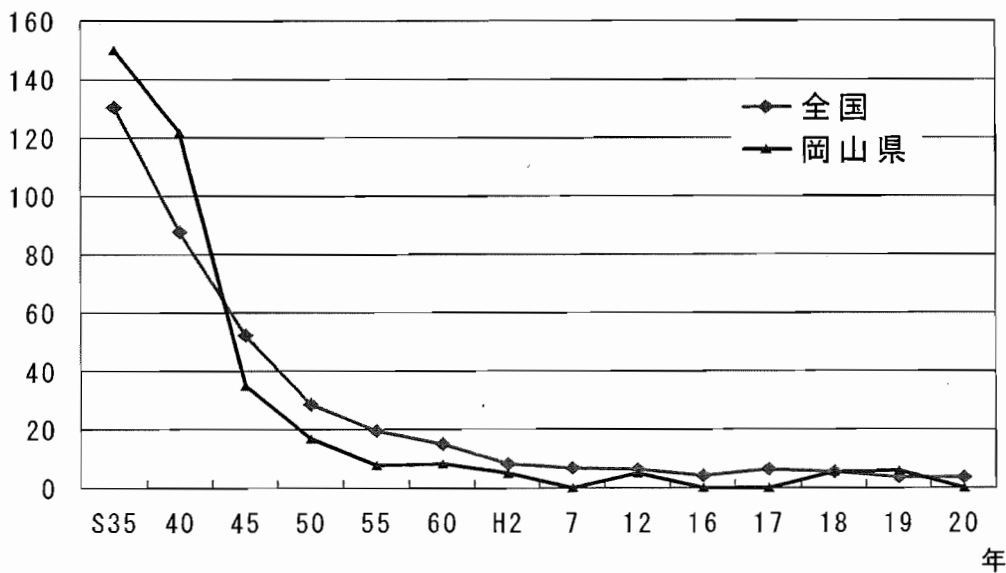
出生千対



5) 妊産婦死亡率の推移

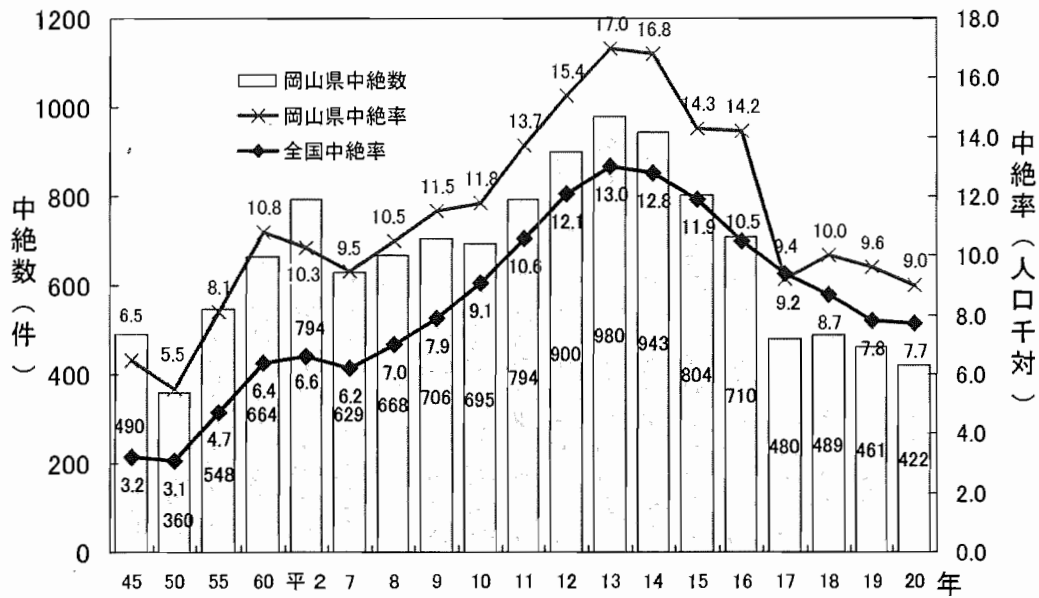
妊産婦死亡率（出生10万対）：
妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡

(出生10万対)

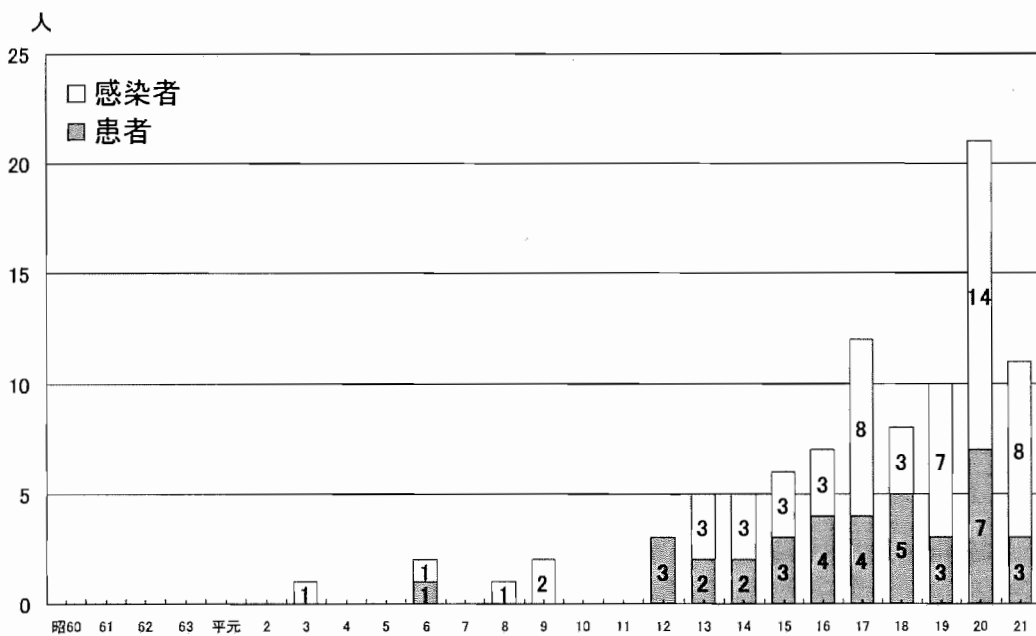


(※平成18年、19年いずれも各1人、20年は0人)

6) 10代の人工妊娠中絶数・率の推移



7) HIV感染者及びAIDS患者届出数の推移 (岡山県)



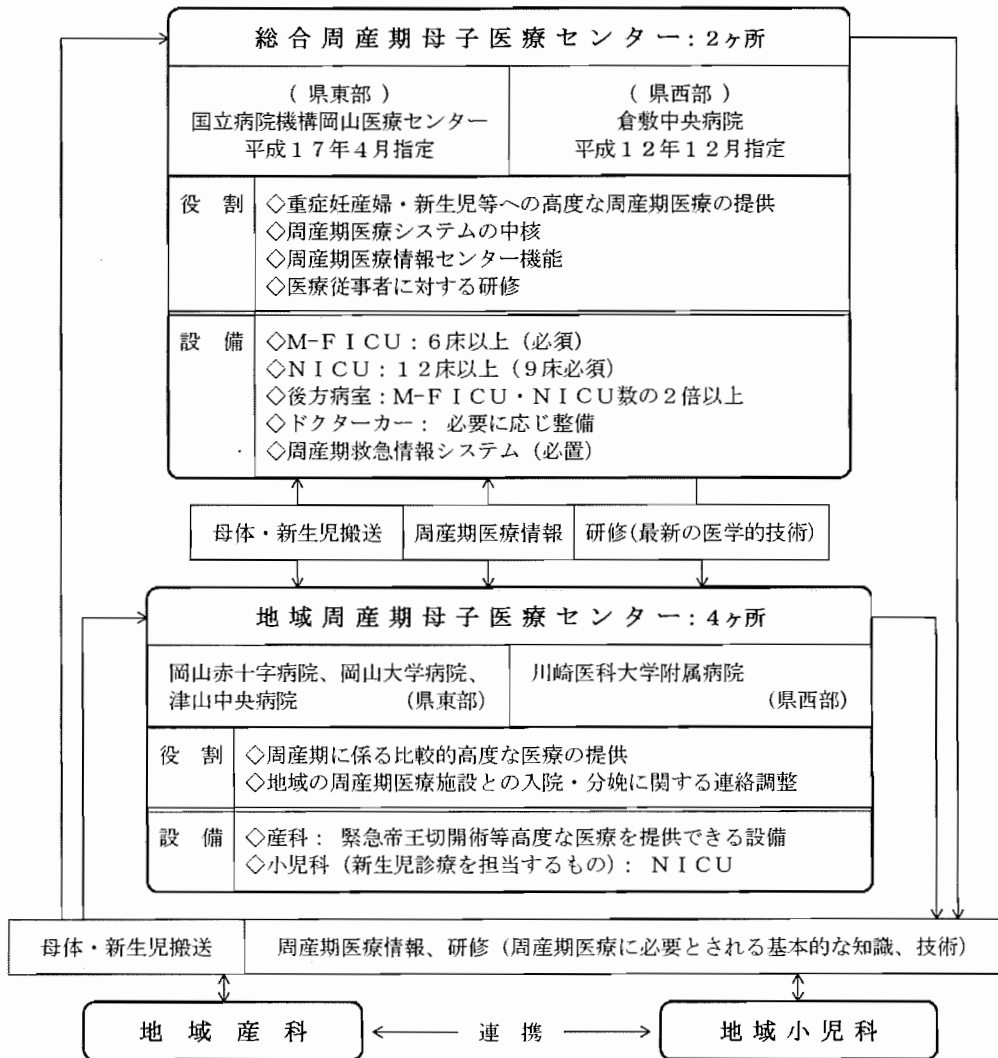
※平成21年は11月20日現在

2 周産期医療体制について

安全な妊娠・出産に向け、若年妊婦、高齢初妊婦、多胎妊娠等のリスクの高い母体・新生児に対し、高度な周産期医療を24時間体制で提供する2ヶ所の総合周産期母子医療センターと、4ヶ所の地域周産期母子医療センターが、地域の産科・小児科医療機関と連携を図っている。

○周産期医療：

妊娠満22週から生後1週間未満の母体・胎児・新生児に対する医療



◇ 総合・地域周産期母子医療センターの利用状況（平成20年）

	病床数 (ICU)	年間利用実人員	搬送数	搬送元							
				総合周産期センター	地域周産期センター	病院	診療所	助産所	他県	その他・不明	
総合	妊産婦	12	214	132	1	9	27	67	1	27	0
	新生児	33	637	161	0	11	63	65	3	18	1
地域	妊産婦	2	49	24	0	0	23	0	1	0	0
	新生児	23	328	38	2	0	15	18	0	3	0

平成20年度 岡山県周産期医療協議会資料

「新世紀おかやま母子保健計画」第2回中間評価の実施について

1 趣 旨

「健やか親子21」の県計画である「新世紀おかやま母子保健計画」は、13年から22年までを計画期間として取り組み、18年度には、中間評価を実施して、計画を推進してきた。

この度、国から「健やか親子21」の計画期間を4年間延長し、次世代育成支援対策法に基づく地域行動計画（新岡山いきいき子どもプラン）と期間を合わせ、終期が26年度となったことから、「新世紀おかやま母子保健計画」も26年まで計画期間を延長することとし、22年度中に第2回の中間評価を実施することとした。

第2回中間評価では、各指標の到達度の分析や新たな課題に対する指標の設定等を検討するとともに、妊娠中や出生時、乳幼児の現在の生活状況等を調査し、中間評価委員会による県全体のニーズの分析と計画の評価を実施する予定である。

2 事業内容

- (1) 調査検討会及び実態調査の実施（21年度実施）
- (2) 中間評価検討会の開催（22年度実施）

実態調査結果分析に基づき、医師会・歯科医師会、母性衛生学会、小児保健協会等関係機関や行政関係者による検討委員から、親子をとりまく健康上の課題等を報告、意見交換し、計画や中間評価に反映させる。

3 中間評価の実施スケジュール

21年度	調査検討会及び実態調査の実施
22年度	
・5月～12月	第2回中間評価検討会の開催（4回程度）
・9月～10月	母子保健担当者会議、市町村・保健所との検討会
・11月	パブリックコメント
・12月	計画の決定

「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」（素案） に対するご意見の募集について

岡山県では、今年度、平成22年度からの県の次世代育成支援対策を総合的・計画的に推進するための指針となる「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」を策定することとしています。

この度、その素案を取りまとめましたので、次のとおり県民の皆様のご意見・ご提言を募集します。多くのご意見等をお待ちしています。

なお、今後の国の動向等により、プランの記載内容等の一部が変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

1 プラン（素案）の公表方法

岡山県保健福祉部子育て支援課のホームページに掲載しているほか、県庁保健福祉部子育て支援課（県庁5F）、県政情報室（県庁4F）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、各児童相談所（中央・倉敷・津山）、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館（2F郷土資料部門）に備え付けています。

〈岡山県保健福祉部子育て支援課ホームページURL〉

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=40

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所（市町村名のみで結構です）、性別、年齢、電話番号をご記入の上、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。（その際には、どの部分についてのご意見かがわかるように、該当ページ及び箇所等を明記してください。）

郵送	〒700-8570 岡山県保健福祉部子育て支援課 へて ※郵便番号とへて先を記入すれば、住所の記載は不要です。
ファクシミリ	(086) 234-5770
電子メール	kosodate@pref.okayama.lg.jp
インターネット	岡山県保健福祉部子育て支援課のホームページから、専用フォームに入力し、送信してください。（WindowsVistaSP2、Windows7については動作検証を行っておりませんのでご注意ください。また携帯電話には対応しておりません。ご了承ください。）

なお、電話でのご意見等はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

また、ご意見等の提出に当たっては次の様式を用意していますので、ホームページからダウンロードの上、ご利用ください。 ・WORD形式 ・一太郎形式

3 募集期間

平成21年12月15日（火曜日）から平成22年1月15日（金曜日）まで
※最終日の1月15日につきましては、当日必着とさせていただきます。

4 ご意見等の取扱い

ご提出いただいたご意見等の概要とそれに対する県の考え方、また、ご意見等に基づき本案を修正した場合は、県のホームページ等で公表します。（お名前、ご住所及び電話番号を公表することはありません。）

なお、いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明確なものなどにつきましては、県の考え方をお示しできない場合があります。

5 お問い合わせ先

岡山県保健福祉部子育て支援課 児童福祉・少子化対策班
電話番号（086）226-7347（直通）

平成21年12月15日開催
生活環境保健福祉委員会 資料

「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」 (素案) について

平成21年12月

岡山県

岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部

「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」(素案)の概要

計画策定の趣旨

前プラン策定後、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化



子どもの幸せの視点に立つて、総合的・計画的な子育て支援施策を強かに推進

計画の位置付け

- ① 中期的な視点から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的、計画的に推進するための基本的な計画
- ② 次世代育成支援対策推進法第9条に基づき「次世代育成支援対策の実施に関する計画(都道府県計画)」
- ③ 母子及び寡婦福祉法第12条に基づき「ひとり親家庭等自立促進計画」
- ④ 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」

計画期間

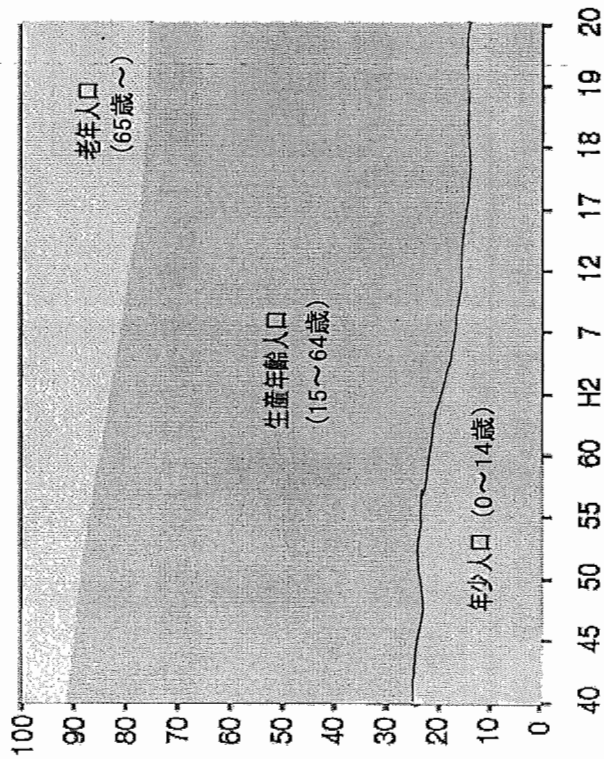
平成22年度～平成26年度(5年間)

岡山県の子どもを取り巻く現状と課題

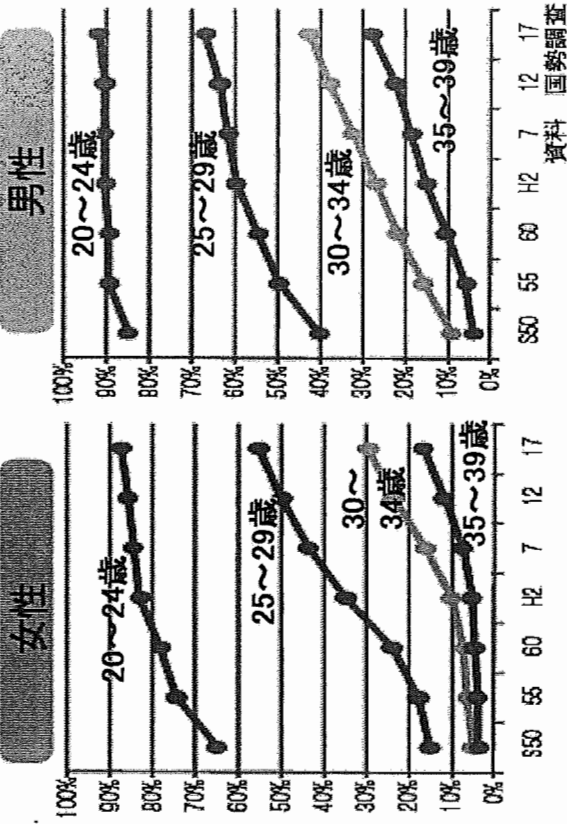
様々なデータをもとに、

- ① 少子化の現状
- ② 少子化の要因と背景
- ③ 少子化の影響
- ④ 子どもを取り巻く環境の変化について整理

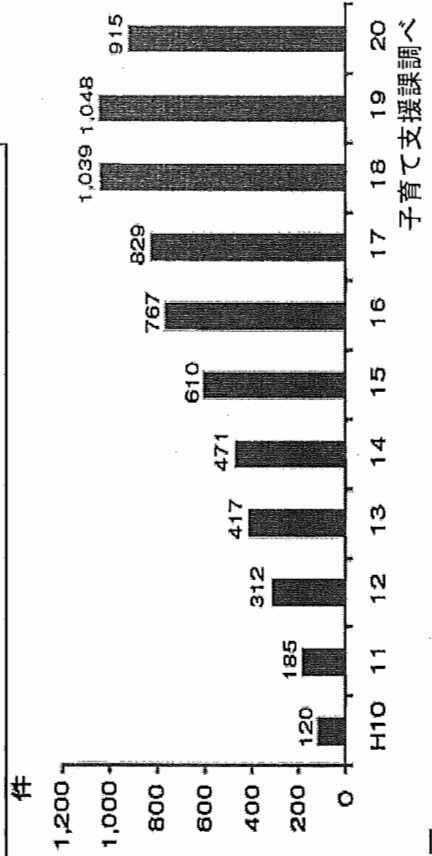
岡山県の年少人口減少の推移



岡山県の未婚率の推移



岡山県の子ども虐待相談対応件数の推移



前プランの検証と現状分析

① 個別事業の目標事業量等の達成状況

→ 多くは目標達成に向けて着実に推移

- ▷3歳児の虫歯有病率 31.7%(H16) → 24.4%(H20)
- ▷放課後児童クラブ実施か所数 253か所(H16) → 338か所(H20) 等

② 県民意識調査結果

→ 平成15年調査時よりも厳しい環境にあることを示すデータも

- ▷子育てが楽しいと感じている人の割合 76.4%(H15) → 63.6%(H20)
- ▷子育てに自信がなくなることがある人の割合 59.1%(H15) → 66.8%(H20) 等

③ 「意見を聴く会」等による意見等の聴取

→ 県内3地区で開催。子育て協議会の意見書、「おぎやつと21」来場者の声も

④ 県民意識調査結果の県立大学による解析

→ 母親の育児負担感をいかに軽減できるかがポイント



前プランの検証結果等を踏まえ、今日的課題に対応できるよう取組を発展・強化

基本理念の設定

子育て支援は岡山の未来づくり
—「暮らしやすさ日本一」の情れの国を目指して—

基本的考え方

次代を担う子どもたちが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを目指す

県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指す

前プランを点検・評価することで明らかになった今日的課題に対応できるよう、取組をより一層発展・強化させる

基本目標

I 子どもの心と体をはぐくむ
家庭づくり

II 子どもが健やかに育つ
地域づくり

III 子どもを安心して生み育てる
社会環境づくり

IV 子どもをまもり支援する
体制づくり

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

発展・強化

施策の方向

重点施策

多様な個別のニーズを持つ、子育て家庭の視点に立った支援

1 母子保健対策の充実

- (1) 正しい知識の普及と情報提供
- (2) 全戸訪問による早期支援
- (3) 健康診査と保健指導等の充実
- (4) 相談体制の充実
- (5) 歯の健康づくり
- (6) 思春期保健対策の充実
- (7) 不妊治療対策の充実

2 家庭の子育て力の充実

- (1) 次代の親の育成
- (2) 若者の就職支援
- (3) 結婚を応援する環境づくり
- (4) 家庭の教育力の向上
- (5) 男女共同参画による子育ての推進

3 食の安全・安心の確保と「食育」の推進

- (1) 食の安全・安心の確保
- (2) 「食育」の推進

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

目標事業量 (主なもの)

項目	目	現状 (H20)	目標事業量	目標年度	担当課
1歳6か月児の健康診査受診率		89.8%	100%	H26年度	健康対策課
新生児聴覚検査の受診率		82.8%	100%	H26年度	健康対策課
公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合		26.0%	100%	H26年度	保健体育課
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数		21校	50校	H26年度	指導課
公立小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合		44.7%	47%	H26年度	保健体育課

成果目標 (主なもの)

項目	目	現状	成果目標	調査等
十代の人工妊娠中絶率(15歳以上20歳未満女子の人口千人に対する比率)		9.8 (H19)	減少	衛生行政報告例
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じている」ときの方が多い)人の割合		63.6% (H20)	75%	県民意識調査
いずれ(「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつければ」)結婚したい人の割合【20～34歳独身者調査】		76.7% (H20)	85%	県民意識調査
父親が子育てに関わっている割合		78.6% (H20)	90%	県民意識調査

Ⅱ 子どもが健やかに育つ地域づくり

子育て支援は
岡山の未来づくり

発展・強化

施策の方向

重点施策

1 県民みんなで子育てをする気運の醸成

- (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
- (2) 地域社会の教育力の向上

2 地域ぐるみの子育て支援の推進

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 子育て支援組織の育成
- (3) ふれあいの拠点づくり
- (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
- (5) 地域における人材の養成確保
- (6) 子育てサービス情報の発信

3 子どもの生きる力の育成

- (1) 地域・世代間交流の促進
- (2) 社会参加活動への支援
- (3) 学校教育の推進

4 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) 安全な遊び場の整備
- (2) 安全な生活環境の整備
- (3) 安全な社会環境づくり

地域の様々な
社会資源や担
い手の連携・
協働による支
援

Ⅱ 子どもが健やかに育つ地域づくり

目標事業量 (主なもの)

項目	現状 (H20)	目標事業量	目標年度	担当課
ももっカード(おかやま子育て家庭応援カード)協賛店舗数	1,710店舗	3,000店舗	H26年度	子育て支援課
子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数	234法人	330法人	H26年度	県民生活課
地域子育て支援拠点実施か所数	90か所	110か所	H26年度	子育て支援課
様々な体験学習に参加した青少年の数	121,593人/年	133,000人/年	H26年度	生涯学習課
UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数	170人	400人	H26年度	建築指導課

成果目標 (主なもの)

項目	現状	成果目標	調査等
「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合	88.0% (H20)	100%	県民意識調査
「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合	66.8% (H20)	50%	県民意識調査
学校生活(県立高等学校)に満足している生徒の割合	81.7% (H21)	85%	高校生活に関する意識調査

Ⅲ 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

子育て支援は
岡山の未来づくり

発展・強化

施策の方向

重点施策

仕事と生活の
調和の推進に
向け、多様な
ニーズに対応
する支援

1 子育て相談体制の充
実

2 子育て家庭の安心を
支える医療体制の確
保

3 子育て家庭に対する
経済的支援と住宅環
境の整備

4 きめ細かな保育の拡
充

5 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・
バランス)の推進

- (1) 相談体制の充実
- (2) 子育て支援情報の提供

- (1) 周産期・小児医療対策の充実
- (2) 小児慢性特定疾患の医療の充実
- (3) 感染症対策の推進

- (1) 児童手当等の支給
- (2) 医療費、教育費の負担軽減
- (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保

- (1) 保育サービスの拡充
- (2) 放課後児童クラブの拡充
- (3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保

- (1) 企業の意識改革への取組
- (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
- (3) 再就職への支援

Ⅲ 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

目標事業量 (主なもの)

項目	目	現状 (H20)	目標事業量	目標年度	担当課
通常保育の子どもの数(4月1日現在)		38,232人	40,127人	H26年度	子育て支援課
延長保育実施か所数		287か所	321か所	H26年度	子育て支援課
放課後児童クラブ実施か所数		338か所	406か所	H26年度	子育て支援課
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数		156社	500社	H26年度	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数		12市町村	15市町村	H26年度	労働政策課
農家における家族経営協定締結戸数		352戸	430戸	H26年度	農業経営課

成果目標 (主なもの)

項目	目	現状	成果目標	調査等
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合		0.3% (H20)	0%	県民意識調査
乳児(1歳未満)死亡率(千人に対する比率)		3.2 (全国5位) (H20)	全国1位	人口動態統計
これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合		36.6% (H20)	25%	県民意識調査

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

発展・強化

施策の方向

重点施策

すべての子どもと子育て家庭を対象とした、切れ目のない支援

1 子ども虐待防止対策の推進

- (1) 発生予防対策の推進
- (2) 子ども虐待防止体制の充実
- (3) 市町村の対応力の強化
- (4) 地域のネットワークの拡充

2 社会的養護体制の充実

- (1) 施設養護の充実
- (2) 里親制度の充実
- (3) 子どもの権利擁護の強化

3 障害のある子どもの支援

- (1) 障害のある子どもの支援
- (2) 発達障害のある子どもの支援

4 ひとり親家庭の自立支援

- (1) 就業支援の強化
- (2) 相談機能の強化
- (3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

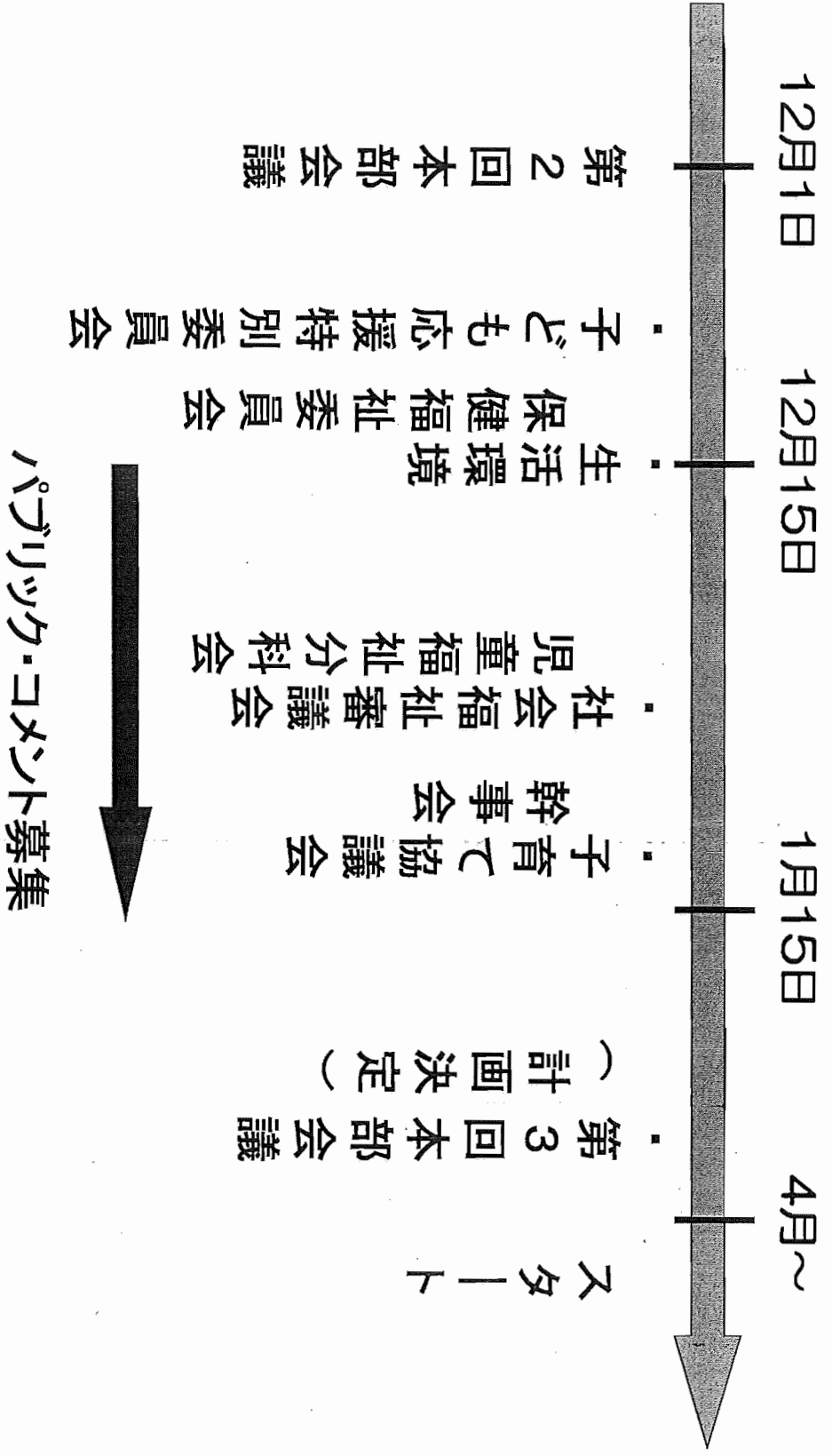
目標事業量 (主なもの)

項目	目	現状 (H20)	目標 事業量	目標 年度	担当課
児童家庭支援センター設置か所数		0か所	1か所	H26年度	子育て支援課
児童養護施設における小規模ケア実施施設数		8施設	10施設	H26年度	子育て支援課
自立援助ホーム設置か所数		0か所	4か所	H26年度	子育て支援課
里親及びファミリーホームへの委託率		5.3%	6.0%	H26年度	子育て支援課
発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)実施市町村数〔累計〕		4市町村	13市町村	H26年度	障害福祉課
ひとり親家庭就業支援センターからの就職決定件数		24人/年	25人/年	H26年度	子育て支援課

成果目標 (主なもの)

項目	目	現状	成果目標	調査等
子どもを虐待しているのではないかと思う(「よくある」、「時々ある」)人の割合		9.1% (H20)	0%	県民意識調査
家計について「困っている」と回答した人の割合【母子世帯調査】		50.0% (H20)	25%	県民意識調査
「相談相手がいる」と回答した人の割合【父子世帯調査】		57.1% (H20)	70%	県民意識調査

今後のスケジュール



岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）

子育て支援は岡山の未来づくり
— 「暮らしやすさ日本一」の晴れの国を目指して —

【素案】

平成 年 月

岡 山 県

岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部

「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」(素案) 目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題	2
1 少子化の現状	2
2 少子化の要因と背景	3
3 少子化の影響	5
4 子どもを取り巻く環境の変化	5
第3章 前プランの検証と現状分析	7
1 前プランの基本的考え方	7
2 個別事業の目標事業量の達成状況	8
3 県民意識調査結果	9
4 意見等の聴取	10
5 県民意識調査結果の県立大学による解析	11
第4章 策定に当たっての基本的考え方	12
1 基本理念の設定	12
2 基本的考え方	12
3 発展・強化のあらまし	13
第5章 「岡山いきいき子どもプラン2010」 — 計画の内容 —	16
1 体系	16
2 施策の推進方向	18
I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり	18
1 母子保健対策の充実	18
2 家庭の子育て力の充実	21
3 食の安全・安心の確保と食育の推進	24
II 子どもが健やかに育つ地域づくり	25
1 県民みんなで子育てをする気運の醸成	25
2 地域ぐるみの子育て支援の推進	27
3 子どもの生きる力の育成	29
4 安全・安心な子育て環境の整備	31
III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり	34
1 子育て相談体制の充実	34
2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	36
3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備	38
4 きめ細かな保育の拡充	40
5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	42
IV 子どもをまもり支援する体制づくり	44
1 子ども虐待防止対策の推進	44
2 社会的養護体制の充実	46
3 障害のある子どもの支援	48
4 ひとり親家庭の自立支援	50
第6章 計画の推進に当たって	52
1 家庭の役割	52
2 地域の役割	52
3 企業や職場の役割	52
4 学校の役割	53
5 関係団体の役割	53
6 県、市町村の役割	53

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

2004年（平成16年）12月の「新岡山いきいき子どもプラン」（以下「前プラン」という。）策定後、核家族化や未婚化・晩婚化の進行、女性就業者の増加、非正規雇用の拡大、また、2008年（平成20年）秋以降の世界的な経済の低迷など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化してきています。そして、前プランの5年間の計画期間には、子育て支援サービスの増加など一定の成果があったものの、子育て家庭が理想とする子どもの数と実際に予定している子どもの数の差は縮まらないなど、依然として少子化の傾向にあります。

社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、前プランの点検・評価を行い、今日的課題に対応できるよう取組をさらに発展・強化させ、家庭、地域、学校、企業、関係団体などすべての県民が協働し、子どもの幸せの視点に立って、総合的・計画的な子育て支援施策を強力に推進していくことが必要です。そのための指針として、この度「岡山いきいき子どもプラン2010」（仮称）を策定し、次代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを県政の最重要課題の一つと位置づけ、全力で取り組むものです。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、次の4つの側面を有しています。

- ・中期的な視点から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県計画）」
- ・母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」

3 計画の期間

この計画の期間は、2010年度（平成22年度）を初年度とし、2014年度（平成26年度）を目標年度とする5か年間とします。

第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題

1 少子化の現状

我が国では、1970年代半ば以降、出生数、合計特殊出生率(注1)とも漸減し、少子・高齢化が世界に例を見ない速さで進行しています。2005年(平成17年)に過去最低水準(1.26)となった合計特殊出生率は、その後若干上昇している(2008年(平成20年)1.37)ものの、欧米諸国と比較してもドイツやイタリアと同程度の低い水準となっています。一方、高齢者数(2008年(平成20年)10月の高齢化率は22.1%)は、医療水準等の向上や団塊の世代の加齢に伴って増え続けると予想されています。

こうした中、我が国の人口は2005年(平成17年)に初めて自然減に転じ、人口減少社会に突入しました。最新の「日本の将来推計人口(2006年(平成18年)12月推計)」(注2)では、2005年(平成17年)の1億2,777万人が、30年後の2035年には1億1,068万人まで減少すると推計されるなど、人口が減少していく傾向は、今後、長期的に続くものと考えられています。

本県については、合計特殊出生率は全国平均(2008年(平成20年)1.37)よりもやや高い(2008年(平成20年)1.43)水準で推移しているものの、今後の推計人口は、このままの出生率を維持できると仮定して、2005年(平成17年)10月時点196万人が2035年には168万人と14.3%の減少が予想されています。

図 出生数と合計特殊出生率の推移(全国)

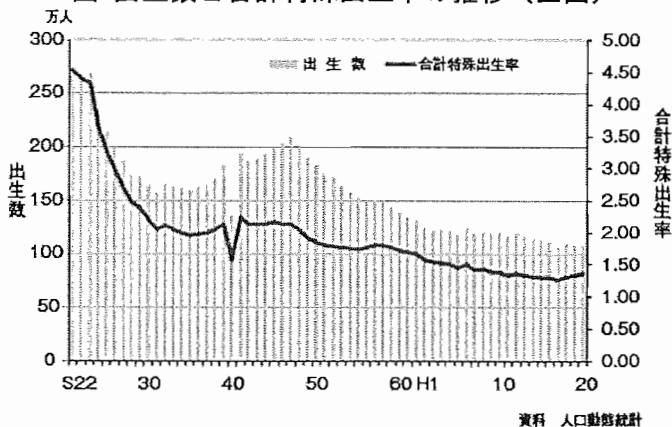


図 総人口の見通し(全国)

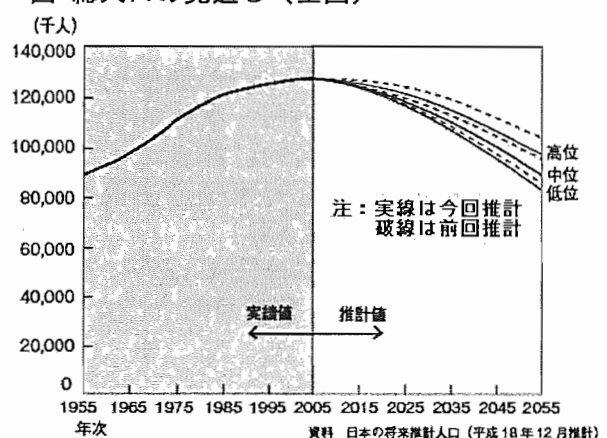


図 出生数と合計特殊出生率の推移(岡山県)

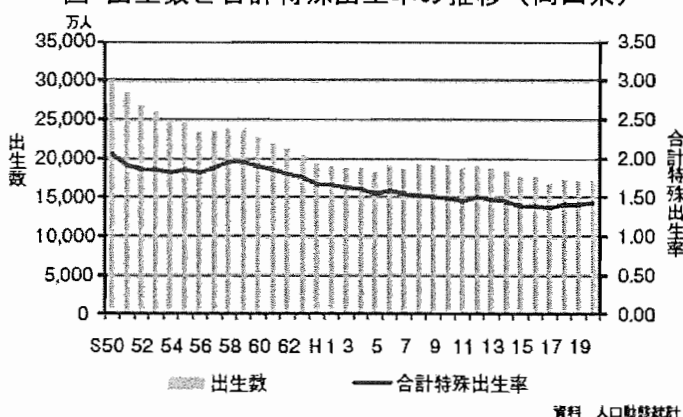
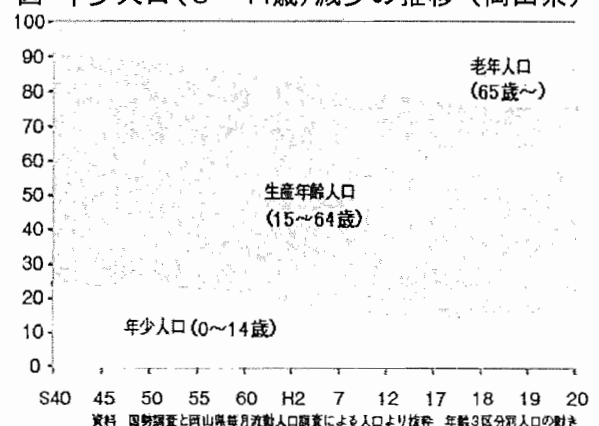


図 年少人口(0~14歳)減少の推移(岡山県)



(注1) 合計特殊出生率：その年次の15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

(注2) 「日本の将来推計人口」：国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査や人口動態統計を踏まえ、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について一定の仮説を設け、これらに基づいて、我が国の将来の人口規模や人口構造の推移を概ね5年ごとに推計しているもの。

2 少子化の要因と背景

少子化の要因の一つとして、未婚率の上昇や晩婚化の進行が考えられます。

2005年（平成17年）の国勢調査によると、県内の30歳代の未婚率は、男性では、30～34歳で42.6%、35～39歳で27.7%、女性では、30～34歳で29.4%、35～39歳で16.5%となっています。1975年（昭和50年）には、30歳代の男性・女性ともに約9割が結婚していたことを考えると、この間、未婚化が急速に進行していることがわかります。

また、県内における平均初婚年齢の推移を見ると、1975年（昭和50年）には男性26.4歳、女性24.1歳でしたが、2008年（平成20年）には、男性29.5歳、女性27.8歳となっており、男性で3.1歳、女性で3.7歳、それぞれ上昇しています。

さらに、晩婚化が進行すると、それに伴い、出生したときの母親の平均年齢が高くなるという晩産化の傾向もあらわれ、高年齢のため出産を控えることにつながっています。

こうした未婚化や晩婚化の要因はさまざまですが、非正規雇用の拡大など経済的基盤の不安定化や男女の出会いの機会の減少、恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下、結婚に関する男女間の価値観の相違、結婚への期待感の低下などが指摘されています。

本県が行った県民意識調査結果（2008年（平成20年）12月調査）を見ても、20歳から34歳の独身者の回答で、独身にとどまっている理由として最も多かったのは「適当な相手にめぐり合えない」（59.6%）、次いで「自由や気楽さを失いたくない」（53.4%）、「（結婚の）必要性を感じない」（37.3%）の順となっています。

このように、結婚は、社会の慣習や規範として当然なことではなく、個人の生き方や価値観に基づいて選択される行為となるとともに、“婚活”といった造語にも表れているように、努力なしには出会いの機会を得ることも困難となっている状況です。

図 未婚率の推移（岡山県）

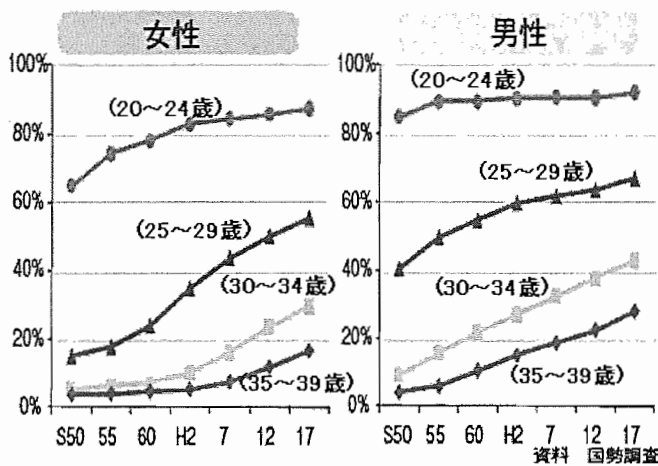


図 岡山県の平均初婚年齢の推移

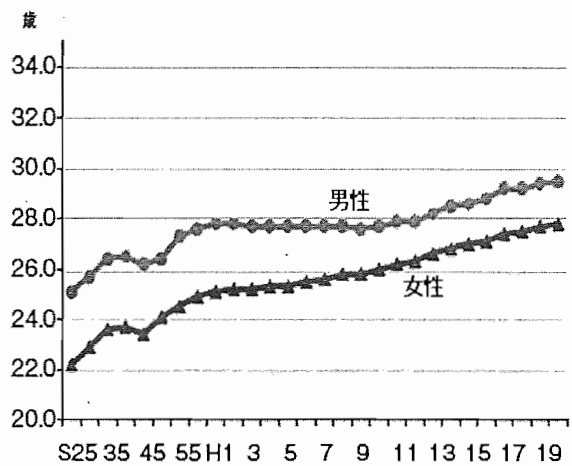


図 生涯未婚率(注1)の推移（全国）

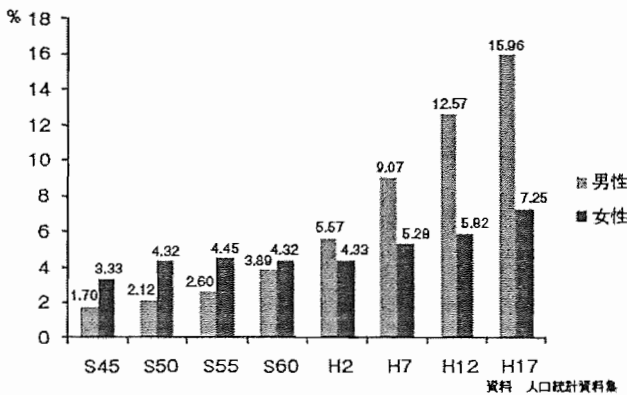
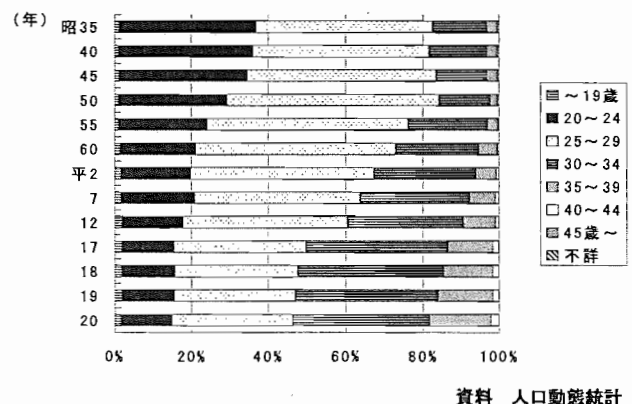


図 岡山県の母親の年齢階級別出生割合の推移



厚生労働省の統計によると、我が国では、2004年（平成16年）に生まれた子どものうち、98%は嫡出子（法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子）であり、嫡出でない子（いわゆる婚外子）の割合は2%となっています（「出生に関する統計」）。子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半である我が国において、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることとなります。

こうした状況を踏まえ、これまで主として「子育て支援策」を中心に取り組みられてきた少子化対策は、その重要性は変わらないものの、今後は、恋愛や結婚をめぐる政策的対応のあり方等についても議論を深める必要があると考えられます。

また、現在の急速な少子化の進行の背景の一つに、働き方をめぐる様々な課題が存在しています。共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中、働き方の選択肢が必ずしも十分には整っていないことや長時間労働のため仕事と家庭生活との調和の確保が難しいことなど、県民一人ひとりにとって、自身の望む生き方が実現しにくい状況が存在し、それが子育て家庭の負担感や不安感にもつながっていると考えられます。

県民意識調査の結果を見ても、理想とする子どもの数を持たない理由として、「子育てに係る経済的負担が大きいから」が61.8%、「仕事と子育ての両立が難しいから」が35.6%、「子育てに対する心理的・肉体的負担が重いから」が33.7%となっており、子育て費用の負担感の大きさや子育てをしている親の精神的負担感（ストレス）などとともに、親の就労と子どもの育成の両立の難しさが、県民の希望の実現を妨げる要因の一つとなっています。

子どもを持つかどうかは個人の決定に委ねられるものですが、希望と現実の乖離を解消し、子どもを持ちたい人の希望がかなう社会環境を整備するためには、県民誰もが子どもの成長を喜び合えるような気運の醸成に努めるとともに、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に推進していくことが必要不可欠であると考えます。

図 独身にとどまっている理由（20～34歳独身者調査）〔主なもの〕

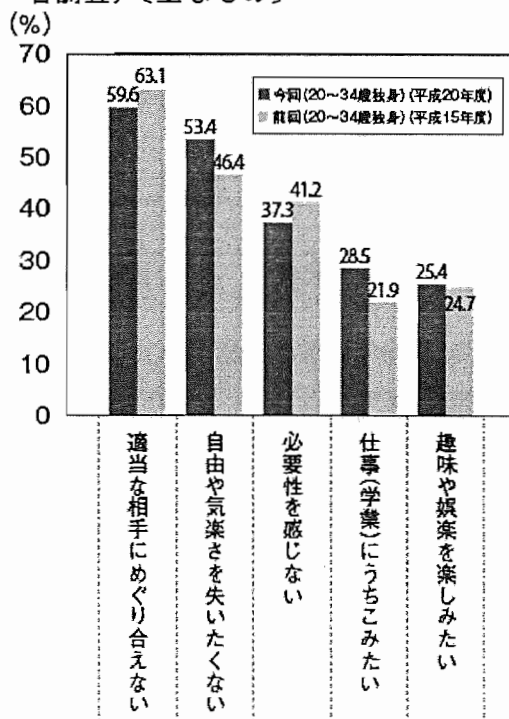
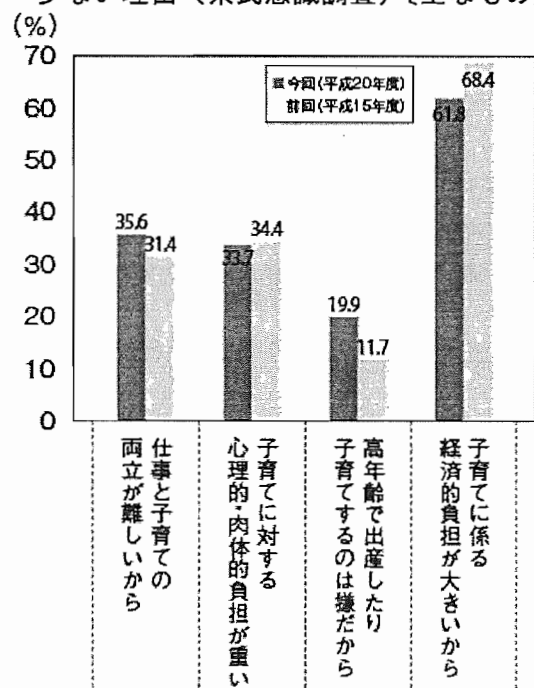


図 理想の子どもの数より予定の子どもの数が少ない理由（県民意識調査）〔主なもの〕

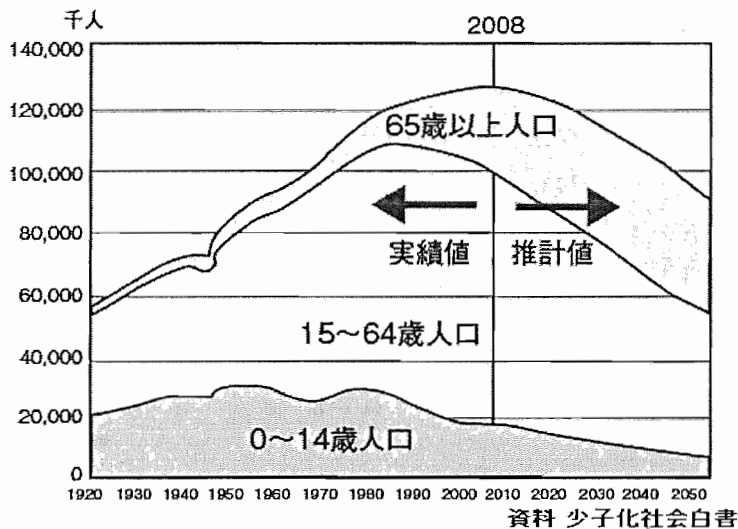


(注1) 生涯未婚率：50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合。

3 少子化の影響

少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらすものと考えられます。労働力人口の減少による経済へのマイナスの影響をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下や防犯、消防等の住民活動の衰退など、深刻な問題に直面することが予想されます。さらに、少子化が進むことによって、子ども同士、特に年齢が違う子ども同士の交流機会の減少、過保護などにより、子どもの自主性や社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

図 高齢世代人口(65歳以上)と生産年齢人口(15~64歳)の比率(全国)



4 子どもを取り巻く環境の変化

近年、社会問題化しているのが、子ども虐待や引きこもり、不登校等の増加です。特に子ども虐待については、相談件数の増加とともに、事例も複雑・深刻化しており、発生予防や早期発見・早期対応から自立に向けた支援への重点的な取組が必要となっています。

また、核家族化の進行や地域内での家庭の孤立化が進んだことから、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や地域社会の子どもを育てる力の低下が一層顕著になっており、子どもが自立した若者へ成長していくために必要な自然や人と直接ふれあうことによって養われる「豊かな心」や「安定した情緒」がはぐくみにくい環境にあります。

図 子ども虐待相談対応件数の推移(全国)

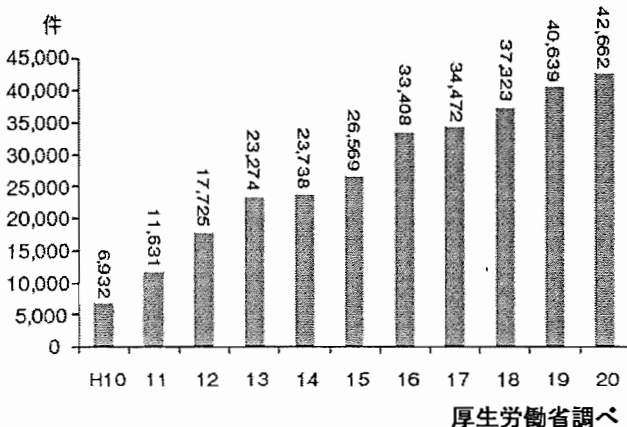
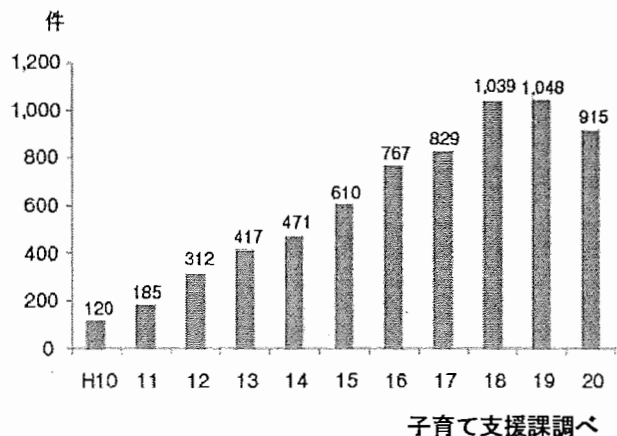


図 子ども虐待相談対応件数の推移(岡山県)



さらに、次の親世代となるべき若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況となっています。世界的な経済状況の低迷などによる若年失業者の増大や不安定就労の拡大とともに、学校を卒業あるいは中退した後、就職や進学という道を選ばず、その意欲を持つことが難しい状況に陥る、いわゆるニート(注1)の状態にある若者が多数存在することが懸念されており、一人ひとりの抱えている問題をよく把握し、それに対応して職業意識の醸成や基礎的な能力の養成、社会適応支援などの包括的な支援を行うことにより、本来の意欲と能力を発揮できるよう後押しすることが重要とされています。

図 年齢階級別フリーター(注2)数の推移(全国)

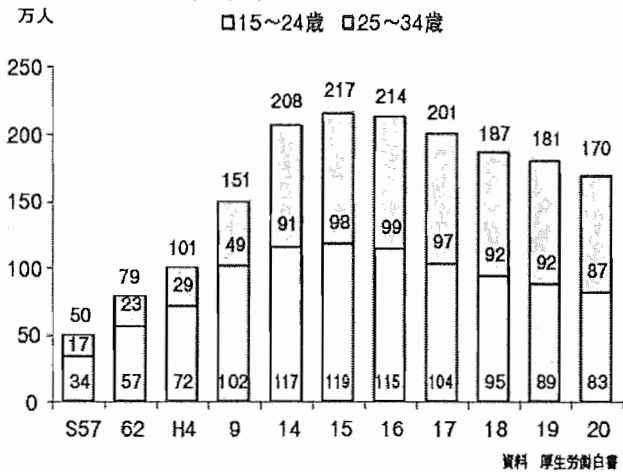
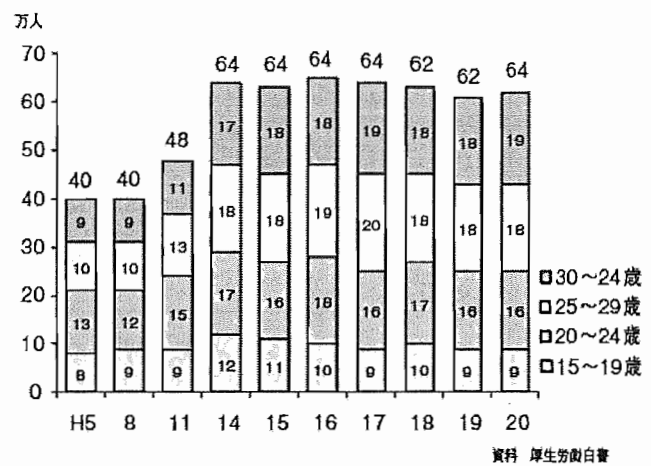


図 若年無業者(注3)数の推移(全国)



(注1) ニート:「ニート(NEET)」とは、Not in Employment(雇用), Education(教育)or Training(訓練)の頭文字をとったもの。

「ニートの状態にある若者」とは、無業者のうち、通学も家事もしていない34歳程度までの若者のこと。

(注2) フリーター:1980年代後半にアルバイト情報誌による造語として現れた。2002年以降の定義は、年齢が15歳から34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者としている。

(注3) 若年無業者:15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

第3章 前プランの検証と現状分析

1 前プランの基本的考え方

2004年（平成16年）12月、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するための基本的指針として、2005年度（平成17年度）から2009年度（平成21年度）までの5年間の施策の推進方策を盛り込んだ前プランを策定しました。

前プラン
の基本的
考え方

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、子どもの幸せの視点に立って、岡山県らしさを反映させて、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進します。

基本 目標	施 策 の 方 向	重 点 施 策
I 子どもの心と体を はぐくむ家庭づくり	母子保健・医療対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 正しい知識の普及と情報提供 健康診査と保健指導等の充実 相談体制の充実 歯の健康づくり 思春期保健対策の充実 不妊治療対策の充実 小児医療・周産期医療の充実
	家庭の子育て力の充実	<ul style="list-style-type: none"> 次代の親の育成 家庭の教育力の向上
	「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「食育」の推進
II 子どもが健やかに 育つ地域づくり	社会全体の気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 社会全体で子育てをする気運の醸成 地域の教育力の向上
	地域ぐるみの子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ネットワークの充実 子育て支援組織の育成 ふれあいの拠点づくり 人材の養成確保
	子どもの生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域・世代間交流の促進 社会参加活動への支援 豊かな心をはぐくむ教育の推進
	安全・安心な子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全な遊び場の整備 安全な生活環境の整備
III 子どもを安心して生み 育てる社会環境づくり	子育て相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談体制の充実と情報提供
	子育て家庭に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当等の支給 医療費、教育費の負担軽減
	きめ細やかな保育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 保育サービスの充実 放課後児童クラブの育成 人材の養成確保
	子育てと仕事が両立できる職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 出産・子育てがしやすい職場環境の整備 再就職への支援
	住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保
IV 子どもをまもり 支援する体制づくり	児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止体制の充実 児童虐待防止施策の推進 要保護児童対策地域協議会設置の拡充
	要保護児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> 施設養護の充実 里親制度の充実
	障害児支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害児支援施策の充実
	ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制等の充実 就業支援等の推進

2 個別事業の目標事業量の達成状況

前プランでは、県全体での取組をより具体化するため、4つの基本目標ごとに主な事業・施策について2009年度（平成21年度）を目標年次とする目標事業量等を設定していました。

その主なものの2008年度（平成20年度）までの達成状況は次のとおりです。

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	16年度	20年度	増 減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実 績		
1歳6か月健康診査受診率	87.3%	89.8%	2.5%	100%
3歳児健康診査受診率	81.7%	85.6%	3.9%	100%
1歳6か月児の虫歯有病率	3.0%	2.2%	△ 0.8%	1.5%
3歳児の虫歯有病率	31.7%	24.4%	△ 7.3%	25%

II 子どもが健やかに育つ地域づくり

項 目	16年度	20年度	増 減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実 績		
地域子育て支援拠点(センター型)実施か所数	58か所	67か所	9か所	81か所
地域子育て支援拠点(ひろば型)実施か所数	8か所	19か所	11か所	27か所
様々な体験学習に参加した青少年の数	90,000人	121,593人	31,593人	112,000人
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援カード)の協賛店舗数	-	1,710店舗	1,710店舗	1,500店舗

III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

項 目	16年度	20年度	増 減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実 績		
延長保育実施か所数	247か所	287か所	40か所	305か所
放課後児童クラブ実施か所数	253か所	338か所	85か所	323か所
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	5市町村	12市町村	7市町村	9市町村
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	-	156社	156社	250社

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	16年度	20年度	増 減	21年度 目標値
	計画時点予定数値	実 績		
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	4施設	8施設	4施設	12施設
要保護児童対策地域協議会の設置市町村数	-	26市町村	26市町村	全(27)市町村
障害児等療育支援事業	9か所	15か所	6か所	16か所

目標事業量等を設定した事業・施策については、多くは目標達成に向けて着実に推移しており、一定の成果があったと考えられます。

3 県民意識調査結果

2008年（平成20年）7月から12月にかけて、県内にお住まいの20歳以上の男女、小学3年生以下の子どもを持つ保護者、ひとり親家庭等の方々を対象に、少子化や結婚観、行政サービスへのニーズや要望等に関する県民意識調査を実施し、4つの基本目標ごとに、前プラン策定時（2003年（平成15年））の調査結果と比較しました。その主なものは次のとおりです。

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

項 目	15年	20年	増減
子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多 い」）人の割合	76.4%	63.6%	△12.8
子どもの成長が喜びであると感じている人の割合	69.1%	88.0%	18.9
父親が子育てにかかわっている割合	77.7%	78.6%	0.9
いずれ（「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手が見つかれ ば」）結婚したい人の割合【20～34歳独身者調査】	76.0%	76.7%	0.7

II 子どもが健やかに育つ地域づくり

項 目	15年	20年	増減
日本で子どもの数が減っていることについて心配と感じている（「非常に心配」、 「少し心配」）人の割合【一般県民調査】	70.3%	88.6%	18.3
子どもの世話を頼める身近な親族、友人、知人がいる人の割合	89.1%	87.1%	△ 2.0
子育てに関する情報源や相談相手として「友人・知人・隣近所の人」と回答した人 の割合	69.3%	77.6%	8.3
「子育てに自信がなくなることがある」という人の割合	59.1%	66.8%	7.7

III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

項 目	15年	20年	増減
子どもが高熱を出すなど急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった 人の割合	20.2%	17.0%	△ 3.2
理想の子どもの数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経 済的負担が大きいから」と回答した人の割合	68.4%	61.8%	△ 6.6
平日に19時までに帰宅する父親の割合	31.0%	27.3%	△ 3.7
仕事と子育ての両立のために「子育てに対する職場の理解」が必要と回答した 人の割合	61.3%	87.6%	26.3

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

項 目	15年	20年	増減
子どもを虐待しているのではないかと思う（「よくある」、「時々ある」）人の割合	10.8%	9.1%	△ 1.8
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合	0.0%	0.3%	0.3
家計について困っていると回答した人の割合【母子世帯調査】	56.0%	50.0%	△ 6.0
相談相手がいると回答した人の割合【父子世帯調査】	61.0%	57.1%	△ 3.9

「子育てが楽しいと感じている」人の割合が減少し、「子育てに自信がなくなることがある」人の割合が増加するなど、前回調査時点よりも厳しい環境にあることを示すデータも見られることから、子どもと子育て家庭への支援をより一層発展・強化させる必要があると考えられます。

4 意見等の聴取

2008年（平成20年）6月から10月にかけて、官民71団体で構成する「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」（以下「子育て協議会」という。）からの意見聴取や県内3地域での「意見を聴く会」の開催、はぐくみ岡山「おぎゃっと21」会場での意見募集など、様々な形で県民の皆さんの御意見等を聴取しました。その主なものは次のとおりです。

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

主な意見・提案（要旨）	備考
・子どもは安全・安心な家庭で育つことで人との信頼関係が築ける。本来持っている家族の力を引き出すような支援が必要。	子育て協議会
・父親の育児「参加」という言葉を使っているが、男女共同参画の観点からいかがなものか。県の意識から変える必要がある。	意見を聴く会
・朝ごはんを食べる子どもが実際に増えているのか疑問だ。抜き打ちで調べると菓子や菓子パンだけという子も多い。	意見を聴く会

II 子どもが健やかに育つ地域づくり

主な意見・提案（要旨）	備考
・困ったときには必ず誰かが助けてくれる、というものがあれば、安心して子どもを育てることができるのではないか。	意見を聴く会
・子育てをした母親たちの、その後の地域での活躍の場づくりを検討してはどうか。	子育て協議会
・大人も子どもも集う場所を作りたい。	おぎゃ
・清潔な授乳室やおしめ交換場所を設置してほしい。	っと21

III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

主な意見・提案（要旨）	備考
・ファミリーサポートセンターが有料のため、本当に助けが必要な人が利用できていない。無料化等が検討できないか。	意見を聴く会
・子ども用品を融通し合うリサイクルセンターなど、子育て家庭の経済負担を軽減するアイデアを盛り込んでほしい。	子育て協議会
・保育所対策は、待機児童の解消だけでなく、発達障害児に十分対応できるように、との視点も入れてほしい。	意見を聴く会
・働き方を見直し、親子がゆっくり過ごせる時間を持つことが大切だ。ワーク・ライフ・バランスにしっかり取り組む企業には減税するなど、連携した取組が必要だ。	意見を聴く会

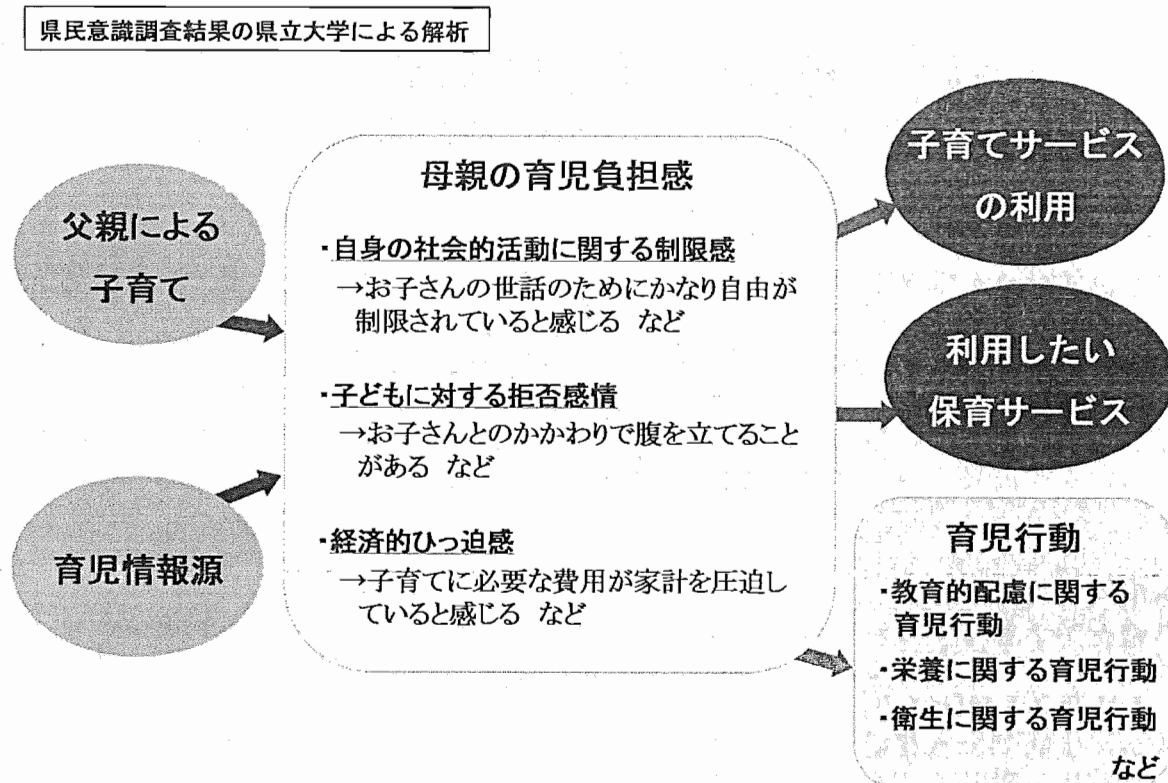
IV 子どもをまもり支援する体制づくり

主な意見・提案（要旨）	備考
・虐待を受けた子どもには心のケアが大切なので、カウンセラーなどがたくさんいてくれたら助かる。	意見を聴く会
・発達障害について、親子が気軽に相談できる窓口をわかりやすく示してほしい。また、支援者の学習の場がほしい。	意見を聴く会
・地域のスポーツ少年団には、保護者が活動に出られなければ入れない。母子家庭は休日も用事が多いが、ボランティア等が活用できないか。	意見を聴く会
・父子家庭の父親が、子育てで困ったときに気軽に相談できるような場所が必要だ。	意見を聴く会

5 県民意識調査結果の県立大学による解析

今回の県民意識調査の実施に際しては、岡山県立大学と協働し、保護者の「育児ストレス認知尺度」や「育児行動測定尺度」等を測定するための質問項目を設定しました。

図 母親の育児負担感に着目した因果関係の検証（構造方程式モデル）



母親の育児負担感に着目した因果関係の検証(構造方程式モデル)
岡山県立大学保健福祉学部 中嶋和夫教授

これらを用い、専門的見地に立って統計的な分析及び解析を行った結果、今後、発展・強化すべき主なポイントとして次の3点が明らかになりました。

【解析1】母親の育児負担感の高まりは、母親の子どもに対する不適切な育児行動を増加させる要因になっている。

→ **ポイント1** 母親の育児負担感をいかに軽減できるか

【解析2】母親が子育てに関する情報を得ることと、父親が母親と共同して子育てを行うことが、母親の育児負担感を弱める上で、特に重要な役割を持っている。

→ **ポイント2** 父親による子育てと母親の情報源の確保ができるか

【解析3】母親の育児負担感の高まりは、子育てサービスの利用を増加させ、かつ保育サービスの利用意向を高める。

→ **ポイント3** 子育てサービスや保育サービスを利用しやすい形で提供できるか

第4章 策定に当たっての基本的考え方

1 基本理念の設定

岡山県の特性を踏まえた上で、県民誰もが共感できるプランの基本理念を設定します。

子育て支援は岡山の未来づくり
— 「暮らしやすさ日本」の晴れの国を目指して —

無限の可能性を秘めた子どもたちが、その子ども期をいきいきと過ごし主体的に育つことのできる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会です。

岡山県の恵まれた自然環境や医療・教育環境等を最大限活用し、子育て家庭を中心として、行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやNPO等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら子育て支援に取り組むことにより、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指します。

2 基本的考え方

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、子どもの幸せの視点に立って、岡山県らしさを反映させて、次代を担うすべての子どもたちが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進するとともに、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指します。

特に、前プランを点検・評価することによって明らかになった今日的課題に対応できるよう、取組をより一層発展・強化させます。

3. 発展・強化のあらまし

(1) 重点施策の追加・見直し

前プランの検証結果等を踏まえ、4つの基本目標ごとに、設定している重点施策の追加・見直しを行い、充実・強化を図ります。

○新たに追加した重点施策

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

- ・全戸訪問による早期支援
- ・若者の就職支援
- ・結婚を応援する環境づくり
- ・男女共同参画による子育ての推進
- ・食の安全・安心の確保

II 子どもが健やかに育つ地域づくり

- ・多様な子育て資源の掘り起こし
- ・子育てサービス情報の発信
- ・安心な社会環境づくり

III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

- ・子育て支援情報の提供
- ・小児慢性特定疾患の医療の充実
- ・感染症対策の推進
- ・企業の意識改革への取組

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

- ・市町村の対応力の強化
- ・子どもの権利擁護の強化
- ・発達障害のある子どもの支援
- ・経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

(2) 目標事業量の設定

「岡山いきいき子どもプラン2010」(仮称)では、主要な事業・施策に目標事業量を設定して進捗状況を点検・評価します。

○新たに目標事業量を設定した項目

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

- ・公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合
- ・職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数
- ・公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数
- ・公立小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合

II 子どもが健やかに育つ地域づくり

- ・子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数
- ・いじめ問題について考える取組を行った公立学校の割合
- ・不登校について、専門的な相談・指導、治療を受けた不登校児童生徒の割合
- ・公立保育所・幼稚園と連携を図っている公立小学校の割合
- ・UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数
- ・公立学校で情報モラルを指導できる教員の割合
- ・地域安全マップ作製小学校の割合

III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

- ・家庭教育相談員の養成数
- ・農家における家族経営協定締結戸数

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

- ・児童家庭支援センター設置か所数
- ・自立援助ホーム設置か所数
- ・里親及びファミリーホームへの委託率
- ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)設置か所数
- ・個別の教育支援計画を作成している公立学校の割合
- ・発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)実施市町村数〔累計〕
- ・ひとり親家庭就業支援センターからの就職決定件数

(3) 成果目標の設定

また、子どもと子育て家庭の視点に立った成果目標を設定し、計画全体の点検・評価を行います。

○新たに成果目標を設定した項目

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

- ・いずれ（「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつければ」）結婚したい人の割合【20～34歳独身者調査】

II 子どもが健やかに育つ地域づくり

- ・「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合
- ・学校生活（県立高等学校）に満足している生徒の割合

III 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

- ・子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合
- ・周産期死亡率（千件に対する比率）
- ・新生児死亡率（千人に対する比率）
- ・乳児（1歳未満）死亡率（千人に対する比率）
- ・理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合
- ・これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

- ・家計について「困っている」人の割合【母子世帯調査】
- ・「相談相手がいる」人の割合【父子世帯調査】

第5章 「岡山いきいき子どもプラン2010」 — 計画の内容 —

1 体系

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

子どもは家庭で育つことが基本であり、妊娠から出産をはじめとして、それぞれの発達段階に応じた育ちを支援できるように、子どもの心と体をはぐくむ家庭づくりを目指します。特に、多様な個別のニーズを持つ、子育て家庭の視点に立った支援を発展・強化させます。

1 母子保健対策の充実

- (1) 正しい知識の普及と情報提供
- (2) 全戸訪問による早期支援
- (3) 健康診査と保健指導等の充実
- (4) 相談体制の充実
- (5) 歯の健康づくり
- (6) 思春期保健対策の充実
- (7) 不妊治療対策の充実

2 家庭の子育て力の充実

- (1) 次代の親の育成
- (2) 若者の就職支援
- (3) 結婚を応援する環境づくり
- (4) 家庭の教育力の向上
- (5) 男女共同参画による子育ての推進

3 食の安全・安心の確保と食育の推進

- (1) 食の安全・安心の確保
- (2) 食育の推進

II 子どもが健やかに育つ地域づくり

家庭だけでなく地域、学校、企業等、県民みんなが子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域社会づくりを目指します。特に、地域の様々な社会資源や担い手の連携・協働による支援を発展・強化させます。

1 県民みんなで子育てをする気運の醸成

- (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
- (2) 地域社会の教育力の向上

2 地域ぐるみの子育て支援の推進

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 子育て支援組織の育成
- (3) ふれあいの拠点づくり
- (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
- (5) 地域における人材の養成確保
- (6) 子育てサービス情報の発信

3 子どもの生きる力の育成

- (1) 地域・世代間交流の促進
- (2) 社会参加活動への支援
- (3) 学校教育の推進

4 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) 安全な遊び場の整備
- (2) 安全な生活環境の整備
- (3) 安心な社会環境づくり

Ⅲ 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる社会環境づくりを目指します。特に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、多様なニーズに対応する支援を発展・強化させます。

- 1 子育て相談体制の充実
 - (1) 相談体制の充実
 - (2) 子育て支援情報の提供
- 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
 - (1) 周産期・小児医療対策の充実
 - (2) 小児慢性特定疾患の医療の充実
 - (3) 感染症対策の推進
- 3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備
 - (1) 児童手当等の支給
 - (2) 医療費、教育費の負担軽減
 - (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保
- 4 きめ細かな保育の拡充
 - (1) 保育サービスの拡充
 - (2) 放課後児童クラブの拡充
 - (3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保
- 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (1) 企業の意識改革への取組
 - (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
 - (3) 再就職への支援

Ⅳ 子どもをまもり支援する体制づくり

社会的養護を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、子どもをまもり支援する体制づくりを目指します。特に、すべての子どもと子育て家庭を対象とした、切れ目のない支援を発展・強化させます。

- 1 子ども虐待防止対策の推進
 - (1) 発生予防対策の推進
 - (2) 子ども虐待防止体制の充実
 - (3) 市町村の対応力の強化
 - (4) 地域のネットワークの拡充
- 2 社会的養護体制の充実
 - (1) 施設養護の充実
 - (2) 里親制度の充実
 - (3) 子どもの権利擁護の強化
- 3 障害のある子どもの支援
 - (1) 障害のある子どもの支援
 - (2) 発達障害のある子どもの支援
- 4 ひとり親家庭の自立支援
 - (1) 就業支援の強化
 - (2) 相談機能の強化
 - (3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

2 施策の推進方向

I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

子どもは家庭で育つことが基本であり、妊娠から出産をはじめとして、それぞれの発達段階に応じた育ちを支援できるように、子どもの心と体をはぐくむ家庭づくりを目指します。特に、多様な個別のニーズを持つ、子育て家庭の視点に立った支援を発展・強化させます。

1 母子保健対策の充実

図 1 歳6か月児健康診査受診率

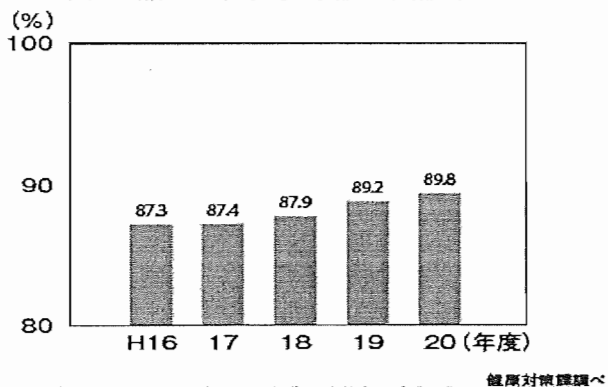


図 3 歳児の虫歯有病率

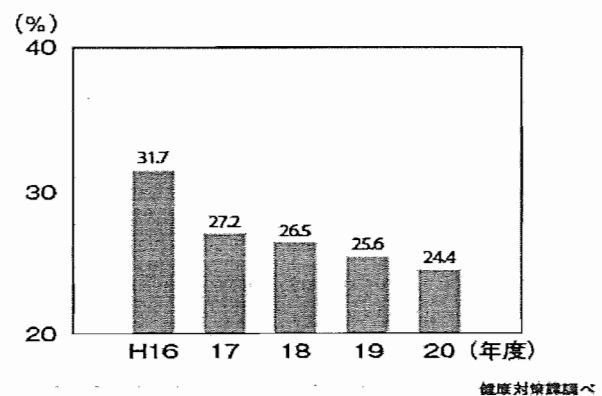


図 今までの育児で一番心配だった時期 (県民意識調査) [主なもの]

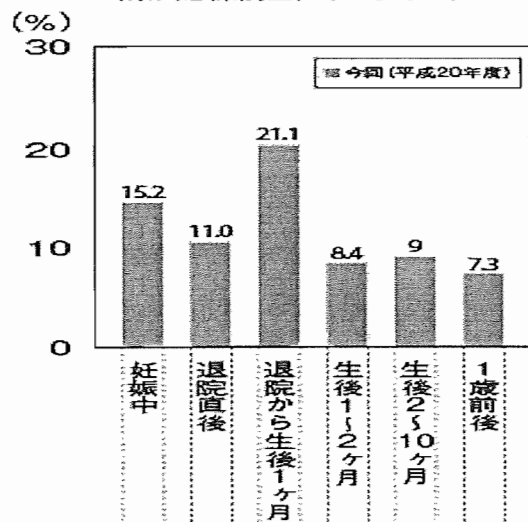
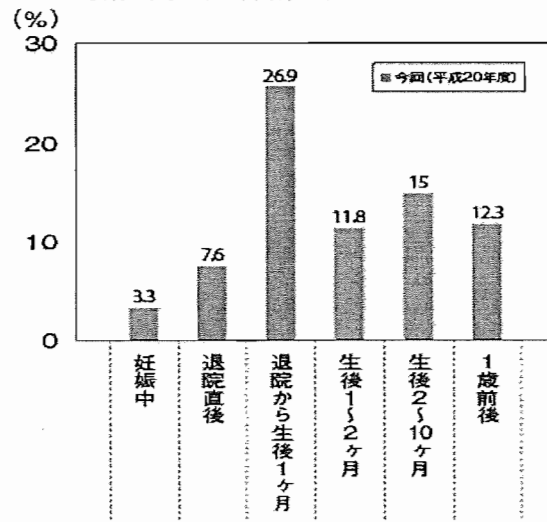


図 今までの育児で一番手助けがほしかった時期 (県民意識調査) [主なもの]



〈施策の方向〉

子どもの心と体をはぐくみ、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。

岡山県では、充実した医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、県と市町村が母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、子どもの心と体の健やかな発達の促進と育児不安の軽減や、虐待予防、ライフサイクルに応じた女性と子どもの健康維持など、「後期・新世紀おかやま母子保健計画」(2008年(平成19年)3月策定)に基づき、地域の実情に適した事業に取り組みます。

〈重点施策〉

(1) 正しい知識の普及と情報提供

親子が安心して生活できるよう、妊娠や出産、子どもの成長段階に応じた育児に関する情報、乳幼児期の健康についての正しい知識及び基本的な生活習慣を身につけるための情報を提供するとともに、子どもの発達段階別の事故に関してその防止対策の普及啓発に努めます。

また、産科医療機関との連携により、安心して出産・育児ができるよう、妊娠期からの切れ目のない子育て支援情報の提供に努めます。

さらに、女性が生涯を通じて、そのライフサイクルに合わせた心と体の健康づくりを適切に行うことができるよう、正しい知識、情報の提供を進めます。

(2) 全戸訪問による早期支援

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う乳児家庭全戸訪問事業と、さらに養育支援が必要な家庭を継続して訪問する養育支援家庭訪問事業について、全市町村での実施を目指します。

(3) 健康診査と保健指導等の充実

乳幼児健康診査が、親自身の育児力を高めるための学習の場としての役割も果たし、共働きの夫婦や父親の参加を促し、また、親子の心の健康に視点をおいた支援が行えるものとなるよう充実を図ります。

また、新生児に対する先天性代謝異常（注1）の検査や聴覚検査を実施し、異常の早期発見、早期治療に結びつけることにより、障害の発生を未然に防ぎ、子どもたちの健全な発育を図ります。

(4) 相談体制の充実

身近な場所で気軽に育児・健康に関する相談が受けられるように、市町村、保健センターや地域子育て支援拠点、また、専門的な相談が受けられる保健所等の相談窓口を充実するとともに、相互の有機的な連携を継続し、相談及び情報提供体制を拡充します。

(5) 歯の健康づくり

ライフステージやライフスタイルと深く関係する生活習慣病としてのむし歯や歯周病の予防のために、市町村や医療機関・団体等と連携・協働して8020運動に取り組み、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。

(6) 思春期保健対策の充実

家族や友人関係、また社会環境からの影響を受けやすい思春期の子どもたちが薬物、飲酒、喫煙等の害を知り、命や食、性の大切さを学んで、自らが健康づくりに努め、健やかな次代の社会を築くことができるよう、家庭、学校、地域が連携して健康教育を行うとともに、相談支援体制の整備を推進します。

(7) 不妊治療対策の充実

不妊症のために子を持つことができない夫婦に対し、不妊専門相談センター等の相談窓口で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を行い、不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るとともに、不妊症に関する治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
1歳6か月児の健康診査受診率	89.8% (H20)	100%	H26年度	健康対策課
3歳児健康診査受診率	85.6% (H20)	100%	H26年度	健康対策課
新生児聴覚検査の受診率	82.8% (H20)	100%	H26年度	健康対策課
1歳6か月児の虫歯有病率	2.2% (H20)	1.5%	H26年度	健康対策課
3歳児の虫歯有病率	24.4% (H20)	25% (暫定)	H26年度	健康対策課
公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合	26% (H20)	100%	H26年度	保健体育課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
十代の人工妊娠中絶率（15歳以上20歳未満女子の人口千人に対する比率）	9.8人 (H19)	減 少	衛生行政報告例
十代の喫煙率	中学生 男子 2.3% 女子 1.9% 高校生 男子 9.1% 女子 3.3% (H16)	0%	学校歯科保健実態調査
十代の飲酒率	中学生 男子 8.0% 女子 7.1% 高校生 男子 19.7% 女子 15.1% (H16)	0%	学校歯科保健実態調査

(注1) 先天性代謝異常：健康を維持するために必要なある種の酵素が、生まれつき不足している病気。

2 家庭の子育て力の充実

図 三世同居率の推移（国勢調査）

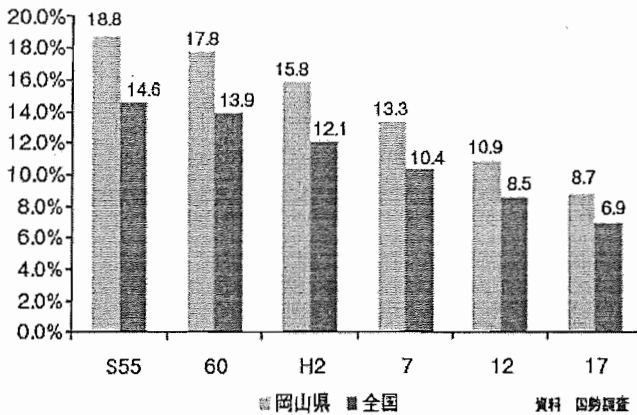


図 子育てが楽しいと感じている人の割合（県民意識調査）

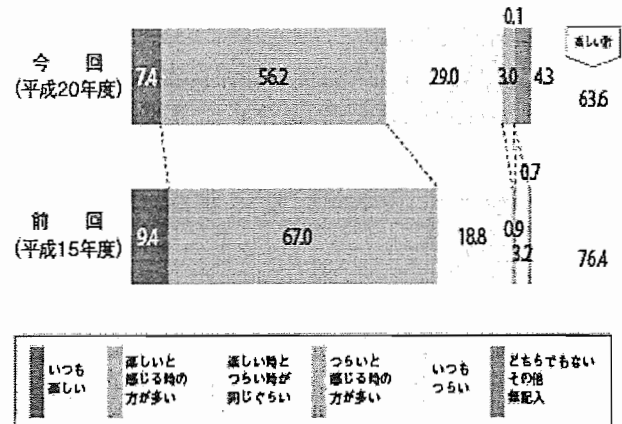


図 「いずれ結婚したい」と回答した人の割合（20～34歳独身者調査）

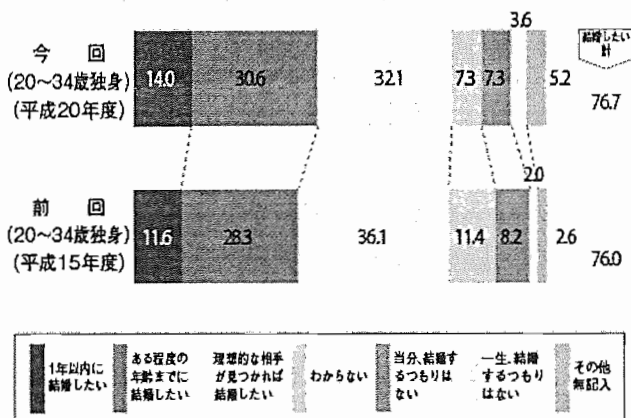
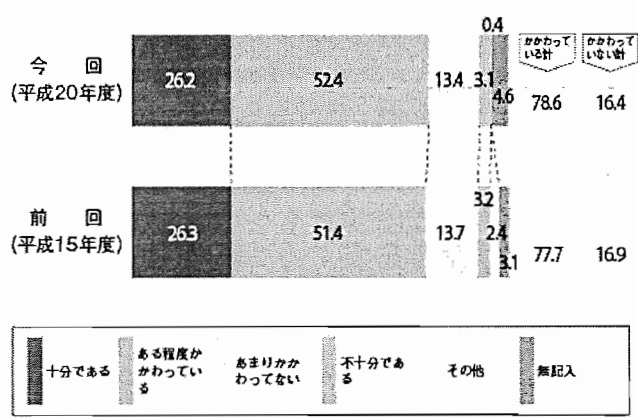


図 父親が子育てに関わっている割合（県民意識調査）



〈施策の方向〉

近年の都市化の進展、核家族化、少子化の進行等に伴い、家庭の子育て力の低下が懸念されています。

家庭教育については、本来、保護者の責任、判断、価値観等に基づいて行われるべきものですが、過保護や過干渉、無責任な放任など、家庭教育をめぐる様々な問題が深刻さを増していることから、家庭の教育力を高めるための支援を進めるとともに、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

また、結婚したい人が結婚しやすくなる環境づくりに努めるとともに、男女が安心して子どもを産み育てることができる社会の形成を進めます。

〈重点施策〉

(1) 次代の親の育成

子どもは次代の親になるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

特に、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの喜びや意義、生命の尊厳、生命の継承の大切さについての理解を深めることに関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

(2) 若者の就職支援

世界的な経済状況の低迷などによる若年失業者の増大や不安定就労の拡大により若者が社会的に自立することが難しい状況にあります。就学から就労へ円滑に移行し、若者がいきいきと働くことができるよう、学校と地域・企業が連携して、早い時期からキャリア教育を進め、社会人として自立することの大切さを学ぶ機会を増やすとともに、インターンシップ、職業意識啓発セミナーなどを通じて、望ましい勤労観や職業観の醸成を図ります。

また、若者が自立して家庭を持てるようにするため、職業能力開発を推進するとともに、「おかやま若者就職支援センター」において適職探しや就職後の職場定着のための支援を行い、正規雇用としての就職・定着を進めるなどの就労支援に取り組みます。

(3) 結婚を応援する環境づくり

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、一方で、希望しても結婚できない若者が増加しており、その要因として、男女の出会いの機会の減少や恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下などが指摘されています。

未婚化や晩婚化の進行が少子化の要因の一つと考えられていることについて、県民に理解と認識を深めてもらえるよう努めるとともに、結婚したい人が結婚することを社会全体で応援する環境づくりに取り組みます。

(4) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心の育成等すべての教育の出発点となる重要なものです。

育児不安や子どもへの虐待の背景として、子育ての孤立化や育児の悩みを訴える親の増加等の多くの要因の中で、家庭教育への支援の必要性も指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの父母が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、こうした機会に参加できない親子についても自然な形で支援できる地域社会づくりに努めます。

また、地域や学校と連携して「早ね、早おき、朝ごはん」の規則正しい生活リズムを定着させる取組を推進します。

さらに、子どもに大人の働く姿を見せる「子ども参観日」等を通じて、家庭でのふれあいを深める取組を推進します。

(5) 男女共同参画による子育ての推進

家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任とともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。

家庭における男女共同参画を進めていくため、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった固定的な役割分担意識を改善し、具体的な行動を促していくとともに、男女がともに家事や子育てに参画しやすい環境の整備を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校/年 (H20)	50校/年	H26年度	指導課
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒の数	3,928 人/年 (H20)	4,500 人/年	H26年度	指導課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合	63.6% (H20)	75%	県民意識調査
いずれ(「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつかれば」)結婚したい人の割合 【20～34歳独身者調査】	76.7% (H20)	85%	県民意識調査
父親が子育てに関わっている割合	78.6% (H20)	90%	県民意識調査

3 食の安全・安心の確保と食育の推進

図 公立小・中学校の給食における県産農
林水産物の使用割合

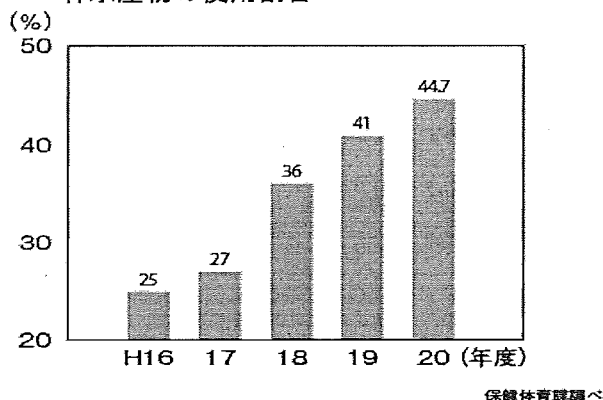
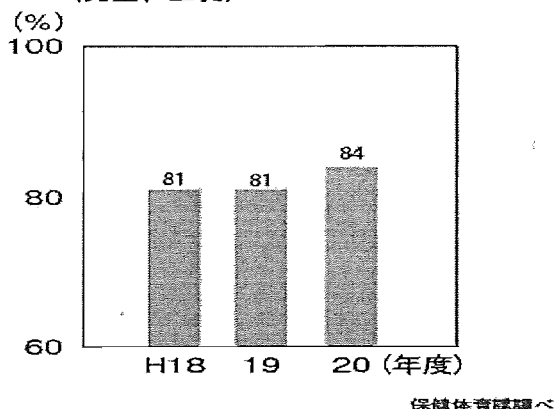


図 毎日朝食を食べている子どもの割合
(児童、生徒)



〈施策の方向〉

妊娠期の適切な食生活に関する情報提供、乳幼児期以降の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着等により、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる子どもの心身の健全育成を図ります。

そのため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、家庭での食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

〈重点施策〉

(1) 食の安全・安心の確保

食に関する様々な情報が氾濫する中で、県民自らが食に対する正しい知識や安全で安心な食品を選択できる力を身につけることが重要です。

このため、食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

(2) 食育の推進

食育は、家庭・地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野、農林水産分野をはじめとする様々な分野が連携し、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、食に関する正しい知識の普及と効果的な情報提供の体制を整備するとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティアによる伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進し、保育所、幼稚園、学校等子どもの食に関する関係機関との連携を進めます。

また、学校給食において地場産物の活用を推進するなど、食育の充実を図り、子どもの望ましい食習慣を育成します。

さらに、農業の体験などを通じて、食卓と生産の場の距離を縮め、「食」についての理解を深めます。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
公立小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合	44.7% (H20)	47%	H26年度	保健体育課

Ⅱ 子どもが健やかに育つ地域づくり

家庭だけでなく地域、学校、企業等、県民みんなが子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域社会づくりを目指します。特に、地域の様々な社会資源や担い手の連携・協働による支援を発展・強化させます。

1 県民みんなで子育てをする気運の醸成

図 ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）協賛店舗数

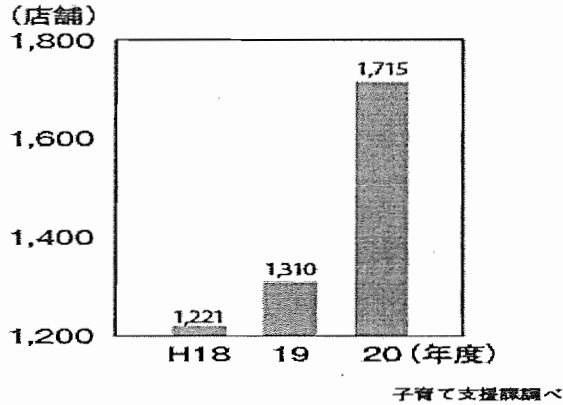


図 はぐくみ岡山「おぎやっと21」来場者数

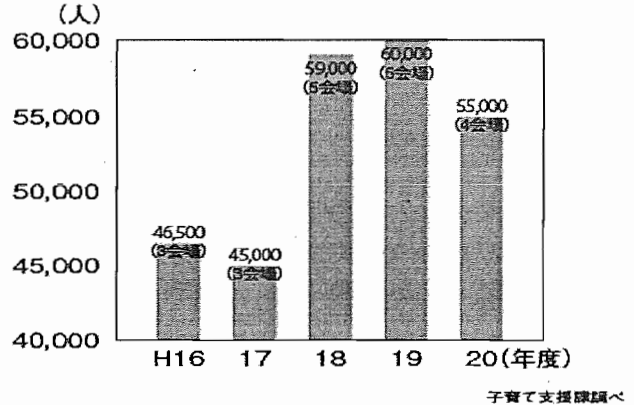


図 「子どもの数が減っていることが心配」と感じている人の割合（県民意識調査）

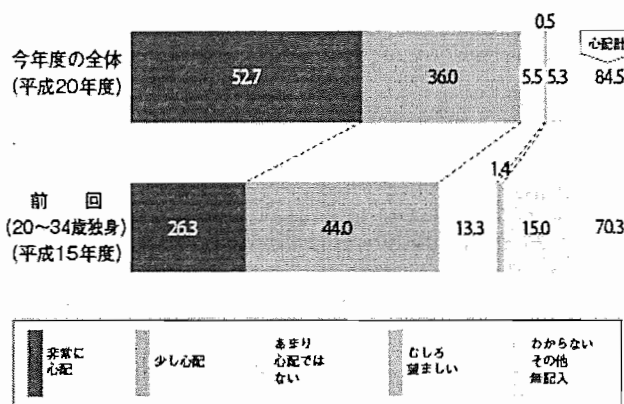
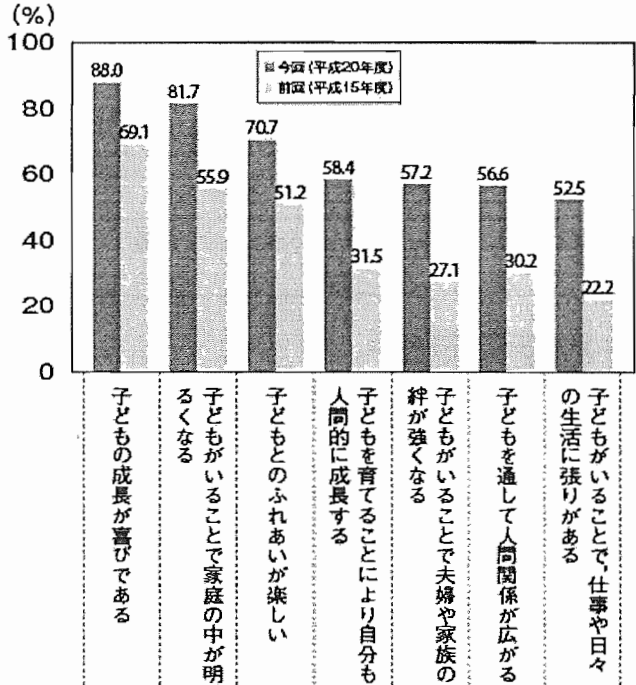


図 子育てをしていてよかったと思うことや喜びを感じることを感じる（県民意識調査）〔主なもの〕



〈施策の方向〉

少子化は社会全体に大きな影響を与えると考えられることから、少子化のもたらす様々な影響や子どもがいきいきと健やかに育ち、結婚や子育てに夢がふくらむ環境づくりの推進について、様々な機会をとらえ広報・啓発に努めます。

また、子育てに対する社会的評価を高めることにより、地域社会の教育力を取り戻し、社会全体で子育てを支援していく気運の醸成を進めていきます。

〈重点施策〉

(1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成

家庭だけでなく地域、学校、企業など、県民みんなで子育てをする社会で子どもが健やかに育つように、子育て夢づくり応援キャンペーン事業、ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）普及啓発事業などを実施するとともに、子ども・子育て支援条例の制定についても検討を行うなど、「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」の構成団体をはじめとする関係機関と連携・協働して社会全体の気運の醸成を図り、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

また、子どもや妊娠中の方をはじめ、誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン(注1)に配慮した地域社会づくりを目指します。

さらに、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通して子どもの権利に関する啓発活動を推進します。

(2) 地域社会の教育力の向上

近年の核家族化の進行等により、地域における人間関係が希薄になり、子どもたちを取り巻く地域社会の教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもたちが幅広い人間性を身につけるよう、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもを核として、地域の大人たちが様々な体験や交流活動の機会を提供する取組を推進します。

また、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域で守り育てる」との意識のもと、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）協賛店舗数	1,710店舗 (H20)	3,000店舗	H26年度	子育て支援課
放課後子ども教室(注2)実施か所数	161か所 (H20)	200か所	H26年度	生涯学習課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合	88.0% (H20)	100%	県民意識調査

(注1) ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

(注1) 放課後子ども教室：すべての小・中学生を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を推進する事業。

2 地域ぐるみの子育て支援の推進

図 地域子育て支援拠点(注1)実施か所数

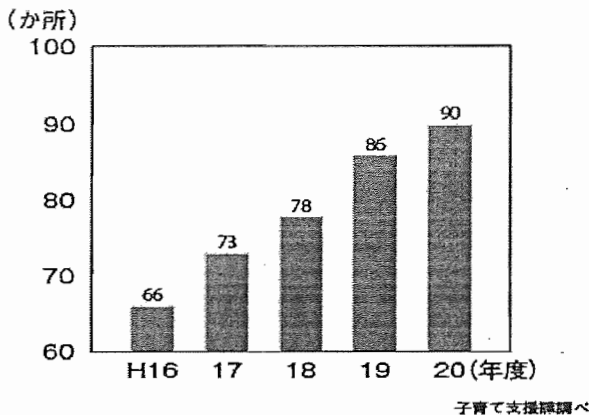


図 子どもの世話を頼める親族・友人・知人の有無(県民意識調査)

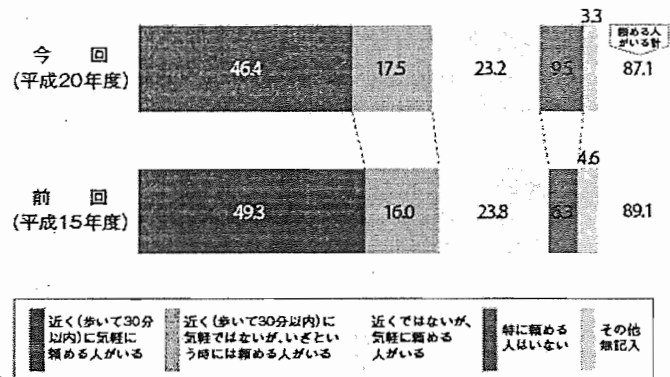
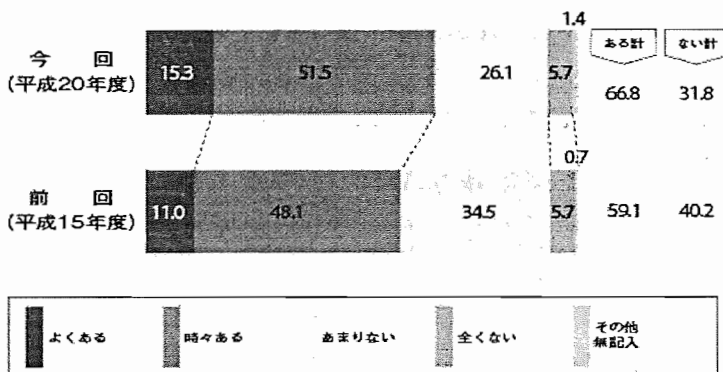


図 「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合(県民意識調査)



〈施策の方向〉

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、多様な子育て資源の掘り起こしや地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

〈重点施策〉

(1) 子育て支援ネットワークの充実

児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職などの地域の関係者が連携して子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、子ども虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

さらに、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

(2) 子育て支援組織の育成

親子(母親)クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークルなど、地域の子

育て支援組織の育成を図ります。

また、子育て中の労働者や主婦を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を推進するとともに、内容の充実を図ります。

(3) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が集まって情報交換や交流ができたり、子育てサークルの支援や育児相談ができる地域子育て支援拠点(注1)を、商店街の空き店舗なども活用しながら、身近で気軽に訪れることができる場所への設置を進めるとともに、拠点相互の連携と質の向上を図ります。

また、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

(4) 多様な子育て資源の掘り起こし

大学等有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を支援し、県内への拡大を図ります。

また、子育て支援に関心を持つ様々な企業や団体等に積極的に情報提供を行い、多様な子育て資源の掘り起こしを行うことで、県民みんなで子育てを応援する取組の一層の拡大を図ります。

(5) 地域における人材の養成確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要の人材、また、「子育てサポーターリーダー」(注2)など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

(6) 子育てサービス情報の発信

地域において様々な形で行われている子育て支援に関する情報が、必要な家庭にタイムリーに届くよう、子育てサービス情報の発信に努めます。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数	234法人 (H20)	330法人	H26年度	県民生活課
地域子育て支援拠点実施か所数	90か所 (H20)	110か所	H26年度	子育て支援課

〈成果目標〉

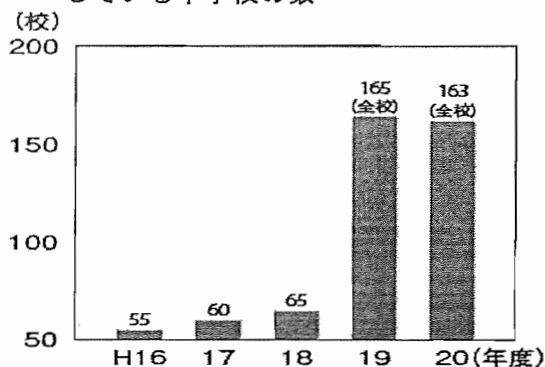
項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子どもの世話を頼める親族・友人・知人が「いる」人の割合	87.1% (H20)	95%	県民意識調査
「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合	66.8% (H20)	50%	県民意識調査

(注1) 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行うセンター型や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供するひろば型などがある。

(注2) 子育てサポーターリーダー：子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

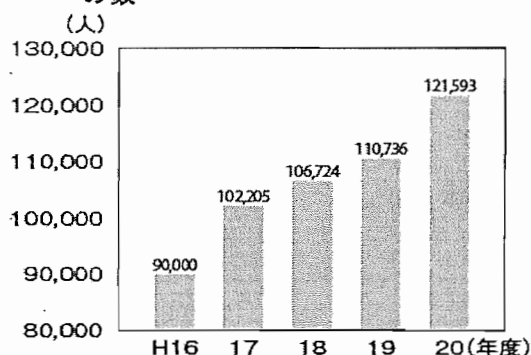
3 子どもの生きる力の育成

図 スクールカウンセラー(注1)を配置している中学校の数



指導課課へ

図 様々な体験学習に参加した青少年の数



生涯学習課課へ

〈施策の方向〉

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもたちはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進め、子どもの社会参加を支援するとともに、子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

〈重点施策〉

(1) 地域・世代間交流の促進

子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携のもとに、乳幼児や高齢者・障害者との交流、農山漁村や自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。

(2) 社会参加活動への支援

地域のボランティア団体、青少年団体等と連携して、子どもたちがボランティア活動や自然体験、スポーツ活動の体験活動等を通して社会との関わりを学ぶことのできる継続的な活動の場を提供していきます。

また、家庭、学校、地域等が協働して、少年の居場所づくりや社会参加を促進し、困難を抱える子どもの立ち直りを支援します。

(3) 学校教育の推進

① 確かな学力の向上

「小1グッドスタート支援事業(注2)」や学級編制の弾力化、習熟度別指導を中心とした少人数指導を実施するなど、きめ細かな指導を推進します。また、指導方法や教材、教具の研究を行い「わかる授業」を実施し、基礎・基本を身につけさせるとともに、教えるプロとしての教員の質の向上と意識改革を図るため、「学力向上アクションプラン」を推進します。

② 豊かな心の育成

子どもの豊かな心をはぐくむため、子どもの読書活動の推進や子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、PTAをはじめ地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進し、思いやりの心や社会性、公共心のある子どもの育

成に取り組めます。

また、スクールカウンセラー(注1)等の配置の充実に努めるとともに、いじめ、少年非行等の問題行動や、ニート、引きこもり、不登校等の子どもや若者に対応するために専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークを進めます。

③ 健やかな体の育成

学校や地域社会と連携を図りながら、学校教育全体を通して健康教育を推進します。

また、子どもが進んで運動に親しむ機会の充実に努めるとともに、地域との連携による運動部活動の活性化に努めます。

④ 学校・家庭・地域社会の連携

地域ぐるみで学校を支援する仕組みづくりに取り組むとともに、放課後子どもプランの取組等を通じて、学校・家庭・地域社会の相互連携を推進します。

また、地域の人材等を活用し、学校教育への支援や不登校の子ども・その保護者への支援を行うなど、地域との連携・協力を推進します。

さらに、学校を地域に開かれた活力あるものにするために、新しい形態の学校・学科の拡充に努めるとともに、学校評価の取組を推進します。

⑤ 幼児教育の充実

幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めます。

また、地域の実情を考慮した幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携を推進するなど幼児教育の振興を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
いじめ問題について考える取組を行った公立学校の割合	-	100%	H26年度	指導課
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合	小学校 78.9% 中学校 62.8% (H20)	85% 75%	H26年度	指導課
様々な体験学習に参加した青少年の数	121,593 人/年 (H20)	133,000 人/年	H26年度	生涯学習課
公立保育所・幼稚園と連携を図っている公立小学校の割合	90.5% (H20)	95%	H26年度	指導課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
学校生活(県立高等学校)に満足している生徒の割合	81.7% (H21)	85%	高校生活に関する意識調査

(注1) スクールカウンセラー：学校で、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や先生に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

(注2) 小1グッドスタート支援事業：小学校1年生の児童の基本的な生活習慣の確立等のために、地域住民などがサポーター(教育支援員)として授業に参加する事業。

4 安全・安心な子育て環境の整備

図 ももたろう交通安全クラブ設置率

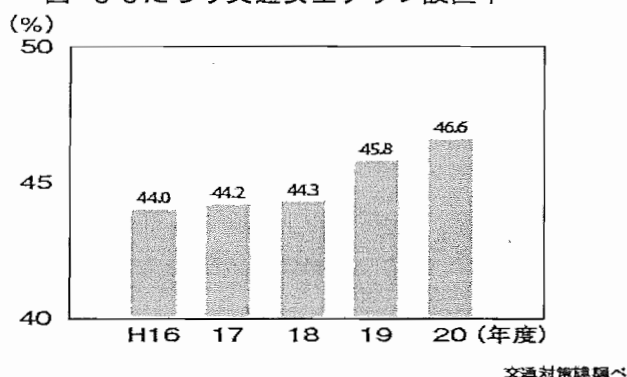


図 地域安全マップ作製小学校の割合

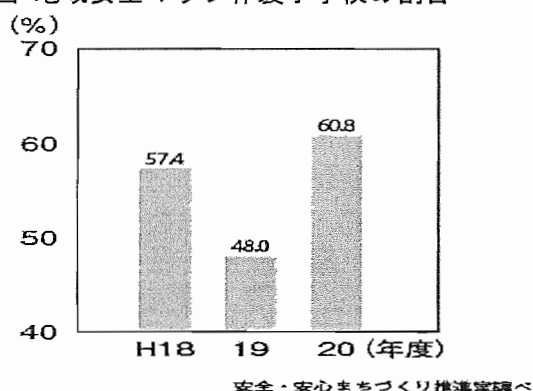
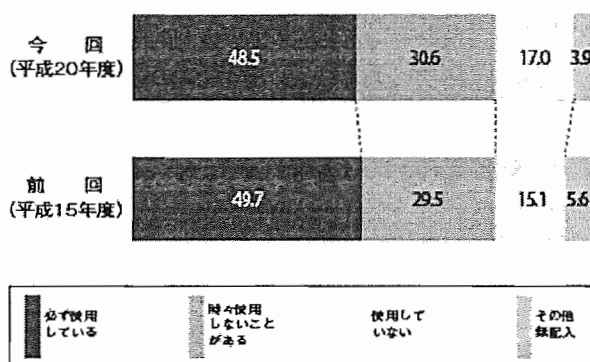


図 チャイルドシートを「必ず使用している」人の割合（県民意識調査）



〈施策の方向〉

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきました。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点施設となる児童館の整備等を図ります。

また、雑誌、ビデオ、ケータイ・ネット等の子どもの有害環境対策、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪等の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備していきます。

〈重点施策〉

(1) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、また、児童館、公園、交流や体験のための施設の整備、学校や公民館などの施設の活用を促進するとともに、児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、恵まれた自然環境を生かし、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力を養う「冒険遊び場（プレーパーク）」の県内への普及に努めます。

(2) 安全な生活環境の整備

① 安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

② 安心して外出できる環境の整備
 妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子育て家族での外出等に優しいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。
 また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③ 安全・安心まちづくりの推進等
 道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進し、子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを推進します。

④ 学校における生活環境の安全確保
 校舎や体育館など学校施設の耐震化を推進し、子どもたちが一日の大半を過ごす学校における生活環境の安全対策を計画的に進めます。

(3) 安心な社会環境づくり

① 子どもを取り巻く有害環境対策
 子どもに対する悪影響が懸念されるインターネットや雑誌、DVD等の有害情報から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るため、関係業者等に対する立入指導を徹底し、子どもを取り巻く環境の浄化を推進します。
 特に、情報モラル教育に関する指導やフィルタリング(注1)の普及促進など、子どもをインターネット上の有害情報等から守るため、学校と家庭、行政等が連携を強化し、ケータイ・ネット対策を推進します。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。
 また、安全性の要件を満たした幼児2人同乗用自転車の普及啓発を図ります。

③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップの作製、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。
 また、警察スクールサポーター(注2)を効果的に運用し、子どもたちが犯罪に遭わないための防犯指導等を行うことにより、被害の未然防止対策を強化します。

④ 被害にあった子どもの支援
 犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数	170人 (H20)	400人	H26年度	建築指導課
公立学校で情報モラルを指導できる教員の割合	62.3% (H20)	95%	H26年度	指導課

ももたろう交通安全クラブ設置率	46.6% (H20)	50%	H26年度	交通対策課
地域安全マップ作製小学校の割合	60.8% (H20)	100%	H26年度	安全・安心 まちづくり 推進室

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
チャイルドシートを「必ず使用している」人の割合	48.5% (H20)	100%	県民意識調査

(注1) フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないようにしたり、有益な情報だけを閲覧できるように制限をかけること。

(注2) 警察スクールサポーター：少年の非行防止や学校等における児童等の安全の確保、非行・犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報等の把握と提供等を行う警察非常勤職員のこと。

Ⅲ 子どもを安心して生み育てる社会環境づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる社会環境づくりを目指します。特に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、多様なニーズに対応する支援を発展・強化させます。

1 子育て相談体制の充実

図 子育てに関する情報源や相談相手
(県民意識調査)〔主なもの〕

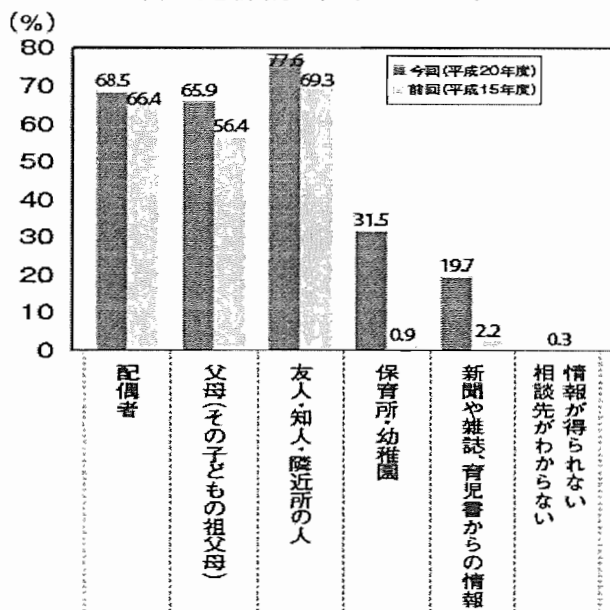
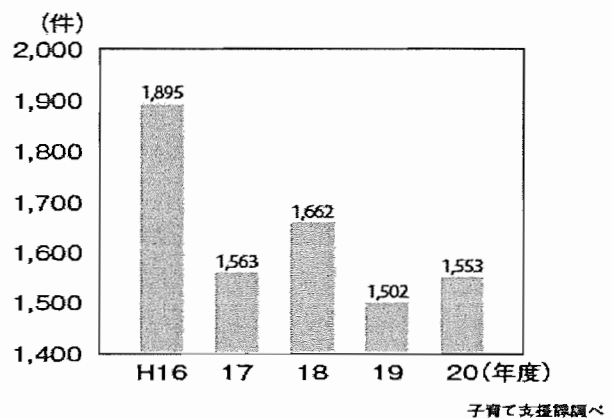


図 子ども家庭電話相談の相談件数の推移



〈施策の方向〉

都市化の進展や核家族化の進行などにより、従来、地域社会や祖父母等が果たしてきた子育て支援機能の低下が指摘され、子育ての孤立化や子育て家庭の負担感の増加が懸念されています。

このため、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

〈重点施策〉

(1) 相談体制の充実

子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業や地域子育て支援拠点事業を実施し、相談体制を充実します。

(2) 子育て支援情報の提供

子育てに関する身近な相談窓口の情報はじめ、仕事と子育ての両立支援に関する情報など、子育て家庭が必要としている情報のタイムリーな提供に努めます。

〈目標事業量〉

項	目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
家庭教育相談員の養成数		690人 (H20)	870人	H26年度	生涯学習課

〈成果目標〉

項	目	現 状	成果目標	調 査 等
	子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合	0.3% (H20)	0%	県民意識調査

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

図 乳児死亡率及び新生児死亡率（千人に対する比率）の推移

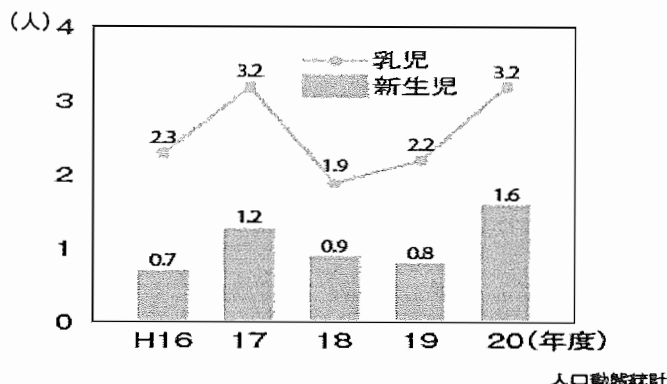
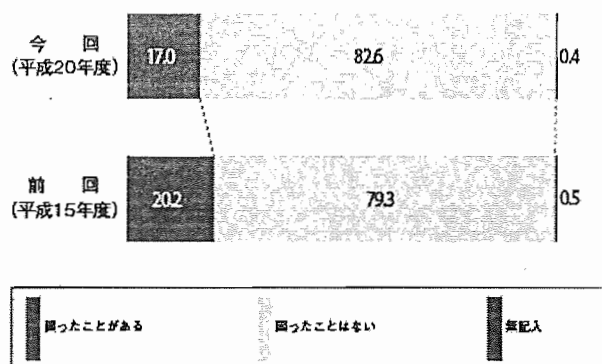


図 子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがある人の割合（県民意識調査）



〈施策の方向〉

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けることができる環境を整備するため、周産期(注1)医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾患の医療の充実、感染症対策の推進に努めます。

〈重点施策〉

(1) 周産期医療・小児医療の充実

24時間緊急受入体制等を確保するため、総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制を整備し、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急医療電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

(2) 小児慢性特定疾患の医療の充実

子どもの慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 感染症対策の推進

感染症の発生状況の早期把握や積極的疫学調査(注2)を人権に配慮しつつ行い、啓発活動、研修会、合同訓練の開催などの事前対応に重点を置いた対策を推進します。

また、県民の生命と健康を脅かす健康危機発生時には、関係機関との緊密な連携により、迅速で適切な対応を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
2歳までに麻しんの予防接種を終了している子どもの割合	87.3% (H20)	95%	H26年度	健康対策課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
周産期死亡率（千件に対する比率）	4.0人 (全国17位) (H20)	全国1位	人口動態統計
新生児死亡率（千人に対する比率）	1.6人 (全国41位) (H20)	全国1位	人口動態統計
乳児（1歳未満）死亡率（千人に対する比率）	3.2人 (全国43位) (H20)	全国1位	人口動態統計
子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった人の割合	17.0% (H20)	0%	県民意識調査

（注1）周産期：おおよそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

（注2）積極的疫学調査：感染症が発生した場合、その発生予防とまん延防止を図ることを目的として、保健所が聞き取り等を実施し、原因を調べる統計的調査。

(注)この項目については、今後、記載内容等が変更になる可能性があります。

3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備

図 子どもがいる現役世帯(世帯主が18~64歳)の世帯員の相対的貧困率(注1)の推移(全国)

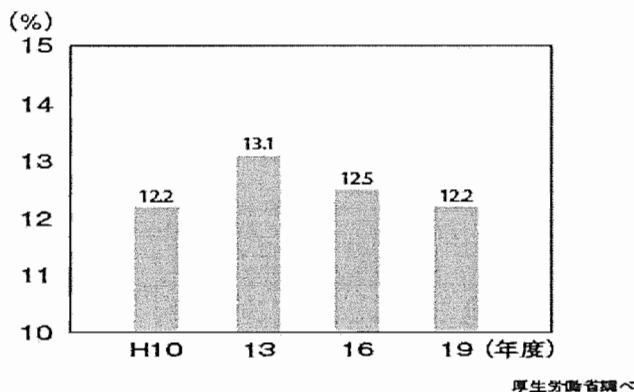
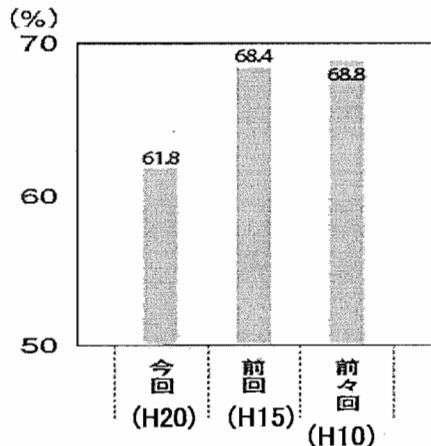


図 理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合(県民意識調査)



〈施策の方向〉

子どもの貧困の問題が、学歴格差、健康状態、子どもへの虐待や非行の問題などに深く関係しているのではないかと指摘されており、貧困や格差の固定化や、親から子への連鎖なども懸念されています。

このため、子どもを養育している家庭の生活の安定を図るため児童手当を、また、母子家庭等については児童扶養手当を支給します。また、乳幼児やひとり親家庭の医療費の負担を軽減するなど、子育て家庭に対する経済的支援を行います。

また、子育て家庭を支援する住宅環境の整備を進めるため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。

〈重点施策〉

(1) 児童手当等の支給

子どもを養育している家庭の生活の安定を図るため、児童手当及び児童扶養手当を支給します。

(2) 医療費、教育費の負担軽減

乳幼児の早期受診促進による健康増進を図り、健やかな成長を支援するため、子育てに係る医療費の負担を軽減します。

さらに、ひとり親家庭や重度心身障害のある子どもに対して、医療費の負担を軽減します。

また、経済的理由により就学困難な高校生に対して県立高等学校授業料の全額免除や、授業料減免を行う私立高等学校への助成を行うとともに、国への奨学金制度の拡充提案などを行い、教育費の負担軽減を図ります。

(3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保

県営住宅の建替に当たっては、家族構成に適した間取りを選択しやすくするため柔軟な設計とするなど、子どもを安心して生み育てる住環境の整備に努めます。

また、県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯に対し優遇措置を講じるとともに、子育て世帯に対する入居基準の緩和を行います。

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合	61.8% (H20)	50%	県民意識調査

(注1) 相対的貧困率：全世帯の可処分所得を1人あたりに換算して高い順から低い順に並べた場合に、中央となる人の所得（中央値）の半分に満たない人の割合。

4 きめ細かな保育の拡充

図 通常保育の子どもの数

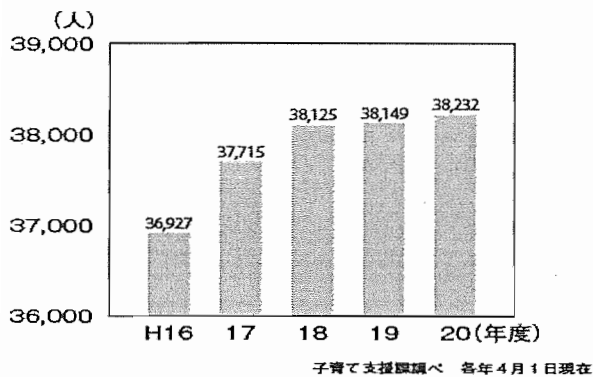


図 延長保育実施か所数

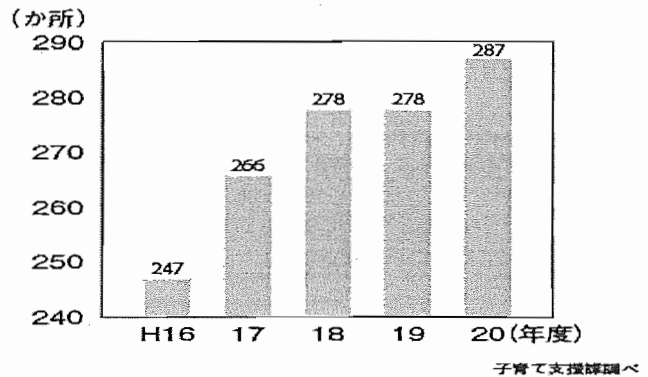


図 一時預かり実施か所数

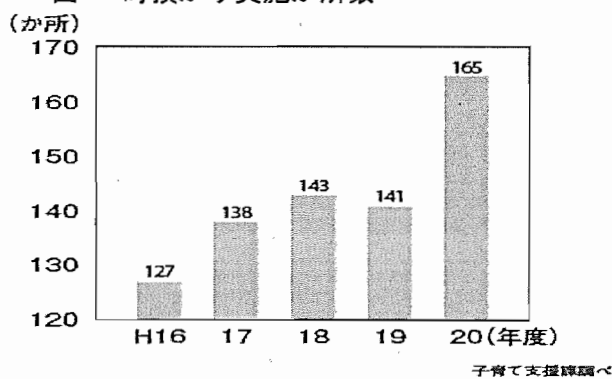
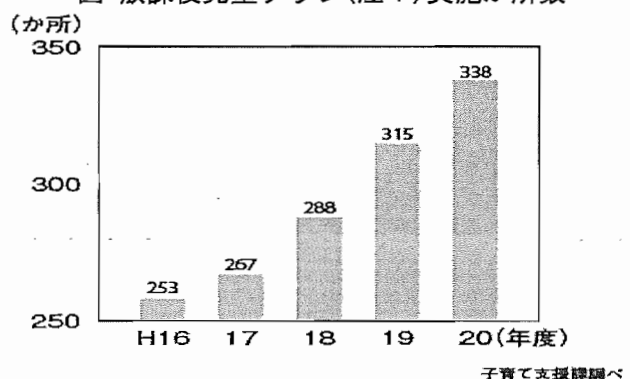


図 放課後児童クラブ(注1)実施か所数



〈施策の方向〉

子育てと仕事の両立支援をはじめ、すべての子育て家庭への支援を進めるため、保育所における特別保育の一層の拡充と保育の質の向上を図るとともに、幼稚園や認定こども園と連携するなど多様なニーズに対応したきめ細かな保育サービスの提供を促進します。

また、放課後児童対策充実のニーズも高いことから、放課後児童クラブ(注1)の設置を促進するとともに、大規模なクラブの分割を進めます。

さらに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう人材育成等に努めます。

〈重点施策〉

(1) 保育サービスの拡充

住民の生活実態や意向を十分に踏まえ、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育需要に応じて、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。併せて、保育士等の資質及び専門性の向上を図るため、保育所職員に対する研修の充実を図ります。

また、待機児童解消に向け、広域入所の取組や保育所の整備などを推進するとともに、保育内容の充実に努めます。

さらに、保護者や地域の実情に応じて幼保の連携を進めるとともに、就学前の教育・保育を一体としてとらえた認定こども園の設置や幼稚園を活用した子育て支援、幼稚園での預かり保育の促進等により、就学前の幼児の教育・保育の充実を図ります。

(2) 放課後児童クラブの拡充

保護者が労働等により昼間家庭にいない子ども等の健全育成を図るため、地域の実情に応じて児童館のほか、学校の余裕教室等を活用するなど、入所を希望するすべての子どもが利用できるよう、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、子どもの数が71人以上の大規模なクラブについては、利用する子どもの安全の確保等を図るため概ね40人程度の適正規模への分割を促進します。

また、障害のある子ども等を専門的に担当する障害児対応指導員の配置を促進するなど、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

さらに、放課後児童クラブの運営や施設の整備等について定めたガイドラインや放課後児童指導員の資質向上のための教材を作成し、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

(3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保

子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性をはぐくみ、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
通常保育の子どもの数（4月1日現在）	38,232人 (H20)	40,127人	H26年度	子育て支援課
特定保育実施か所数	1か所 (H20)	6か所	H26年度	子育て支援課
延長保育実施か所数	287か所 (H20)	321か所	H26年度	子育て支援課
夜間保育所実施か所数	2か所 (H20)	2か所	H26年度	子育て支援課
休日保育実施か所数	23か所 (H20)	34か所	H26年度	子育て支援課
病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)実施か所数	14か所 (H20)	24か所	H26年度	子育て支援課
病児・病後児保育(体調不良児対応型)実施か所数	15か所 (H20)	26か所	H26年度	子育て支援課
一時預かり実施か所数	165か所 (H20)	172か所	H26年度	子育て支援課
放課後児童クラブ実施か所数	338か所 (H20)	406か所	H26年度	子育て支援課

(注1) 放課後児童クラブ：昼間保護者がいない小学校低学年の児童が、指導員に見守られながら放課後を過ごす場所。児童館や学校の余裕教室などに設置されている。

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

図 ファミリー・サポート・センター（注1）
実施市町村

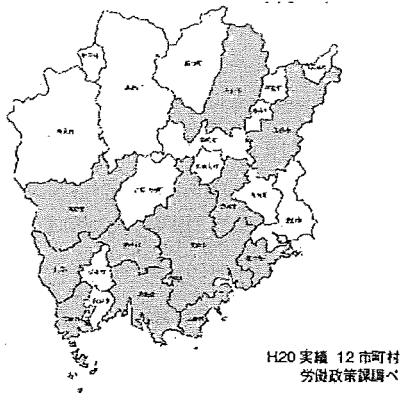


図 「おokayama子育て応援宣言企業」登録
企業・事業所数

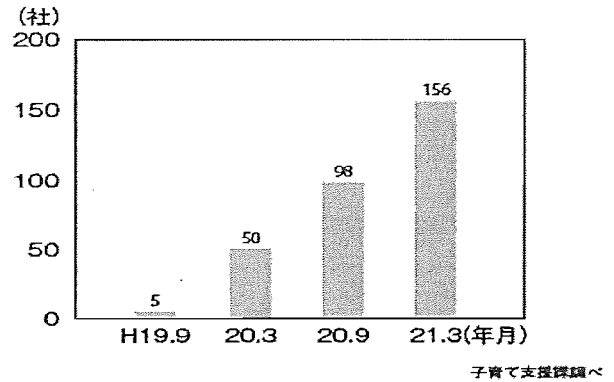


図 平日に19時までに帰宅する父親の割合
（県民意識調査）

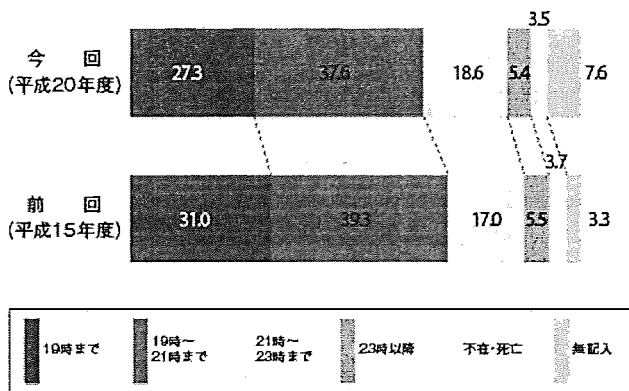
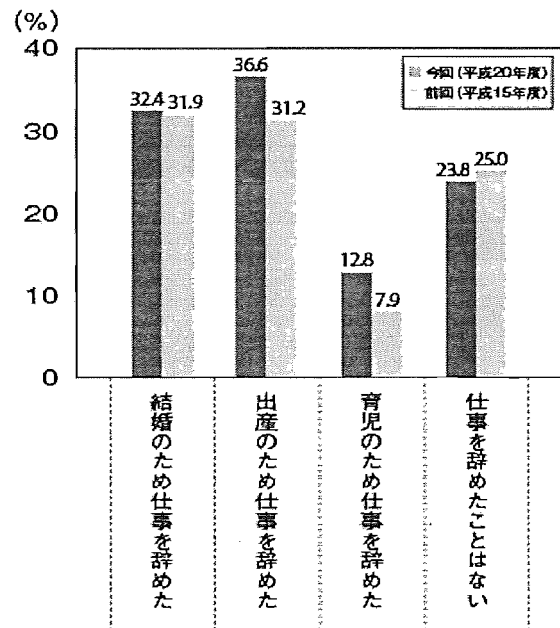


図 これまでに仕事を辞めたことがある人の
割合（県民意識調査）〔主なもの〕



〈施策の方向〉

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立ができるような法制度の普及・定着等を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業や、企業で働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどに取り組みます。

また、出産や育児のために仕事を離れた人に対する再就職支援を推進します。

〈重点施策〉

(1) 企業の意識改革への取組

男女がともに、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方の実現に向けて、労働時間の短縮や多様な働き方が可能となる環境づくりのため、岡山労働局や県内の次世代育成支援対策推進センター(注2)、経済団体等と連携しながら、「おokayama

「ま子育て応援宣言企業」登録制度の周知や、登録企業を対象としたサポート事業の推進等を通じ、企業の意識改革への取組を積極的に支援します。

(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備

ファミリー・サポート・センター(注1)事業の拡充を推進するとともに、育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援する制度の普及・定着に努めます。

また、県が発注する建設工事や物品の販売、修理等の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3) 再就職への支援

出産や育児により退職した人のため、再雇用制度の普及に努めるとともに、岡山労働局等とも協力して再就職のための職業訓練や研修会、情報提供、相談事業などを実施します。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	156社 (H20)	500社	H26年度	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施か所数	8か所 (H20)	13か所	H26年度	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	12市町村 (H20)	15市町村	H26年度	労働政策課
農家における家族経営協定(注3)締結戸数	352戸 (H20)	430戸	H26年度	農業経営課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
平日に19時までに帰宅する父親の割合	27.3% (H20)	40%	県民意識調査
これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合	36.6% (H20)	25%	県民意識調査

(注1) ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

(注2) 次世代育成支援推進センター：次世代育成支援対策推進法によって事業主が策定することとされている「一般事業主行動計画」の策定・実施を支援するための、事業主の団体や連合団体。

(注3) 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

IV 子どもをまもり支援する体制づくり

社会的養護(注1)を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害(注2)のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、子どもをまもり支援する体制づくりを目指します。特に、すべての子どもと子育て家庭を対象とした、切れ目のない支援を発展・強化させます。

1 子ども虐待防止対策の推進

図 県内児童相談所における子ども虐待相談対応件数

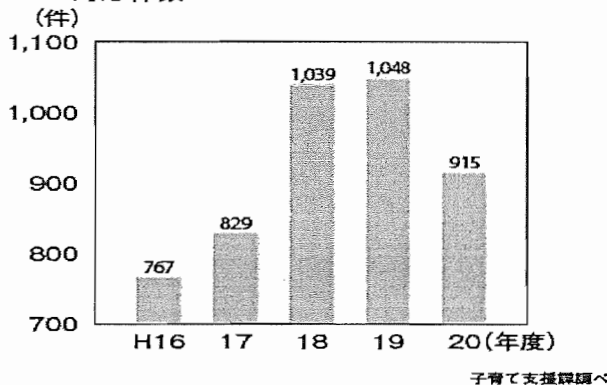
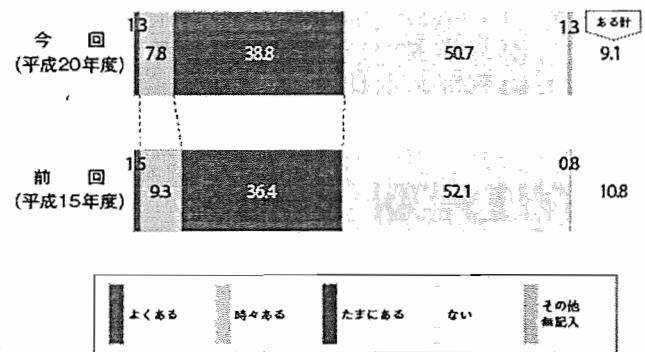


図 「子どもを虐待しているのではないか」と思う人の割合(県民意識調査)



〈施策の方向〉

近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談の件数は増加するとともに、その事例も複雑・深刻化しており、子ども虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

このため、子育てに係る不安や負担感、地域からの孤立感等の解消により子どもへの虐待の発生予防対策を推進するとともに、虐待防止体制の充実を図り、早期発見から再発防止、子どもの自立に至る切れ目のない総合的な支援を強力に進めます。

また、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化を図るとともに、子ども虐待を防ぐ地域のネットワークを拡充します。

〈重点施策〉

(1) 発生予防対策の推進

子育てに係る不安や負担感、地域からの孤立感等を解消するため、乳児家庭全戸訪問事業(再掲)や養育支援訪問事業(再掲)の県内全市町村での実施を目指すとともに、産科医等専門家によるハイリスク妊婦の早期発見や、支援を要する子どもの養育支援などを推進し、すべての子どもの切れ目のない支援に努めます。

また、地域の関係機関との連携の下に相談支援活動を行う児童家庭支援センター(注3)の設置を推進します。

同時に、市町村と保健所との緊密な連携の下、医療関係者等の専門職や民生(児童)委員・愛育委員・栄養委員等のボランティアの地域に密着した活動により、子ども虐待の予防と早期発見に重点を置いた取組を強力に推進します。

(2) 子ども虐待防止体制の充実

虐待を受けている子どもの保護と自立の支援、里親の拡充や施設等の充実など、虐待の防止から子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援施策を強力に進めます。

また、支援を必要とする子どもが置かれている状況を的確かつ効果的に把握できるよう、児童相談所に「子どものための総合情報システム」を構築するなど、子ども虐待防止体制の充実に努めます。

さらに、虐待は子どもへの著しい人権侵害であることから、子ども虐待問題が社会全体で早急に解決すべき重要な課題であることについて、県民の理解が深まるよう、啓発活動を推進します。

(3) 市町村の対応力の強化

虐待相談を含む子ども家庭相談の第一義的な対応窓口は市町村であることから、市町村と児童相談所はより一層緊密な連携を図り、支援する人の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「子どもが心配チェックシート（岡山版）」等を活用し、市町村の子ども家庭相談対応の支援を行います。

(4) 地域のネットワークの拡充

子ども虐待を防ぐためには地域ぐるみの取組が重要であり、虐待を早期に発見し対応するため、福祉関係者をはじめ医療、法律、保健、教育、警察等の地域の関係機関や愛育委員・児童委員等地域ボランティア等で構成する「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」が、県と県内全市町村に設置されていることから、その一層の機能向上に努めます。

また、地域の子育て支援ネットワークを強化することにより、虐待を受けている子どもやリスクを抱えている妊婦等、手厚い支援を必要としている子どもなどを地域ぐるみで支援します。

＜目標事業量＞

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
児童家庭支援センター設置か所数	0か所 (H20)	1か所	H26年度	子育て支援課

＜成果目標＞

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
子どもを虐待しているのではないかと思う（「よくある」、「時々ある」）人の割合	9.1% (H20)	0%	県民意識調査

(注1) 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、社会が責任を持って養育・保護する機能を果たすこと。

(注2) 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害。

(注3) 児童家庭支援センター：児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設。

2 社会的養護体制の充実

図 児童養護施設における小規模ケア実施施設数

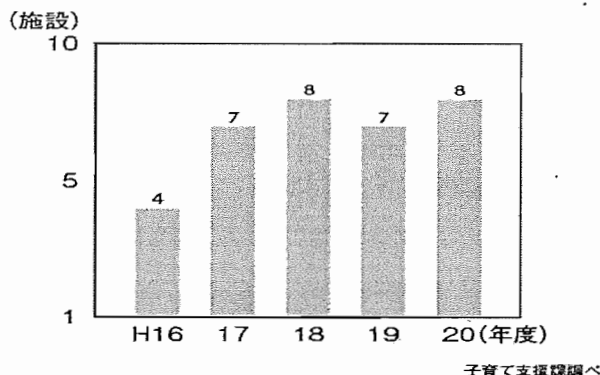
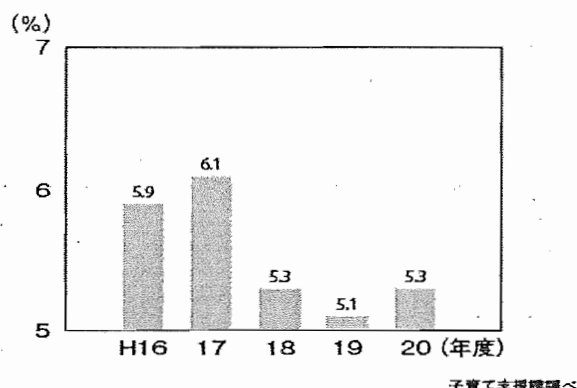


図 里親への委託率の推移



〈施策の方向〉

子どもは本来家庭で保護者によって養育されることが望ましいのですが、保護者がいない子どもや家庭で監護されることが適当でない子どもについては、児童養護施設等や里親といった社会的養護のもとで養育する必要があります。

このため、児童養護施設等の養護機能の強化や里親制度の充実を図るとともに、施設や里親のもとで養育されている子どもの権利を擁護する取組を強化します。

〈重点施策〉

(1) 施設養護の充実

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待を受けた子どもが抱える背景の多様化等の状況に十分対応することができるよう、社会的養護体制の充実を図り、子どもの保護から自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。

特に、家庭的な養護を推進するため、小規模グループケアの実施や地域小規模児童養護施設の設置に努めるとともに、子どもの安全・安心及びプライバシーに配慮した環境の整備に努めます。

また、施設を退所した後の子どもの自立を支援するため、自立援助ホーム(注1)を整備します。

(2) 里親制度の充実

里親制度は家庭での生活を通して愛着形成を図ることのできる意義深い制度であり、より積極的に活用していけるよう制度の普及・啓発を図ります。そのため、社会的養護を必要とする子ども全体に占める里親委託率の引上げを図るとともに、家庭的な環境の中で複数の子どもが交流しながら社会性を養う小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(注2)を実施します。

また、虐待等により専門的ケアが必要となった子どもの自立を支援する専門里親を養成するとともに、里親への養育相談を行うなど里親を支援します。

(3) 子どもの権利擁護の強化

施設や里親の下で養育されることとなった子どもは、それまでの家庭や地域社会の人間関係等から引き離され、新しい環境で生活することとなります。

こうした子どもとその保護者の不安を軽減するよう最大限配慮するとともに、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の権利が保障されていることをわかりやすく伝えます。

また、子どもが、社会的養護のための施設や制度を利用しているときに職員等から虐待を受けた場合に、県が、子どもの権利を尊重した適切な対応ができるよう「被

措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定するとともに、施設職員や里親等を対象とした研修会を開催するなど、子どもの権利を擁護する取組を強化します。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
児童養護施設における小規模ケア実施施設数	8施設 (H20)	10施設	H26年度	子育て支援課
自立援助ホーム設置か所数	0か所 (H20)	4か所	H26年度	子育て支援課
里親及びファミリーホームへの委託率	5.3% (H20)	6.0%	H26年度	子育て支援課
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）設置か所数	0か所 (H20)	3か所	H26年度	子育て支援課

(注1) 自立援助ホーム：義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等のうち援助が必要な者に対し、日常生活上の援助及び生活指導を行い、社会的自立を支援する事業。

(注2) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）：保護者がいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。

3 障害のある子どもの支援

図 障害児等療育支援事業の実施か所数

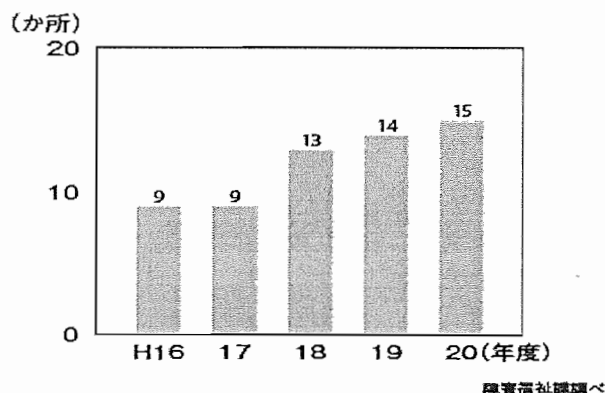
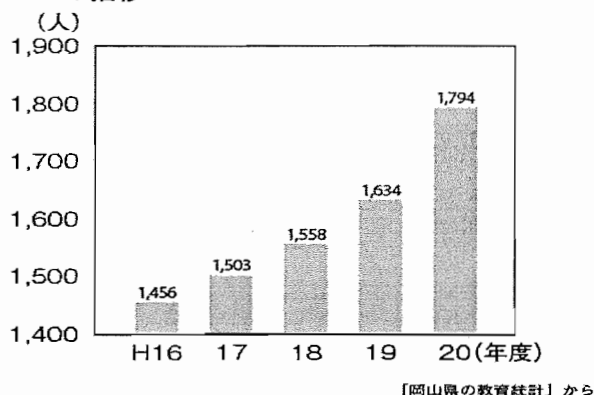


図 特別支援学校の子ども（児童・生徒）の数の推移



〈施策の方向〉

障害のある子どもの支援については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育、障害の軽減を図るとともに、保護者の負担軽減、教育支援体制の整備等に努めます。

また、発達障害のある子どもの支援体制の整備を図ります。

〈重点施策〉

(1) 障害のある子どもの支援

ノーマライゼーション(注1)の理念に基づき、障害のある子どもの健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童デイサービス事業や障害児通園事業などの実施により、子どもやその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、療育指導體制の充実を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、教員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。

(2) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもへの支援のため、発達障害者支援センター、児童相談所、保健所等においては、総合的な相談や障害の早期発見、早期療育等に努め、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努めるとともに、これらの連携による支援体制の整備を進めます。また、地域で障害のある人の日常生活を支える市町村の取組をサポートするとともに、県民の理解促進を図ります。

〈目標事業量〉

項目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
個別の教育支援計画(注2)を作成している 公立学校の割合	小学校	41%	H26年度	特別支援教 育室
	中学校	45%		
	高等学校	2%		
		(H20) 80%		
発達障害者支援体制整備事業(市町村支援 体制整備事業)実施市町村数〔累計〕	4市町村 (H20)	13市町村	H26年度	障害福祉課

(注1) ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活をおくることができるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

(注2) 個別の教育支援計画：学校が保護者とともに、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人ひとりについて作成するもの。

また、高等学校における「個別の教育支援計画」とは、小・中学校における「個別の指導計画」の機能を併せ有するもので、障害のある生徒の教育的ニーズや学校生活全般における指導・支援の内容、方法、連携する関係機関との役割分担等を明示するものをいう。

(注)この項目については、今後、記載内容等が変更になる可能性があります。

4 ひとり親家庭の自立支援

図 子どもがいる現役世帯(世帯主が18～64歳)のうち、大人が1人いる世帯世帯員の相対的貧困率

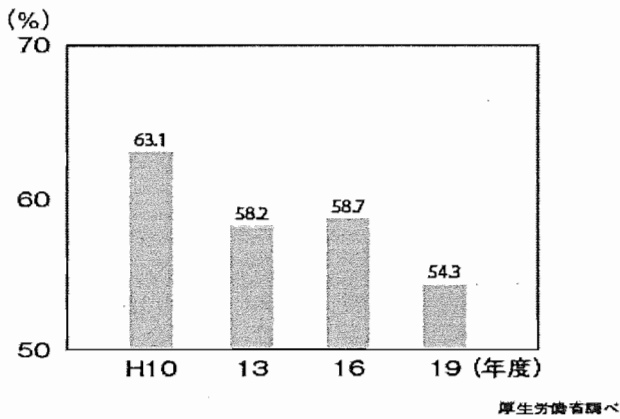


図 困っていることについて、あてはまるもの1つを回答した人の割合【母子世帯調査】

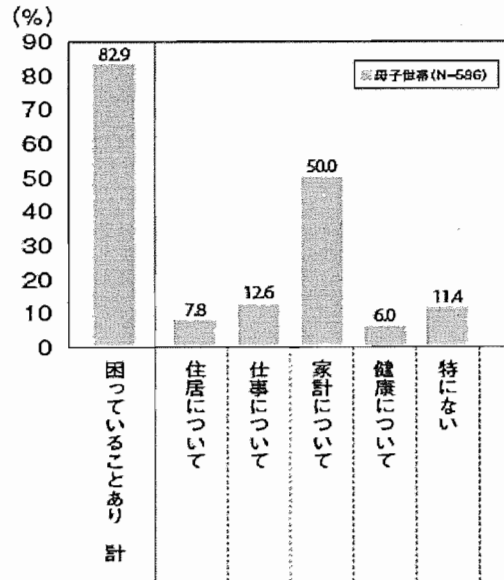
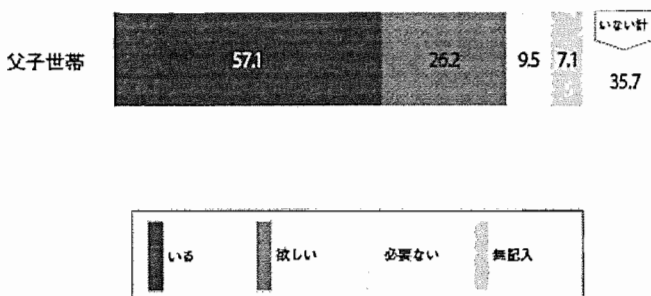


図 「現在相談相手がありますか」との問いに対する回答の割合【父子世帯調査】



〈施策の方向〉

母子世帯については、常用雇用者の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費確保のための支援、生活の場の整備等を総合的に推進し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

〈重点施策〉

(1) 就業支援の強化

ひとり親家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るため、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給

者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、職業能力給付金等の施策を推進します。

また、職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親等に対して就職活動支援や就職後の職場訪問等を実施します。

(2) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子自立支援員や母子福祉協力員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、インターネット等を活用し各種関係福祉施策の情報提供を行うなど、相談体制の充実に努めます。

また、「ひとり親家庭就業支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要なかつ適切な助言や情報提供を行います。

さらに、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、関係機関と連携して養育費についての啓発や確保面での支援を促進します。

(3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

母子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の助成等によりひとり親家庭及び寡婦が自立に向けて活動が円滑に行えるよう、経済的支援を推進します。

また、ひとり親家庭等の生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠であるため、福祉部局と産業労働部局の連携を図ります。

〈目標事業量〉

項 目	現 状	目標事業量	目標年度	担 当 課
ひとり親家庭就業支援センターからの就職決定件数	24人/年 (H20)	25人/年	H26年度	子育て支援課

〈成果目標〉

項 目	現 状	成果目標	調 査 等
家計について「困っている」と回答した人の割合【母子世帯調査】	50.0% (H20)	25%	県民意識調査
「相談相手がいる」と回答した人の割合【父子世帯調査】	57.1% (H20)	70%	県民意識調査

第6章 計画の推進に当たって

子育ての第一義的な責任は、保護者にあるということはいうまでもありません。しかしながら、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中であって、子育てをめぐる保護者の負担感・不安感が増大し、子どもの健やかな育ちが損なわれてきている実態をみると、次世代育成は当事者である一家庭だけの課題ではなく地域社会全体で協働して取り組まなければならない喫緊の課題であるといえます。

岡山県では、県民の皆さんとともに子育ての感動や楽しさをはぐくみ、子どもを中心として家庭や地域に笑顔があふれる社会を目指して、「新おかやま夢づくりプラン」において「教育と人づくりの岡山」の創造を基本戦略の一つに位置づけ、社会全体で子育てを支え合う環境づくりを総合的に進めているところです。そのためには、子育ての喜びを広げ、県民すべてが子どもの健やかな育ちに関心を持つとともに、積極的に協力していくという県民の総意が求められます。

家庭、地域、企業や職場、学校、関係団体等と行政とが密接に協働しながら役割を分担し、一体となって各種の施策・事業に取り組んでいくこととします。また、取組への成果を検証し、改善や新たな措置を講じるため、適切な進行管理を行うこととします。

1 家庭の役割

- ① 家族の一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、お互いを尊重しながら、助け合う意識を持つ。
- ② 父親が積極的に家事や子育てにかかわり、男女が協力して家庭を築く。
- ③ 子どもの人権を尊重しながら親子のふれあいに努め、個性や能力を伸ばすよう努める。
- ④ 日常生活を通じて、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせる。
- ⑤ 子どもが自然体験や世代間のふれあい活動、スポーツ活動等へ参加する機会を積極的にもつように努める。

2 地域の役割

- ① 地域の子どもは地域の大人たちが見守り、育てるという意識を持ち、地域ぐるみの子育て支援に取り組む。
- ② 子育て家庭や学校、関係機関との連携を図り、地域におけるボランティア活動、文化活動、スポーツ活動など、子どもたちに多様な生活体験とふれあいの場を提供する。
- ③ 子どもを取り巻く環境の健全化に向けて、地域全体で取り組む。
- ④ 子どもや子育て家庭が外出時に不安のないように交通環境や生活環境の整備・改善に努める。

3 企業や職場の役割

- ① 子育て家庭で、男女が協力して家事や育児に参加できるよう労働時間の短縮、育児休業など各種制度の充実や職場の雰囲気づくりに努める。
- ② 事業所内保育施設の整備や出産、育児のための退職後の再就職・再雇用の促進に努める。
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定とその実行に努める。
- ④ 地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施に努める。

4 学校の役割

- ① 一人ひとりの子どもの個性を尊重し、個々に応じた教育を推進することを通じて「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむ。
- ② 子どもの人権に十分に配慮するとともに、子どもの意見を尊重した教育活動を推進する。
- ③ 学校と家庭・地域との連携を深め、地域の人材や社会資源を活用した取組を推進する。
- ④ 集団生活を通しての基本的な生活習慣や社会的模範及び他人を思いやる心等をはぐくむ。
- ⑤ 乳幼児とふれあう機会や地域・世代間交流の場を提供する。

5 関係団体の役割

- ① 関係団体は、専門知識を有する人材や機能を活用しながら、地域・行政と一体となって、子育て支援のために積極的に活動する。

6 県、市町村の役割

- ① 県は、全庁的組織である「岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部」の下、子育て支援施策を、総合的・計画的に推進する。
- ② 県は、子育てに関する官民71団体からなる「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」と一体となって、社会全体で子育てをするための気運の醸成や県民の意識の啓発を図る。
- ③ 県は、市町村の行う事業の実施を支援する。
- ④ 市町村は、地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的かつきめ細かく展開する。
- ⑤ 県・市町村は、子育て支援活動を行うNPO法人やボランティア団体等と協働して、子育て支援施策を積極的に推進する。

岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)の冊子に掲載する

赤ちゃん写真 大募集📷!

締め切り
平成22年
1月29日[金]
必着



／ すてきな笑顔のご応募、お待ちしております! ／



岡山県では、平成22年度からの次世代育成支援対策を総合的・計画的に推進するための指針となる「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」の冊子を作成中です。

子育て中のご家庭をはじめ、地域の幅広い方々にプランの趣旨をご理解いただき、かつ親しみやすいプランとするため、本文各章の扉ページなどに掲載する「赤ちゃんの写真」を募集します。

【応募資格など】

- どなたでも応募できます。ただし、応募される赤ちゃんは、岡山県に在住もしくは、ご両親が岡山県出身など、岡山県にゆかりのあることが条件となります。
- 写真の数は赤ちゃん1人につき1点とします。
- なお、ご自分のお子さんでない場合は、必ず赤ちゃんのご両親の了解を得てからご応募ください。万が一、第三者からの権利侵害、損害賠償などの主張がなされたとしても、岡山県及び冊子の制作会社では一切の責任は負いません。

【応募写真の条件など】

【応募写真の条件など】

- 撮影時、おおむね2歳までの赤ちゃんの写真。できるだけ最近、撮影された写真を希望します。
- 赤ちゃんの顔の表情がわかる写真。
- 双子の赤ちゃんでも可能です。
- キャラクターや商品名などが衣料に写っているものは不採用となります。
- 原則として、デジタルデータでの応募とします。(ただし、プリント写真の郵送も受け付けます)

【締め切り】平成22年1月29日(金) 必着

【応募先】

▶ ホームページからの場合

岡山県子育て支援課のホームページから、応募フォームに必要事項を入力の上、写真を添付して応募してください。

※写真のファイルサイズが3MBを超えるものは、データ容量の都合上、受け付けられないことがあります。また、携帯電話には対応しておりません。

▶ 電子メールの場合

メールの本文に必要事項(応募者の住所、氏名、年齢、電話番号、赤ちゃんの名前・ふりがな、生年月日)ご記入のうえ、下記応募先アドレスあてに写真をご送付ください。

● 応募先アドレス kodomo@pref.okayama.lg.jp

● 応募先アドレス kodomo@pref.okayama.lg.jp

※写真のファイルサイズが3MBを超えるものは、データ容量の都合上、受け付けられないことがあります。また、こちらは写真受付専用のアドレスですので、写真以外のメールはご遠慮ください。

▶ 郵送の場合

プリント写真のほか、上記必要事項を添えて下記応募先まで郵送してください。(郵送されたプリント写真は返却いたしません)

● 応募先 〒700-8570 岡山県保健福祉部子育て支援課

「赤ちゃんの写真」係

(郵便番号とあて先を記入すれば住所は不要です)

選定及び 連絡

応募数が多数の場合、岡山県および冊子の制作会社にて選定します。掲載した写真の応募者には、後日、「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」冊子を贈呈いたします。また冊子発送をもって、掲載のご連絡に代えさせていただきます。

● お問い合わせ先

☎(086)226-7347

[岡山県保健福祉部子育て支援課児童福祉・少子化対策班]

「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」の冊子は2,200部作成し、県民局や県の児童相談所をはじめ、県内の市町村や図書館等に配布する予定です。また、冊子のPDFデータを岡山県保健福祉部子育て支援課のホームページに掲載する予定です。

※著作権は岡山県に帰属し、返却はいたしません。なお、応募写真は「岡山いきいき子どもプラン2010(仮称)」の冊子及びホームページにのみ使用します。※掲載箇所についての指定はできません。あらかじめご了承ください。※お送りいただいた写真・個人情報、適切な方法にて管理し、業務委託者以外の第三者に開示提供または二次利用することは一切ありません。※デザインの都合上、写真のトリミングを行うことがあります。

生活環境保健福祉委員会資料

- 1 陳情（新規分3件）について P. 1
- 2 第25回国民文化祭・おokayama2010支援連続講演会の開催
について P. 6
- 3 岡山シーガルズ公式戦「岡山県デー」の実施について P. 7
- 4 男女共同参画に関する年次報告について P. 8

平成21年12月15日

生活環境部

生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

○新規分 陳情 3件

受 理 番 号 (受理年月日)	提 出 者	要 旨	採 否	委員会の 意 見
陳情第124号 (21.10.23)	赤磐市桜が丘西 6-21-7 大月 博晶	バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者の導入促進に関することについて		
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて		
陳情第132号 (21.11.30)	岡山市北区北方 1-12-32 子供の環境を守る会 代表 柴田 一 外13人, 署名者259人	青少年健全育成を阻害する児童ポルノの有害図書・有害情報の一掃を求めることについて		

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第124号 (21.10.23)	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月 博晶	バス共通ICカード Harecaの宇野バス等未 導入事業者の導入促進 に関することについて					

〔陳情の内容〕

〔陳情趣旨〕

バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者に導入していただきたい。(公共交通利用促進のため)

〔陳情理由〕

1 昨年(平成20年)9月30日をもって、磁気式の岡山県共通バスカードが廃止され、ICカードHareca(両備グループ系、下電バス、中鉄バスの国道53号線の岡電バスとの共同運行路線)とその他各社単独の磁

気式バスカードに分裂した。

2 そのために、例えば、三野-法界院駅前-表町-岡山駅間と二本松東(岡電高屋)-県庁-表町-岡山駅間の両備グループ系と宇野バスがほぼ同一路線を走っているところでは、2枚のバスカードを持たないといけなくなったので、利用者にとって大変不便を強いている。

3 またHareca導入車両では、Pitapa(阪急、阪神、南海、近鉄、京阪など関西の私鉄)が使えるし、そのPitapaとの相互利用で、JR西日本のICOCAも使えるので、利用者の立場に立てば便利になっている。

執行部意見

(生活環境部)

共通ICカードの導入は、運賃支払いがスムーズ(非接触型)になるなど、利用者へのサービス向上及び公共交通の利用促進に繋がることから、岡山県では、平成17年度から平成19年度までの3年間、(社)岡山県バス協会等が実施する共通ICカード導入事業に対し、国や関係市町村と協調して補助を行い、両備ホールディングス、岡山電気軌道、下津井電鉄及び中鉄バス(岡山電気軌道との共同運行路線)に導入されている。

すべてのバスや鉄道で共通のICカードが利用できることは、公共交通の利便性向上に繋がるが、一方で、乗合バス事業者に多額の負担が生じることから、各事業者の自主的な判断に委ねるべきと考える。

(交通対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完 全施行等を求めること について					

[陳情の内容]

(陳情事項)

岡山県議会が、国会及び政府に対し下記施策を求める意見書（改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書）を提出することを採択していただくよう陳情する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
(産業労働警察委員会付託)
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。(産業労働警察委員会付託)
- 5 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。
(産業労働警察委員会付託)

(陳情理由)

- 1 我が国では、消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上る。

このような中、多重債務問題が深刻化している。消費者金融から3社以上の借り入れがある利用者は300万人、200万人以上が3カ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2003年のピーク時には約24万件、最近でも14万件に及ぶ。多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶たない。多重債務問題は命の問題にもつながる。

これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのが、クレジット、サラ金、商工ローンなど貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て及び大量宣伝などである。

- 2 2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が成立した。

同法が完全施行される時期は2009年12月から2010年6月までとされているが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されている。

- 3 政府も多重債務対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸し付けの充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

そして、改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることになる。

- 4 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

- 5 しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制等の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

6 そこで、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため以下の施策を求めるための意見書を国会及び金融庁等に対して提出していただくよう陳情する。

- (1) 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- (2) 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- (3) 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (4) 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (5) ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

執行部意見

(生活環境部・保健福祉部)

2 政府が策定した「多重債務問題改善プログラム」を受け、県では、関係機関・団体の参加を得て、「岡山県多重債務者対策協議会」を設置し、無料法律相談会等を開催するとともに、全市町村において多重債務者からの相談に対応できる窓口を整備している。今後、国からの支援が得られれば、相談窓口の拡充など、より一層の体制整備を図ることができると考えている。
(生活環境部県民生活課)

3 既存のセーフティーネット貸付である低所得者等向けの生活福祉資金貸付制度については、抜本的な見直しが行われ、本年10月から新たに総合支援資金（一時生活再建費）が創設されるとともに、併せて貸付利子が引き下げられ活用しやすくなっており、今後とも国における制度創設等動向を見守ってまいりたい。

(生活環境部県民生活課・保健福祉部障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第132号 (21.11.30)	岡山市北区北方 1-12-32 子供の環境を守る会 代表 柴田 一 外13人、署名者259人	青少年健全育成を阻害する児童ポルノの有害図書・有害情報の一掃を求めることについて					

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

今日、コンビニや書店などで堂々と販売されている児童ポルノコミック誌や児童ポルノビデオなど児童ポルノの有害図書・有害情報のはんらんは青少年の健全育成を阻害する膨大な要因となっている。さらに今日のパソコンや携帯電話の急速な普及によって、青少年を取り巻く有害情報の拡大は一層深刻な問題となっている。

我が国では昨年児童ポルノ事件は、676件起きた。また児童ポルノサイトの数は世界で5番目に多く、米国の児童ポルノサイト事件にかかわる日本人は数百人になるなど、国際社会から再三、我が国の児童買春・児童ポルノ法の改正を要請されている。

今こそ、官民挙げて私たちは、未来を担う青少年を守る強い意志と責任を果たすべきときではないか。

以上の趣旨をもって、次の事項を強く要望する。

(陳情事項)

1 現行の児童買春・児童ポルノ禁止法の改正を求める。

(1) 現行の児童買春・児童ポルノ法では、児童のポルノ販売や譲渡は処罰の対象とされているが自己の性的好奇心を目的としての単純所持は処罰の対

象とされていない。またインターネット上においても、児童ポルノをパソコンや携帯電話に取り込む単純所持が許される限り違法画像が児童ポルノサイトに掲載されると、不特定多数の利用者がコピーを繰り返し、画像が無数に広がるという負の連鎖を断つことができない。既に欧米においては、一般的な単純所持はもとより、ネット上のポルノサイトを見るだけで犯罪と明確に規定しているのに対して、我が国は事実上野放し状態にあり、国際的批判を受けている。国会及び政府は児童ポルノサイトに接続できなくなる制度を導入し、すべての単純所持を処罰の対象とすること。

(2) 現行の児童買春・児童ポルノ法では、児童ポルノとは実在する児童だけを対象としており、漫画やアニメ、ゲームソフト等は入らない。しかし、青少年が日々接するコンビニや書店において、多くの児童を題材にしたポルノコミック誌がはんらんしており、青少年の健全育成を著しく阻害している。したがって、漫画やアニメ、ゲームソフト等で卑わい表現や性的虐待されたものも規制の対象とすること。

2 地方公共団体、企業、学校、家庭がそれぞれの役割の重要性を認識し、より一層青少年の健全育成に対し責任を果たすよう強く求める。

執行部意見

(生活環境部)

国会において、児童ポルノ所持の禁止等を内容とする「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」の審議が行われているところであり、今後とも国会の動向を注視してまいりたい。

県では、青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な育成を害するおそれのあるコミック誌やDVD・ゲームソフト等を有害図書として青少年への販売等を規制しているところであり、今後とも、学校、家庭、地域等との連携を強化しながら青少年の健全育成に努めてまいりたい。

(青少年課)

第25回国民文化祭・おokayama2010支援連続講演会の開催について

文化庁の地域文化芸術振興プラン推進事業を活用し、国民文化祭の開催に向けて、郷土の歴史と文化に対する理解を深め、国民文化祭の周知と開催気運の醸成を図るために次のとおり先人の足跡をたどる連続講演会を開催する。

1 主催

文化庁、第25回国民文化祭岡山県実行委員会（会長 石井正弘）

2 内容

統一テーマ 「温故知新～中国と岡山」

第1回 「江戸時代儒学思想の受容と岡山」〈講師：小島 毅 東京大学准教授〉 平成22年2月11日（木・祝）13:30～岡山国際交流センター
第2回 「内山完造と中国」〈講師：太田内樹 東海大学名誉教授〉 平成22年2月14日（日）13:30～アークホテル岡山
第3回 「雪舟が見た明代中国」〈講師：板倉聖哲 東京大学准教授〉 平成22年2月20日（土）13:30～アークホテル岡山
第4回 「栄西と喫茶渡来」〈講師：熊倉功夫 林原美術館館長〉 平成22年2月21日（日）13:30～岡山県立美術館
第5回 「大原總一郎と中国」〈講師：兼田麗子 早稲田大学客員准教授〉 平成22年2月28日（日）13:30～岡山国際交流センター
第6回 「岸田吟香と中国」〈講師：松本健一 麗澤大学比較文明文化研究センター長〉 平成22年3月6日（土）11:20～岡山国際交流センター
第7回 「吉備真備と中国」〈講師：千田 稔 奈良県立図書情報館館長〉 平成22年3月7日（日）13:30～岡山県立美術館
第8回 「犬養木堂と中国」〈講師：小林惟司 日本文藝家協会会員〉 平成22年3月13日（土）13:30～アークホテル岡山

※内容については、今後変更になる可能性あり。

3 定員 各約200人

4 参加費 無料

5 その他 3回以上の参加者には国民文化祭オリジナルグッズを進呈

岡山シーガルズ公式戦「岡山県デー」の実施について

県民に夢や感動、勇気を与え、地域の活性化にも貢献している岡山シーガルズを支援するため、1月9日のホームゲームにおいて、桃太郎アリーナ前広場にテント村を設置し、ご当地グルメの実演販売や県政PRを行うなど、ホームゲームを盛り上げる「岡山県デー」を実施する。

- 1 開催日時 平成22年1月9日(土) 10:30~16:00
(試合開始 14:00 第1試合 岡山シーガルズ vs JT)
第2試合 NEC vs トヨタ車体)
- 2 開催場所 岡山市北区いずみ町「岡山県総合グラウンド・桃太郎アリーナ」
- 3 主催 岡山県、岡山シーガルズ

4 実施内容

【アリーナ前広場(テント村の実施):10:30~16:00】

- (1) 岡山ご当地グルメの実演販売
日生カキオコ、笠岡ラーメン、津山ホルモンうどんの実演販売
- (2) 青少年ボランティアグループ「エエトコおかやま楽習隊」等によるもちつき
もちの無料配布及び募金活動
- (3) 県政PRコーナー
国民文化祭、空路利用促進、県内観光などのPR
ももち、ウィンディー(岡山シーガルズ)などのマスコットキャラクター
によるPR

【アリーナ内イベント】

- (1) 両チームに特産品の贈呈
- (2) 試合前、セット間イベントでの ももち、ウィンディーによるパフォーマンス

(参考:岡山シーガルズによる独自事業)

【アリーナ内イベント】

- (1) 試合前
- ・エスコートキッズの実施
 - ・観客席へのボールの投げ入れ
 - ・始球式の実施
- (2) セット間
- ・チアリーディングチームによる演技

男女共同参画に関する年次報告について

県では、岡山県男女共同参画の促進に関する条例第9条に基づき、男女共同参画の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため、施策の実施状況等を取りまとめた「男女共同参画に関する年次報告書」を作成した。

報告書では、新おかやまウィズプラン（計画期間：平成18～22年度）に掲げた28項目の数値目標の進捗状況を明らかにするとともに、全部局にわたる男女共同参画の促進に関する施策・事業について、平成20年度の実績と平成21年度の事業概要を取りまとめた。

なお、資料編として男女共同参画に関する各種統計資料を掲載している。

1 プラン数値目標の進捗状況

別添報告書（6ページ）のとおり

2 プラン基本目標ごとの事業〔別添報告書（7ページ）〕

基 本 目 標		H21年度 事業数
基本目標Ⅰ	男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	53
基本目標Ⅱ	あらゆる分野への男女共同参画の推進	33
基本目標Ⅲ	男女の人権が尊重される社会の構築	30
基本目標Ⅳ	多様な生き方を基礎とする活力あふれる地域社会づくり	81
計		197

3 その他

報告書は、市町村その他の関係機関、県内の図書館等に配布し、男女共同参画についての関心と理解を深めるための資料として活用する。

温故知新

第25回国民文化祭・おかやま2010 支援連続講演会



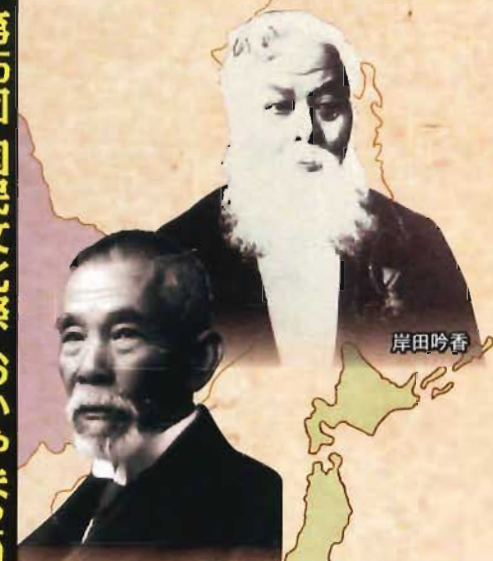
吉備真備



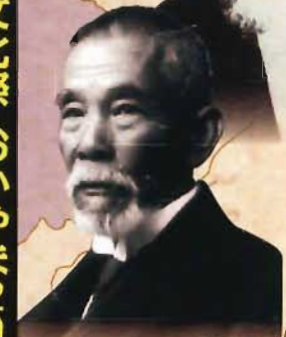
宋西禅師



雪舟等楊



岸田吟香



犬養毅



大原總一郎



内山完造

日中友好の
礎を築いた先人の足跡

氣鋭の研究者が語る

斯界の第一人者

中国と岡山

参加
無料

日程

平成22年2月~3月中旬
の土日・祝日

会場

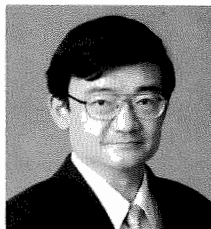
岡山県立美術館
岡山国際交流センター
アークホテル岡山

定員 各回200名 (複数回の参加も可。応募者多数の場合は抽選)

◆ 内容

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 第1回 「江戸時代儒学思想の受容と岡山」 講師:小島 毅(東京大学准教授) | 第5回 「大原總一郎と中国」 講師:兼田麗子(早稲田大学日本地域文化研究所客員准教授) |
| 第2回 「内山完造と中国」 講師:太田尚樹(東海大学名誉教授) | 第6回 「岸田吟香と中国」 講師:松本健一(評論家、作家、麗澤大学比較文明文化研究センター長) |
| 第3回 「雪舟が見た明代中国」 講師:板倉聖哲(東京大学准教授) | 第7回 「吉備真備と中国」 講師:千田 稔(奈良県立図書館情報館長) |
| 第4回 「宋西と喫茶渡来」 講師:熊倉功夫(林原美術館館長) | 第8回 「犬養木堂と中国」 講師:小林惟司(日本文藝家協会会員) |

温故知新～中国と岡山～



東京大学准教授
小島 毅

第1回 江戸時代儒学思想の受容と岡山

2月11日(木・祝) 13:30～15:00
 岡山国際交流センター

1962年生まれ。専攻は中国思想史。「中国近世における礼の言説」(東京大学出版会)、「宋学の形成と展開」(創文社)、「東アジアの儒教と礼」(山川出版社)、「朱子学と陽明学」(放送大学教育振興会)、「近代日本の陽明学」(講談社)他多数

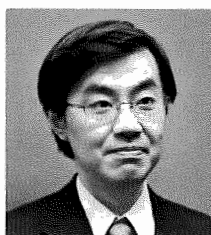


東海大学名誉教授
太田 尚樹

第2回 内山完造と中国

2月14日(日) 13:30～15:00
 アークホテル岡山

1941年生まれ。専門は比較文論。著書に「赤い謀報員 ソルゲ、尾崎秀実、そしてスエドレー」(講談社)、「明治のサムライ「武士道」新渡戸稲造、軍部とたたかう」(文春新書)、「伝説の日中文化サロン 上海・内山書店」(平凡社新書)他多数



東京大学准教授
板倉 聖哲

第3回 雪舟が見た明代中国

2月20日(土) 13:30～15:00
 アークホテル岡山

1965年生まれ。専攻は中国絵画史。編著に「明代絵画と雪舟」「南宋絵画—才情雅緻の世界」(根津美術館)、「形態の伝承」(東京大学出版会)「講座日本美術史」第2巻所収)、「明の絵画」(日本放送出版協会「故宮博物院」第4巻)他多数



林原美術館館長
熊倉 功夫

第4回 栄西と喫茶渡来

2月21日(日) 13:30～15:00
 岡山県立美術館

1943年生まれ。国立民族学博物館名誉教授、総合研究大学院大学名誉教授。「干利休」「茶の湯の歴史」(平凡社)、「寛永文化の研究」(吉川弘文館)、「後水尾天皇」(岩波書店)、「日本料理文化史」(人文書院)、「小堀遠州茶友録」(中央公論社)他多数



早稲田大学
 日本地域文化研究所客員准教授
兼田 麗子

第5回 大原總一郎と中国

2月28日(日) 13:30～15:00
 岡山国際交流センター

1964年生まれ。社会・経営思想史専攻。「岡山のキリスト者の福祉実践とその思想」(行人社「吉備の歴史と文化」所収)、「福祉実践にかけた先駆者たち 留岡幸助と大原孫三郎」(藤原書店)、「大原孫三郎の社会文化貢献」(成文堂)



評論家、作家、
 麗澤大学比較文明文化研究センター長
松本 健一

第6回 岸田吟香と中国

3月6日(土) 11:20～12:50
 岡山国際交流センター

1946年生まれ。1995年「近代アジア精神史の試み」でアジア太平洋賞、1998年「日本の近代第1巻 開国・維新」で吉田茂賞、2005年「評伝 北一輝」で司馬遼太郎賞・毎日出版文化賞受賞。「秋月悌次郎 老日本の面影」(作品社)「泥の文明」(新潮社)他多数



奈良県立図書館情報館館長
千田 稔

第7回 吉備真備と中国

3月7日(日) 13:30～15:00
 岡山県立美術館

1942年生まれ。元奈良女子大学教授、国際日本文化研究センター教授。1994年浜田青陵賞受賞。「天平の僧 行基」「飛鳥水の王朝」「平城京遷都」(中公新書)、「平城京の風景」(文芸堂)、「邪馬台国と近代日本」(日本放送出版協会)他多数



日本文藝家協会会員
小林 惟司

第8回 犬養木堂と中国

3月13日(土) 13:30～15:00
 アークホテル岡山

1930年生まれ。元千葉商科大学教授。「日本保険思想の生成と展開」(東洋経済新報社)「保険思想家列伝」(保険毎日新聞社)「改訂新版寺田寅彦の生涯」(東京図書)「犬養毅、党派に殉ぜず、国家に殉ぜず」「二宮尊徳、財の生命は徳を生かすにあり」(ミネルヴァ書房)他多数

◆応募方法

- ①「講演会第〇回希望」(複数回の参加も可能です。) ②参加者氏名・住所・電話番号を明記し、FAXまたはハガキで応募してください。
- 1通につき2名まで応募できます。
- FAX (086)221-5620
- ハガキ 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
- 第25回国民文化祭岡山県実行委員会「連続講演会」係 あるいは、第25回国民文化祭・おかやま2010のホームページからも応募できます。(http://www.pref.okayama.jp/kokubunsai2010)
- ※今回の応募により取得した個人情報、適正に主催者が管理し、当事業の目的のみに使用します。

◆応募締切

平成22年1月29日(金)(ハガキの場合は当日消印有効)

◆当選者の発表

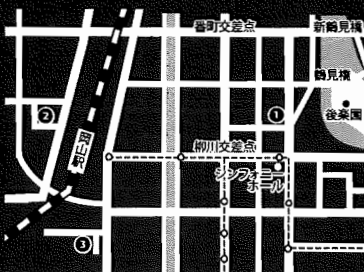
応募締切後、抽選を行い、当選者への入場整理券の発送をもって当選発表に代えさせていただきます。
 ※応募締切後、定員に満たない場合は引き続き応募を受け付けます。

◆問い合わせ先

第25回国民文化祭岡山県実行委員会事務局
 TEL:086-226-7905

◆その他

- 各会場とも駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- 3回以上参加された方には国文祭オリジナルグッズ(特製文庫本カバー)を進呈します。
- 都合により会場等が変更になる場合がございます。



- ① 岡山県立美術館
 岡山市北区天神町 8-48
 TEL.086-225-4800
- ② 岡山国際交流センター
 岡山市北区幸違町 2-2-1
 TEL.086-256-2905
- ③ アークホテル岡山
 岡山市北区下石井 2-6-1
 TEL.086-233-2200